

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（インド）
（２０２４年度アップデート版）

弁護士 箭内隆道

目次

※ブログ記事の参照について	1
第1章 はじめに ～インドの現在～	2
第1 インドに関する基礎情報（本調査に関連する事項）	2
1 国家情報	2
（1）政治体制について	2
（2）言語について	3
2 日本との関係	4
（1）日本企業の進出状況	4
（2）在留邦人数	4
第2 インドの近時の動向（本調査に関連する事項について）	5
1 Ease of Doing Business Rank（ビジネスのしやすさランク）	5
（1）10のテーマによるランキング	5
（2）2016年度のランキング	5
（3）2017年度のランキング	6
2 Union Budget（国家予算）	7
（1）概説（インドにおける Budget（予算）の意義）	7
（2）2016年度の改革	8
（3）2017年度予算案の内容	10
（4）2018年度予算案の内容	12
3 紛争解決制度改革の動向 ～日本で開催されたインド最高裁長官講演より	12
（1）概説	12
（2）講演の要点	12
第3 インドの生活状況、直面した法的問題等（報告者の経験等から）	14
1 概説	14
2 廃貨（demonetization）への対応	14
（1）新紙幣への交換	14
（2）ルールの日変更	14
（3）その他の支障	15
3 居住環境（住居の賃貸借契約）	15
（1）ムンバイの住宅事情（賃料など）	15
（2）賃貸借契約書のチェックについて	15
（3）賃貸借期間（Societyの問題）	16
4 牛肉の所持	16
（1）概説	17
（2）マハラシュトラ動物保護法の概要（在留邦人の活動に関係すると思われるもの）	17
5 遊興施設（ダンスバー）	17
6 マッサージ店（いわゆる性風俗店）	18
7 デモによる日常生活への影響	18
（1）チェンナイにおける伝統行事実施をめぐる騒動	18
（2）本騒動により接したインドの法制度等	19
8 外国人登録について	20
第2章 現地におけるビジネス関連法令の運用の実態	21
第1 インドの法体系	21
1 コモンロー	21
2 制定法体系	21
（1）概説	21

(2) 私人間を規律する制定法.....	22
(3) 民事訴訟法 (Civil Procedure Code, 1853) について.....	25
(4) ビジネス関連法制.....	25
3 最高裁判所による規制類似機能 (司法積極主義)	26
(1) 公益訴訟における裁判所によるルール策定.....	26
(2) 公益訴訟による規制の例.....	27
第2 2016年破産倒産法 (2018年以降の改正)	29
1 はじめに.....	29
2 インターネットによる情報の確認.....	29
(1) 公的機関のホームページ.....	29
(2) 法律の施行状況の確認.....	30
3 制度概要 (特色)	30
(1) 債務者資産の極大化～2段階の手続 (イメージは会社更生→破産)	31
(2) 金融債権者の優先.....	32
(3) 迅速な処理の志向.....	32
4 手続の流れ (条文に即して)	32
(1) 申立手続.....	32
(2) 会社倒産処理手続 (CIRP)	34
(3) 清算手続.....	35
5 施行後の改正状況.....	37
(1) 2018年改正.....	37
6 施行後の実施状況.....	38
(1) 承認例及び棄却例.....	38
(2) 運用状況.....	39
7 小括 (運用状況の分析を含め)	39
8 今後の留意点.....	40
第3 インドで事業を始める ～外国投資に関する規制～	41
1 はじめに.....	41
2 インドの外国為替管理制度.....	42
(1) 1999年外国為替管理法.....	42
(2) 規制の実施機関.....	42
3 直接投資 (インド非居住者による会社の設立 (株式の移転または発行))	43
(1) 規制の策定状況.....	43
(2) 2017年版統合版 FDI ポリシーの概要 (2018年1月の修正点を含めて)	45
4 価格規制.....	47
5 対外商業借入.....	47
第4 会社の設立・運営.....	48
1 概説 (会社法関係事項の確認方法について)	48
(1) インド企業省ホームページ.....	48
(2) 会社法及び関連規制の確認 (ウェブ上の「eBook」)	48
(3) オンラインサービス (特に会社設立手続について)	54
(4) 新しい規制自体の把握.....	55
2 会社の設立手続.....	55
(1) 概説.....	55
(2) 電子署名認証 (DSC: Digital Signature Certificate)	56
(3) 取締役識別番号 (DIN: Digital Identification Number)	56
(4) 会社名の確保の申請 (Application for reservation of Name)	57
(5) 会社設立の申請 (Application for incorporation of a company)	57
(6) 【重要な制度導入】新しいオンラインサービス (2020年から)	57

(7) 会社設立後.....	58
3 会社の運営（非公開会社について）	58
(1) 概説	58
(2) 会社の種類.....	59
(3) 株主総会	59
(4) 取締役	59
(5) 取締役会	59
(6) 監査役	60
(7) 内部監査役.....	60
(8) 会社秘書役（Company Secretary）	60
(9) 委員会	60
第3章 裁判制度及び運用の実態	61
第1 民事の紛争解決制度	61
1 民事訴訟手続	61
(1) 1908年民事訴訟法（Code of Civil Procedure, 1908）	61
(2) 民事訴訟手続に関する情報提供（E-Courts Service）	61
2 準司法機関（quasi-judicial）	61
3 商事裁判所、高等裁判所の商事専門部の設置	61
4 会社法審判所（NCLT）	62
5 仲裁	62
(1) はじめに（仲裁法の重要性）	62
(2) 留意点（仲裁法改正のポイント）	63
第2 運用の実態	65
1 はじめに	65
2 NTT ドコモとタタ・サンズの件（強制執行申立手続）	65
3 債務不履行に基づく損害賠償請求事件（インド国内仲裁・強制執行手続）	72
4 移転価格税制に関する税務当局との紛争（税務当局への異議申立て）	74
第4章 現地における日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応のあり方	78
第1 日本企業が直面する法的問題の実態	78
1 日本企業向け統一アンケートの実施（2017年度）	78
2 アンケート結果の分析（2017年度）	78
3 直接のヒアリングに対する回答例（2016年度分）	83
(1) 本項の構成.....	83
(2) 2016年度の滞在都市.....	83
(3) 各都市における調査状況の概要.....	84
(4) 日本本社と現地子会社からのヒアリング結果例（典型的な法的問題状況）	87
(5) 日本企業が直面している法的問題（聞き取り内容）	89
4 日本企業が直面している法的問題（アンケート回答）	93
第2 日本企業が直面する法的問題への対応状況	95
1 総論	95
2 大使館・領事館	95
(1) 総領事館からのヒアリング内容.....	95
(2) 在インド日本大使館からのヒアリング内容.....	95
3 ジャパンプラス	98
4 ジェトロ	99
5 商工会	100
(1) デリーのインド日本商工会（「建議書活動」を中心に）	100

(2) その他の商工会について	101
6 民間のサービス業	101
(1) はじめに	101
(2) インド法律事務所に勤務する日本人（日本法弁護士ではない方）	101
(3) 会計士事務所に勤務する日本人（複数人からのヒアリング）	102
(4) 日本人コンサルタント（複数人からのヒアリング）	103
第3 在留邦人が直面する法的問題の実態	104
1 概説	104
2 法的問題の実態	104
第4 在留邦人が直面する法的問題への対応状況	105
第5章 日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム（現地の外弁規制等、日本の法曹有資格者の活動環境を含む）	107
第1 インドの外弁規制について	107
1 インドの弁護士制度	107
(1) 概要	107
(2) インドの弁護士制度の実情	107
2 外国人がインド法弁護士になることの可否	108
(1) 国籍要件の存在	108
(2) 例外要件の検討	109
(3) 小括	109
3 インド弁護士だけに認められる「法律業務」の意義 ～裁判所の判断～	109
(1) 問題の所在	109
(2) 高裁の判断	110
(3) 最高裁の判断	111
(4) 最高裁判断の評価	112
4 外国法弁護士制度	113
(1) 外国法曹資格の承認の制度	113
(2) インド法曹評議会による規則案の策定	114
(3) インド法曹評議会による規則案の検討状況	115
5 小括	116
第2 日本の法曹有資格者の活動状況	118
1 概説（インドに常駐する弁護士の数など）	118
2 インドに常駐している日本弁護士の活動実態	118
(1) 日本企業の案件への関与（案件の種類、案件数など）	118
(2) 在留邦人の案件への関与（案件の種類、案件数など）	119
(3) 業務対応における留意点（主にインド弁護士法の観点から）	119
(4) 日本弁護士がインドに駐在する意義等	119
(5) 2017年度のヒアリング	121
3 インド法務の経験が豊富である日本人弁護士（日本に滞在）の活動状況	122
(1) 概説	122
(2) 琴浦諒弁護士からのヒアリング内容	122
(3) 久保達弘弁護士からのヒアリング内容	124
(4) 久保光太郎弁護士からのヒアリング内容	126
4 海外に駐在する企業内弁護士の活動（参考）	128
(1) 概説	128
(2) 具体的な業務内容等	129
第3 日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方（提言）	131
1 報告者の意見	131

2 上記意見の理由及びより具体的な内容	132
(1) 大使館での弁護士の駐在について	132
(2) 大使館に常駐する弁護士の活動について	133
(3) 大使館のみならず、各総領事館への駐在も検討されるべきことについて	134
(4) 外国弁護士制度の導入についての働きかけについて	134
(5) 日本弁護士とインド弁護士の関係構築について	135
(別紙1)	137
職場における女性に対するセクシャルハラスメントに関する規制	137
(別紙2)	140
インドにおける CSR 活動	140
(別紙3)	144
2016 年インドにおける外国弁護士の登録及び規制に関するインド法曹評議会規則（案）	144
付録：Acronyms（頭字語（短縮語））の紹介	152
(別紙4) 令和6年度アップデートについて	153
(別紙5)	156

※ブログ記事の参照について

報告者は、本調査の実施のためのインド滞在中、インドをテーマにした記事を掲載するブログを立ち上げ、インドの時事ニュース、在留邦人から質問を受けたインドの法制度、そしてインドでの生活状況や風習について執筆を続けていた。

「日本に住む自分の家族にもわかりやすく」という観点から平易な文章を心がけつつ、本調査の目的である「日本企業及び在留邦人への法的支援方策」の一端となればとの思いで、判決ニュースについては速報性を重視し、また法制度についても、未だ日本語の説明がないものを積極的に取り上げるなどして記事を増やしていた。

そこで、本報告書を提出するに際し、当該ブログの記事についても、本調査に関連すると考えられるものについては、別添の【資料 1】として取り纏めることとした。その上で、報告書で取り上げるトピックに関してブログ記事がある場合は、報告書本文中でその旨指摘させていただくこととする。ブログ記事の方が堅くない文体での説明になっていると思われるので、報告書中の説明で関心を持たれた題材がもしあれば、適宜、ブログ記事についてもご参照いただければ幸いである。（ちなみに、別紙において各ブログ記事は本報告書の記載内容に対応する順番にまとめられている。）

なお、インドでの生活ぶり等の記事も含め、当該ブログ自体はこちらの URL から確認可能である。

★インドでの BLOG (TAKAMICHI YANAI)

<http://takamichianai-india.blog.jp/>

第1章 はじめに ～インドの現在～

第1 インドに関する基礎情報（本調査に関連する事項）

1 国家情報

インド（英語名は「Republic of India」）の基礎情報は、日本語では、まず外務省のホームページで確認できる。

★インド基礎データ（外務省ホームページ）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html#section1>

以下、本調査に関わる、法規制の実態に関する事項を説明する。

（1）政治体制について

インドの政治体制は「共和制」と説明されているが、共和制とは「世襲による君主制ではない」ことを意味する概念であり、より重要と思われるのは、①インドの共和制は「民主的共和制（インドは民主主義国家）」であること、また、②インドは多数の州と連邦直轄領が結合して形成されている「連邦共和制」であること（インド憲法1条「India…shall be a Union of States」）、である。

① 民主的共和制（民主主義国家であること）

インドでは、インド憲法に基づき、連邦の議会議員選挙と州の議会議員選挙とが定期的実施されており、政党制度のもとで選挙結果に基づき政権が樹立される。また、憲法上、三権分立が採用されており、また司法権に違憲立法審査権も認められている、立憲民主主義国家でもある。

このように、インドが民主主義国家であるということは、日本と同様に、法治主義、そして法の支配の基本的原理が採用されているということである。

したがって、ビジネス法制に関しても、ある日突然にルールが変わる、時の権力者の一方的判断で権利が侵害されるという事態は基本的に想定されないと言える。

本調査において、インド進出を果たした日本の経営者からも、インドは民主主義国家であるという意味で、（アジアの数国に比べ）最悪のリスクは低いと評価した、との見解をよく耳にした。

② 連邦共和制（連邦にも各州にも立法権が認められていること）

本報告書作成時点において、インドは29の州（State）と7つの連邦直轄領から形成されている。

そして、インド憲法上、立法権は、国家としての連邦の議会（Parliament）にも、各州の州議会（Legislature）にも認められている。

具体的には、連邦と州の議会が制定する法律の所管について、

- ・ ユニオンリスト（連邦だけに立法権）

- ・ ステイトリスト（州だけに立法権）
- ・ コンカレントリスト（Concurrent List）（どちらも並行して立法できる）
において、それぞれ詳細に規定されている（２４６条及び別表７）。
例えば、ビジネスにおいても常に問題となる労働関係の事項は「コンカレントリスト」に記載されている（２２から２４など）。
したがって、インドにおいては、ビジネス法制を検討するに際しても、連邦法、のみならず、州法も念頭に置く必要があるということになる。

なお、上記のように、州だけに立法権がある事項がある点に関し、日本では、国会が唯一の立法機関であり（日本国憲法４１条）、地方議会は法律の範囲内で条例を制定できるに過ぎない（同９４条）とされていることと大きく異なるが、ただ、インドでも、州法と連邦法と内容が矛盾する場合は州法は効力を認められないとされており（インド憲法２５１条）、「コンカレントリスト」について州法は連邦法の内容と相反する立法をすることはできない点は、日本の制度と類似している。

（２）言語について

憲法上、連邦の公用語とされているのはヒンディー語だけであるが（３４２条(1)）、実態としては、英語も公用語として使用されている。英語は、憲法上はインド独立後の時限的な公用語と規定されているが（３４３条(2)）、そのまま使用が継続されているということのようである。

インド政府、各省庁、裁判所などの公的機関のホームページも、（報告者が確認してきた限り）それぞれ英語で作成されたページが全て存在し、法規制の情報もインターネットにより英語で取得できる。

★インド政府ホームページ（英語）

<https://india.gov.in>

ただ、本調査のヒアリングにおいて、各州レベルでの法規制が英語で確認できない、という認識は頻繁に耳にしたところであった。州レベルでの法規制について、英語による情報提供がされていないのか、そもそも情報提供自体されていないものもあるのか、確定的な判明には至っていない。

しかし、この点、インド憲法には法規範の「信頼できる原本（authoritative text）」に関する規定があり、連邦か州かを問わず、全ての法案、法律、憲法及び法律のもとで制定される全ての命令・規則・規制・内規は、全て英語で作成されることが原則とされ（３４８条(1)(b)）、州に関して、州議会が立法等に英語以外の言語を使用すると定めた場合でも、英語の翻訳は作成されることになっている（３４８条(3)）。

したがって、かかる規定を前提とすれば、連邦、のみならず各州についても、すべての法規範は英語で作成されているはずであり、英語版を入手することが可能（州が適時の情報提供をしていれば）、ということになる。

2 日本との関係

(1) 日本企業の進出状況

インド進出日系企業の数について、在インド日本大使館及びジェトロが毎年10月に一斉調査を実施している。同大使館に直接お話を伺ったところによれば、インド各地の日本商工会・日本人会にも協力を得て行われ、またそれらの会員でない企業・駐在員にも在留届等の情報に基づき大使館が直接所在確認をするとのことで、実態を正確に把握した結果になっているものと考えられる。

2018年10月時点でのインド進出日系企業数は、1441社である。

この10年間で一貫して増加しており、2006年の267社から約5倍になっている。拠点数合計は5102である。

★インド進出日系企業リスト2018（在インド日本大使館のホームページ）

https://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/2018_co_list_jp.pdf

(2) 在留邦人数

他方、外務省が公表している直近のデータによれば、**2018年10月1日時点でのインドの在留邦人数は9838人である**（外務省「海外在留邦人調査統計」（令和元年要約版））。国別では、23位である。

他の東アジア、東南アジア諸国と比較すると、カンボジアの3934人（29位）、ミャンマーの2776人（34位）などよりは多数であるが、中国の12万0076人（2位）を筆頭に、タイが約8万人、そこにシンガポール・マレーシア・ベトナムと続き、インドネシア・フィリピンでもそれぞれ約2万人と、各国が軒並み1万人を超えている状況で、インドの規模を考えると、相対的にも日本人（日本企業）の進出はまだ進んでいないといえる。

第2 インドの近時の動向（本調査に関連する事項について）

※【別紙ブログ記事1「モディ政権が満3年。その印象的・大喜利的スローガンの数々」もご参照下さい】

1 Ease of Doing Business Rank（ビジネスのしやすさランク）

（1）10のテーマによるランキング

Ease of Doing Business Rank とは、189か国の加盟国が共同で運営する組織である「世界銀行」が毎年発表しているプロジェクトで、以下の10のテーマによる評価で「ビジネスのしやすさ」のランク付けをするものである。

（10のテーマ）

- ① スターティング・ビジネス（手続、時間、費用、最低資本金など）
- ② 建設許可の扱い（手続、時間、費用など）
- ③ 電気の供給（手続、時間、費用など）
- ④ 土地の登記（商業不動産の登記手続、時間、費用）
- ⑤ 資金調達環境
- ⑥ 投資家保護（開示制度、取締役の責任、株主訴訟のし易さ）
- ⑦ 税の支払い（支払うべき税金の数、還付手続に費やす時間、税額）
- ⑧ 貿易（書類の数、手続、費用）
- ⑨ 契約の履行強制（債務支払を強制する手続、時間、費用）
- ⑩ 破綻処理（破産手続にかかる時間、費用、回収率）

インド政府は、かねてより、このランキングで早期にベスト50位入りすることを目標に掲げている。

（2）2016年度のランキング

インドの2016年度のランクは、190ヶ国中で130位で、前年度から、わずか1ランクの上昇であった。

- ① かかるランキングの発表の直後（2016年10月）、インドの産業政策促進局（Department of Industrial Policy and Promotion:DIPP）の局長が新聞のインタビューに応じ、順位について失望を示すとともに、今後の課題として、以下の政策を早期に実現する必要を指摘した。
 - i 破産法を12月までに導入すること。
 - ii GST（Good and Service Tax）を早期に導入すること。
 - iii Paperless Court（紙を使わず電子的に手続を行う裁判所）の実現。
 - iv 売買証書と不動産登記を結合させること。

v 古めかしい労働法は外国投資家から主要な投資の障壁であると指摘されてきており、労働法制の改革も必要。

★新聞記事 2016 年 10 月 26 日 (The Economic Times)

<http://economictimes.indiatimes.com/opinion/interviews/bankruptcy-code-gst-will-improve-indias-ease-of-doing-business-ranking-next-year-ramesh-abhishek/articleshow/55059086.cms>

② また、同年 12 月 20 日には、ジャイトリー財務大臣が開いた会議で、ベスト 50 位入りを目指し、その鍵となる 8 項目の方策を打ち立てた。(8 項目について①の i 乃至 v に続く通しの番号を付す。)

- vi スターティングビジネスの評価改善の見地から電子受付窓口を統合する。
- vii 同様の観点から会社設立の手続の数も所要日数も「4」にする。
- viii 税還付の申請窓口を一つにし、従業員積立基金等もオンラインで支払えるようにする。
- ix 破産法が会社法審判所により導入されること。
- x 「資金調達環境」の改善。
- xi 「契約の履行強制」の 172 位という低調なランクを改善すべく、特に商事裁判所において、電子的な申立て、招集、支払いを実現する(「E-Court」)。
- xii 「建築許可」に関し、許可の数を 8 つに減らし、日数も 60 日以内とする。

(3) 2017 年度のランキング

インドの 2017 年度のランクは、約 190 ヶ国中で 100 位で、前年度から一転、一気に 30 ランクの上昇を果たした。

★Ease of Doing Business in India (インドのランキング)

<http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/india/>

※なお、言語について、中文はあるが残念ながら日本語のページはない。

★新聞記事 2017 年 11 月 1 日 (The Economic Times)

Reform booster: India breaks into top 100 in World Bank ease of doing business rankings

https://economictimes.indiatimes.com/news/economy/indicators/reform-booster-india-breaks-into-top-100-in-world-bank-ease-of-doing-business-rankings/articleshow/61376612.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst

① このようなランキングのジャンプアップに関し、2016 年度において課題とされていた前述の i 乃至 xii について実現状況を確認すると、状況が確定的に判明するものだけでも以下の点が指摘できる。

- i 破産法を(2016 年)12 月までに導入すること。

- 実際に、2016年12月に施行された。
 - ii GST (Good and Service Tax) を早期に導入すること。
 - 実際に、2017年7月に導入された。
 - vi スターティングビジネスの評価改善の見地から電子受付窓口を統合する。
 - 会社の設立時に必要な手続きが、一つのインターネット上の書式でまとめて申請できるようになった。また、電子書式の費用は無料となった。
 - vii 同様の観点から会社設立の手続の数も所要日数も「4」にする。
 - 現在、インド企業省のホームページによれば、会社設立はオンライン申請で所要日数は「ゼロ」とされている。
 - viii 税還付の申請窓口を一つにし、従業員積立基金等もオンラインで支払えるようにする。
 - 従業員積立基金のオンライン支払いは実現している。
- ② 以上のように、2016年のランクが低調だったことを踏まえて掲げられていた改善点について、その多くが早期に実現されたことが、2017年度のランクアップに着実に寄与しているものと考えられ、インドにおいてビジネス環境の整備がスピード感をもって実際に実現されていることがわかる。
- なお、インドの順位が最も高いテーマは「protecting minority investors(少数株主保護)」で、世界全体の第4位である。

2 Union Budget (国家予算)

(1) 概説 (インドにおける Budget (予算) の意義)

2016年、2017年とも、2月1日に、事前の予告どおり、恒例のインド予算案の発表が行われた。

インドの予算案は、財務的な数値のみならず、次年度の国家の政策重点項目、そして具体的な政策案が詳細に説明されることになっている。

一般人にとっても、自らの税金がどう遣われるのか、また国の改善がどう行われていくのか、わかりやすく理解出来る機会として、年に一度の国民の重大関心事になっているようである。

また、近年、インドにおいて、外国投資の促進は継続的な国家課題とされており、次年度にどのような制度改革が実現に移されると公式に発表されるかという観点からも、注目度が高い。

翌日2日の新聞各紙は、予算に関する記事だけでほぼ全記事が構成され、また、大手会計事務所などは予算案の発表から程ないタイミング(2月中旬)で「予算案セミナー」を開催しており、多数の在インド日本企業関係者もこれに参加して情報取得に努めているようである。

この予算案も、財務省のホームページで2月1日から公開されている。内容を概観する場合に参照すべきページは以下のとおりである(なお、これらはいずれも2017年2月1日発表の予算案に関するものである。)

① Key to Budget Documents

提出された文書がそれぞれどのような性質のものなのかの説明。予算の提出がインド憲法及び関係法令に基づく政府の義務であることが理解できる。

★インド財務省ホームページ

nic.in/ub2017-18/keybud/keybud2017.pdf

② ジャイトリー財務大臣のスピーチ原稿

予算案の提出にあたって財務大臣が行う内容説明のスピーチの原稿文。

今回のジャイトリー財務大臣の演説は約 110 分に及んだ。

★インド財務省ホームページ

<http://indiabudget.nic.in/ub2017-18/bs/bs.pdf>

③ Budget Highlights (Key Features)

当該予算の主な特徴を 15 頁にコンパクトにまとめたもの。

★インド財務省ホームページ

<http://indiabudget.nic.in/ub2017-18/bh/bh1.pdf>

(2) 2016 年度の改革

① 概説

2017 年 2 月発表の予算案においては、その特徴の説明の前段階に、以下の 3 点が「昨年の革新的改革 (TRANSFORMATIONAL REFORMS IN LAST YEAR)」として掲げられていた。

1, GST 導入のための憲法改正案が承認され、導入へ進展

(Passage of the Constitution Amendment Bill for GST and the progress for its introduction)

2, 高額紙幣の廃貨

(Demonetisation of high denomination bank notes)

3, 破産倒産法の施行

(Enactment of the Insolvency and Bankruptcy Code)

これらは、直近及び今後、インドにおける企業活動、生活にも大きな影響を与える（与えた）ものであり、以下に簡潔に説明しておく。

② GST

GST とは「GOODS AND SERVICES TAX」の略称で、その名のとおり、物品の販売・サービスの提供に対して課される間接税である。日本でいうと消費税に相当する。

インドは連邦共和制国家として中央政府にも州にも課税権があり、また州を跨いだ取引にも課される税金があるなど、税制は複雑で、インドビジネスの困難という税務問題が真っ先に挙げられてきた。

そこで、インド国内の GOODS と SERVICES に課せられる間接税の税率、手続等を統一することとした制度が、GST である。州をまたいで物品が転々と譲渡された場合等にも二重課税がなされないよう、中央と州での税の徴収の調整等も図られている。

このような利点から、永く導入が待ち望まれていた制度であったが、発案から既に長期間が経過していたところ、2016年に法律制定のために必要な憲法改正手続がようやく完了したのであった。

そしてその後は、あとは物品やサービス毎の具体的な税率を決め、法案の承認がされれば施行という段階に入り、当初予定されていた2017年4月1日の施行こそ承認手続の遅れで流れたものの、同年7月1日、施行をみたものである。

※【別紙ブログ記事2～4「インド史上最大の間接税対策：GSTは7月1日から本当に導入されます」「GSTにおける「仕入税額控除」等もご参照下さい】

③ 高額紙幣の廃貨

これは、2016年、インドで最も物議を醸した問題だと思われる。

同年11月8日夜、モディ首相が、高額紙幣である500ルピー及び1000ルピーが今晚（数時間後の8日24時）をもって法定通貨ではなくなると宣言し、これらの紙幣は、一定期間内に、新しく発行される紙幣（新500札及び新2000札）に交換するか、銀行口座に預けなければ、文字どおり紙屑になることとなった。

これは突然の宣言であったが、超法規措置というわけではなく、あくまで法律の執行ではあった。すなわち、1934年インド準備銀行法（Reserve Bank of India Act, 1934）という銀行券に関する法律の「中央政府は官報で告知することによってどのような銀行券についてもその告知の日から廃貨となることを宣言することができる」旨の規定を根拠とする措置であった（26条(2)）。

その目的は、モディ首相が演説で詳細に説明していたが、一言で言うと「To break the grip of corruption and black money」とのことで、汚職により蓄えられた申告できない手元現金を無効化すること、及びパキスタンとの紛争等が続く状況下で製造されている偽造紙幣の一掃であった。

（なお、直後の具体的な混乱状況については後述する。）

★在インド日本大使館ホームページ：平成28年11月9日「新紙幣発行に係る情報について（お知らせ）」

<http://www.in.emb-japan.go.jp/files/000202075.pdf>

④ 破産倒産法の施行

2016年5月、2016年破産・倒産法（The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）が制定された。また、その後時間を要したものの、同年12月1日によりやく施行された（但し全体ではなく、会社についての手続のみ）。

これまでインドには体系化された倒産処理の法律がなく、前述の「Ease of Doing Business Rank」においても「破綻処理」の順位は低調であった。本法の施行により、外国企業にとっても、インド国内のビジネス活動で債権を取得することのリスクが予想しやすくなるとともに、銀行の不良債権の処理が促進されて銀行貸出金利の低下にもつながることが期待されている。

同法の内容は、債務者にも債権者にも申立てが認められ、破産管財人が選任されて、債権者集会で処理が決定される、という基本的な流れは日本の破産法と同様であるが、債権者集会で議決権を有するのは金融債権者だけである等、様々な違いもある（詳しくは後述する）。

また、最大の特徴は、手続が開始されると、直ちに清算に入るのではなく、債務者資産の価値最大化のために「期間制限のあるやり方で（in a time bound manner）」、日本法では会社更生法に相当する手続が進められることになっている点である。債務者の再建案は、原則として手続の開始から１８０日以内に検討し決定されなければならない。（なお、破産倒産法については別途詳述する。）

（３）２０１７年度予算案の内容

- ① 前述のとおり、インドの予算案では次年度の国家の政策重点項目、そして具体的な政策案が明らかにされるが、２０１７年２月に発表された中で、外国企業の活動に直接影響を与えると考えられる政策としては、以下の２点があった。

- i これまで、外国企業がインド進出する際に必要となる承認の申請先であった外国投資促進委員会（Foreign Investment Promotion Board:FIPB）を次年度中に廃止すること。

従来、外国企業がインドに進出するには、その事業分野によって「自動承認ルート」と「政府認可ルート」があり、「自動承認ルート」であれば中央銀行であるインド準備銀行への事後的な届出のみで自動的に投資が認可されることになるが、業種や出資比率によっては、事前にFIPBから個別認可を取得する必要があった。これについて、同年の予算案で廃止が発表されたのである。

この廃止の背景としては、インド政府の外国投資促進政策の継続で、既に外国投資の９０％以上が「自動承認ルート」で取り扱われることになってきたことと、「政府認可ルート」の場合でも実際に認可の検討をするのは対象事業分野を所掌する省庁であり、FIPBはその前さばきの役割をしているのが実態であったので、取扱件数の減少に伴い、同委員会は役割を終えたと判断されたようである（新聞報道）。

なお、２０１７年から新たに始まった「政府認可ルート」の手続等については後述する。

- ii 労働関係法制を合理化し、①賃金、②労使関係、③社会保障と福利厚生、④安全と労働条件、以上の４つの法律に集約させること。

これは、直接には「労働者の権利保護」に位置付けられている改革であるが、現状、労働関係法制が複雑多岐にわたっていることは事実であり、連邦法だけでも、インドの労働雇用省（MINISTRY OF LABOUR & EMPLOYMENT）のホームページでは現在４０の法律名が挙げられている。これらを目的毎に集約することは、管理の簡素化の観点からしても、外国企業にも歓迎すべき改革だと思われる。

しかしながら、報告者が複数のインド弁護士から聞いたところによれば、労働法制の集約については実は以前から論じられてはいたもので、にもかかわらず具体的な進展はないままだったとのことであり、実際の導入がいつになるかは不透明とのことであった。

そして、1年後の2018年3月時点で、「労働関係法制の合理化」は実現されておらず、また、同年2月発表の2018年度予算案では、言及自体されなくなっていた。

- ② 2017年度予算案全体の大要は、(1) ③の「Budget Highlights」に簡潔にまとまっており、以下には、そのうちの「計画と優先事項」について、英訳を記しておく。

近時の、インド政府の政策重点項目が、以下の点にあるということである。

「計画と優先事項」

Agenda for 2017-18 is : “Transform, Energise and Clean India” - TEC India

(2017-18 の課題は、「インドの変革、活性化、浄化」)

～ それぞれの頭文字をとり、「TEC India」と称する ～

TEC India seeks to

(TEC インディアは、以下のことを達成するよう目指します)

Transform the quality of governance and quality of life of our people;

(統治の質およびインドの人々の生活の質の転換)

Energise various sections of society, especially the youth and the vulnerable, and enable them to unleash their true potential; and

(社会の様々な層に、特に若者と弱い立場の者たちに活力を与え、彼らが可能性を発揮できるようにする)

Clean the country from the evils of corruption, black money and non-transparent political funding

(汚職、ブラックマネー、不透明な政治資金をインドから一掃する)

Ten distinct themes to foster this broad agenda:

(以上の広範な課題に取り組むための、明確な10のテーマ)

- 1, **Farmers** : committed to double the income in 5 years;

(農民 : 5年以内に収入を2倍にする。)

- 2, **Rural Population** : providing employment & basic infrastructure;

(農村人口 : 雇用と基本的な生活基盤を提供する。)

- 3, **Youth** : energising them through education, skills and jobs;

(若者 : 教育、技能習得、仕事を通じてその活動を促進する。)

- 4, **The Poor and the Underprivileged** : strengthening the systems of social security, health care and affordable housing;

(貧者、恵まれない人々 : 社会保障制度、医療、手の届く価格の住宅の提供を強化する。)

- 5, **Infrastructure** : for efficiency, productivity and quality of life;

(インフラ (生活上の基礎となる設備) : より良く、生産的な、質のいい暮らしのために。)

- 6, **Financial Sector** : growth & stability by stronger institutions;
(金融部門：より強力な機関による成長と安定。)
- 7, **Digital Economy** : for speed, accountability and transparency;
(デジタル経済 (※キャッシュレス) : スピード、説明責任、透明性。)
- 8, **Public Service** : effective governance and efficient service delivery through people's participation;
(公共サービス：住民参加を通じた実効性ある管理と効果的なサービス。)
- 9, **Prudent Fiscal Management**: to ensure optimal deployment of resources and preserve fiscal stability;
(堅実な財政運営：資源の最適な分配と財政の安定を確保するために。)
- 10, **Tax Administration**: honouring the honest.
(税務管理：正直を評価する。)

(4) 2018年度予算案の内容

2018年度の予算案は、前年度より一層、国内の農業政策や貧困対策に重点を置いたものとなり（これは、来年に国政選挙を控えているためと評されている）、前年度のFIPBの廃止のような、外国投資促進に関わる政策は、ほぼ見当たらなかった。（むしろ、関税率は数年ぶりに引き上げられた。）

2018年度の予算案の具体的内容は、以下のブログ記事を参照されたい。

※【別紙ブログ記事5「2018年度インドユニオンバジェット（国家予算）～骨太理解とジャイトリー財務大臣の演説インデックス」もご参照下さい】

3 紛争解決制度改革の動向 ～日本で開催されたインド最高裁長官講演より

(1) 概説

2016年5月、特許庁と日本貿易振興機構（ジェトロ）の共催で、日本で「インド司法制度・知財訴訟セミナー」が開催された。

インド最高裁長官をはじめとする3名の最高裁裁判官とインド法務長官が来日し、「最近の裁判所改革（商事部門・商事裁判所）」「インド法制度の特徴」「インド仲裁手続」「インド司法制度の概要と知的財産法」のテーマで講演が行われた。報告者は同年5月20日に広島で参加した。

（なお、余談になるが、インドでは小学校の授業で第二次世界大戦について教える際に広島・長崎への原爆投下についても触れるそうで、報告者がインド滞在中に交流したインド人の中でも広島に訪れてみたいと言う方は多く、このセミナーが広島で開催されたのもインド裁判官の希望によるようであった。）

詳細は第2章で取り扱うが、裁判の現状や、近時新たに設立された会社法に関する紛争処理機関である会社法審判所（National Company Law Tribunal: NCLT）など、近時の改革の要旨について、インド最高裁裁判官自らが強調していた内容を、以下に記しておく。

(2) 講演の要点

- ・ 裁判官は1日に20～150件の訴訟について審理を行っている。裁判官は正義を求めてたゆまぬ努力をしている。
 - ・ ただ、バックログ（未処理事件）が多いことは事実。これは、インドの人口が多いこと、裁判官が不足していることに原因がある。
 - ・ 知的財産の事件について迅速な判断が必要であることは裁判所も認識している。最高裁は最近の判決の中で、知財関係案件は1日で処理されるべきであり、通常は提訴の日から4か月以内に終局判決がなされるべきだと判示した。
 - ・ 仲裁法が2015年に改正された。仲裁廷は12か月以内に審判を下さなければならない旨の規定が追加された。遅延した場合、仲裁人の報酬は減額されるようになった。
 - ・ 2015年に、商事裁判所並びに高等裁判所の商事専門部及び商事控訴部に関する法律が議会を通過した。特定の価額の商事紛争を裁定するため、商事裁判所、高等裁判所の商事専門部門及び商事控訴部を設置する。商事紛争のうちには知的財産に関係する紛争も含まれる。
 - ・ 2016年破産倒産法が議会を通過したことは、歴史的な経済改革である。これはインドでのビジネスチャンスを追い求める外国の債権者と投資家にとって、特に関心を引きつけるものになるだろう。同法の法案は、支払不能の解決に要する期間を1年以内に短縮することを目指すものである。
 - ・ 2016年5月13日、インドにおける知的財産の今後の道筋を示す、知的財産権に関する新ポリシーが政府によって承認された。インドでの商標登録に要する期間は、2017年までにわずか1か月となる。

第3 インドの生活状況、直面した法的問題等（報告者の経験等から）

1 概説

報告者がインドに滞在したのは2016年7月から2018年3月までであるが、この間、前半はマハラシュトラ州のムンバイ、後半はハリヤナ州のグルグラム（デリー首都圏の一部。ただ、現在でも実際には「グルガオン」と呼ばれている）をそれぞれ拠点としつつ、インド国内で日本企業が多く進出している各都市を訪問してきた。

2年弱の短い期間ではあるが、日本とは異なる制度、慣習に驚き、また実際に困難を生じたことも少なくない。

そこで、報告者自身が直面した問題について、主に法的な側面から、インドの現在を知る一端として、以下に簡潔に報告しておく。

2 廃貨（demonetization）への対応

（1）新紙幣への交換

前記第2の2（2）③で触れたとおり、2016年11月8日夜のモディ首相の宣言により高額紙幣が無効になったため、手持ち紙幣を新紙幣に交換する必要が生じた。交換は1日準備期間をおいて10日から銀行の窓口で受け付けるとのことであった。

10日の午前9時頃に外出したところ、どの銀行にも既に100人以上とみられる行列ができていた。また、インドでは、日本の夏の時期である7月から8月は雨期でほぼ連日雨であったが、雨期が終わると秋になるのではなく、再び7月以前の暑い状態に戻る（セカンドサマーと呼ばれている）。報告者は当時、アーメダバードという都市に滞在していたが、この日も11月ではあるが35℃を超える暑さであった。

（2）ルールの即日変更

政府の決定によれば、無効になった紙幣の交換は12月末まで受け付けられるとのもので、且つ、1日に交換できる紙幣は4000ルピーという上限が設けられていた。報告者は、この暑さの中で長時間並びながら、わずか4000しか交換できないのは合理的ではないと思い、交換時期はしばらく様子を見ることとした。

ところが、これもインドに特徴的なことだと今になると思うところであるが、8日に示された旧紙幣の交換条件は、その後刻々と変更されていった。例えば、結婚式の資金を用意できないという要望（批判）がでると、その目的のためには数万ルピーの預金引出も認める、といったように、一面では柔軟な対応がなされていたが、他方では、新紙幣への交換の上限は、一旦4500に増額されたかと思うと、すぐに2000に引き下げられたりもした。

そして、11月24日、旧紙幣と新紙幣との交換は、本日をもって、受付を終了するとの発表がなされた。理由としては、交換ができなくても預金口座へ入金することは受け付けるので旧紙幣は無駄にならない、とのことのようであった。

インドにおいて規制が時間的余裕なく適用されるということはそれまでもしばしば耳にはしていたが、今回経験したのは、一旦発表していたルールの適用を予告期間ゼロで即日取り止めるということが起こり得るということであった。

（なお、報告者はこの当時、インドに預金口座を有していなかったため、ショックは大きかった。）

（３）その他の支障

また、廃貨による手持ち現金不足を解消すべく、１２月に「ウェスタンユニオン」という、日本からの円による送金をインドの窓口でルピーで受け取れるサービスを利用したが、ウェスタンユニオンの窓口、また提携銀行の窓口のいずれでも、現金を受領することができなかった。政府の規制上、かかる送金サービスの受領についての制限はないはずで、その点を指摘すると、「そのサービスにまわす現金がない」と率直に言われたり、「同サービスへの接続機器が故障している」という、真偽が疑わしいものだったり、様々な理由をつけられたが、要は新紙幣不足の最中で優先順位が低い、という感じがありありであった。それまで、在留邦人の方々から、インドにおける地場の銀行のサービス・対応への不満（日本と比べて信頼感がない）もよく耳にしていたが、報告者も不可解な対応に接することとなった。

なお、廃貨が行われた影響として、外貨の両替についても、翌年になっても１週間に５０００ルピーを上限とする旨の規制が続けられもした。（ちなみに、１万円札しか持っていないと、当該時点のレートだと５５００ルピー程度になるはずであったが、同規制のため５０００を超える金額の受領は断念させられた。）

３ 居住環境（住居の賃貸借契約）

（１）ムンバイの住宅事情（賃料など）

報告者は、インド滞在開始直後、マハラシュトラ州のムンバイで住居を借りるべく、ムンバイに事務所を構える弁護士の紹介で不動産仲介業者に物件をピックアップしてもらい、内覧した。

インドの住宅は一人暮らしに適した広さ・間取りのものがなかなかないようで、最終的に、ビジネス街に徒歩圏内の、フィットネスジム等の共用設備もある複合住宅の一室（１ＬＤＫ）を、家賃月額７万３０００ルピー（当時のレートである１ルピー約１．６円で計算すると１１万６８００円）、仲介手数料１月分の条件で申し込むこととした。

内覧時には家具もひとつとお揃い揃っており、また交渉の結果洗濯機も賃貸人が入れてくれることになった。ムンバイは住宅費用が特に高額であると聞いていたので、満足できる場所が見つかったと安堵していた。

（２）賃貸借契約書のチェックについて

当該物件の賃貸借契約は仲介業者から送られてきたもので、彼によれば同州で一般的に使用されている内容とのことであった。ひとつおりの検討した結果、気づいた点は以下のとおりであった。

- ① 報告者は、この時点で既に、在留邦人が直面する法的問題として住居賃貸借における賃貸人とのトラブル（賃貸人が修繕対応をしてくれない等）をよく耳にしていたので、本契約書についても賃借人の権利義務を中心に精査した。ただ結果としては、予想よりも過度に賃貸人に有利な内容にはなっておらず、修繕等に関する賃借人の請求権も明確に規定されていた。

ただ、責任の分担に関し、例えば物件に係る税金の負担は賃貸人だが、契約後に新たに賦課されるものがあれば賃借人負担とする、という規定が存在するなど、賃借人に不利（それも合理的理由なく）と思われる条項は、やはりさりげなく盛り込まれていることも確認できた。

このように、少なくとも、有利不利の観点で契約書を事前に精査することは必要であると思われ、且つ、それはインド法に精通しているインド弁護士でなくても可能ではあると感じられた。

- ② 契約条項に、現地法に従ってと記載されている箇所がいくつかあり、州法として賃貸借契約を規律する法律があることがわかった（本件については、Maharashtra Rent Control Act, 1999）。

例えば、同法には、賃借人が期間満了後も荷物を撤去せず占有を継続する場合は、明渡しまで賃料額の2倍の額を支払う責任がある、との条文が存在した。このような、法律レベルでは日本では設けられていない規定が本件にも適用されることになるわけで、現地法を知らなければ、契約書を読んだだけではかかる効果を想定することはできないということである。

したがって、賃貸借契約を締結する場合でも、その契約の法律効果の全貌を把握しようと思えば、当然のことではあるが、適用される現地の法律を確認する必要があるし、また、条文解釈に疑義がある場合にはインド弁護士の確認を求めることが必要になる、ということも、改めて実感された。

（3）賃貸借期間（Societyの問題）

上記のように賃貸借契約書の検討は済んだものの、本件では最終的に賃貸借期間について賃貸人と合意することができず、契約締結に至らなかった。

すなわち、賃貸人からの提示は12か月であったところ、報告者は他の都市への移住の可能性を考慮して期間の短縮を求めたのであるが、「Society」は11か月未満の賃貸借契約を認めない、との理由で、どうしても短縮はできないとのことであった。賃貸人も仲介業者も同じ認識であった。

この「Society」の実態について、確定的な把握はできなかったが（前述のMaharashtra Rent Control Actにおいても「Society」という用語そのものは規定されておらず、「local authority」との用語はあるものの多義的に用いられている）、しかし、その後に様々なインド人に確認したところでも「Society」の規範としての賃貸借期間制限は、インド国内の様々な地域で存在するようであった。

4 牛肉の所持

(1) 概説

報告者は、ムンバイ（マハラシュトラ州）では、牛肉を持っているだけで処罰され得ると、滞在開始直後に在留邦人の方々に教えていただいた。「異国で仕事思うように進まない中で、食べ慣れたものを口にできないのは辛いこと」という話もしばしば耳にしたところであった。

そして、「処罰される」というのはどういうことなのか、念のため認識しておきたい、との話も聞くことが多かったため、報告者は、禁止の根拠法である1976年マハラシュトラ動物保護法（The Maharashtra Animal Preservation Act, 1976）の内容を確認した。

なお、インドで牛肉に関する規制があるのはマハラシュトラ州だけではなく、むしろインドの29の州のうちで牛肉の消費・Cow（雌牛・乳牛）の食肉処理が許されているのが、わずか8州だけという状況にある（本報告書作成時点で）。

(2) マハラシュトラ動物保護法の概要（在留邦人の活動に関係すると思われるもの）

- ① この法律は、もともとは生きた牛の「食肉処理」を禁止する法律であったが、2015年の改正により、食肉処理された「flesh(肉)」の「所持」についても原則的に禁じられ（5C条）、特にマハラシュトラ州の外で食肉処理された「flesh(肉)」の所持は、一律に禁じられるに至ったものである（5D条）。
- ② 違反に対する罰則は、1年以下の懲役、または2000ルピー以下の罰金とされている（9条。併科も可能）。
- ③ その他、特徴的（日本の制度にはない規定）と考えられたのは、同法違反で立件される場合に、立証責任が被告人側に課されていること（9B条）、更に、保釈が認められない（non-bailable）とされている（10条）ということである。

これらは、本法違反に重い責任を認める意思の表れと考えられるが、近代憲法の普遍的価値である適正手続の観点からは極めて疑問のある規定であるとも評し得る。現実問題としては、他の法令についても、刑事罰についてはこのような規定が存在し得るという認識を有しておくべきであると思われる。

※【別紙ブログ記事6乃至8「インドで牛を食べること①（マハラシュトラ動物保護法）」「ついに始まった中央政府の規制」等もご参照下さい】

5 遊興施設（ダンスバー）

報告者は、2016年12月、マハラシュトラ州で、女性をダンサーとして働かせていた無許可営業のダンスバーに警察が立ち入り、9人の従業員と9人の客が逮捕されたとの新聞報道に接した。

これも州法であるが、マハラシュトラ州では「ホテル・レストラン・バーにおけるみだらなダンスの禁止と女性の尊厳の保護」を目的とした法律が制定されており（The Maharashtra Prohibition of Obscene Dance in Hotels, Restaurants and Bar Rooms and Protection of Dignity of Women (working therein) Act, 2016）、女性をダンサーとする営業には、許可制が採られている。

「異国で仕事が思うように進まない中で、日本にあるような遊興施設がないのは辛いこと」という話もしばしば耳にしたところであるが、インドにはダンスバーという、女性がダンスを提供する形態の店舗があり、ただそれは許可制で、無許可営業の店舗では客も逮捕され得る、ということは、認識しておく必要があると言える。

なお、報告者も、上記新聞報道の少し前に、インド人事業家に「ダンスバー」に誘われて店まで行ったが、日本の感覚で非常に怪しい（隠れて営業している様子）と感じたため、入店を控えたということがあった。

※【別紙ブログ記事9「インドのダンスバーとはどのような場所か～（法規制の内容と現場の実態と）」もご参照下さい】

6 マッサージ店（いわゆる性風俗店）

報告者は、グルガオンに滞在中の2017年12月、在留邦人もよく行く中華料理店が入っているショッピングモールのマッサージ店が、性的サービスを提供した容疑で摘発され、店長及び従業員の女性らが逮捕されたとの報道に接した。

これを機に、実態としては、日本人の中にも同店を訪れたことがある者がおり、且つ、同店では「日本式」と称するサービスも提供されていたという情報にも接したため、報告者は、インドにおける性風俗店の適法性及び客が逮捕され得るかについて、調査を行った。

その結果、インドにも、いわゆる売春その他性資源の経済的利用について規制する法律があり（The Immoral Traffic(Prevention) Act, 1956）、公共の場所付近での関わりや、サービスの提供者が18歳未満であった場合など、一定の要件のもとでは客にも罰則の適用があることが判明した。

（なお、この件について、万が一摘発された場合の、「インドならではの」とも言いうる実践的な対応まで言及した下記のブログ記事は現地において最も反響があったもののうちのひとつである。）

※【別紙ブログ記事10「インドにおける性風俗～客となることは犯罪か？（性的マッサージ店の摘発事例から）」もご参照下さい】

7 デモによる日常生活への影響

（1）チェンナイにおける伝統行事実施をめぐる騒動

2018年1月、報告者が、多数の日本企業が進出している都市の一つであるタミル・ナドゥ州のチェンナイを訪問したところ、大型ショッピングモールを含め、店舗が軒並み開店していなかった。事前に情報を把握しておらず非常に驚き、ガードマン等に理由を聞いたところ、「禁止されてしまったJallikattu（牛追い祭り）の実施を求めるデモ活動に州の多くの者が参加しており、そのようなデモ活動への支援の意思を示すため、営業を取り止めている」とのことであった。

報告者も実際に現場に行き確認したが、市街地に隣接するビーチでは数万人単位の人々がデモ活動を行っていた。老若男女いずれもが熱心に活動しており、何人か

に話を伺ったりもしたが、それらは、Jallikattu という伝統行事についての思いは勿論、中央政府に対するタミル・ナドゥ州民としてのプライド、そして北と南の対立といった状況を感じさせる内容であった。

(2) 本騒動により接したインドの法制度等

- ① 本騒動により被った報告者の困難は、予想外に店舗が閉まっていたため、携帯電話契約の更新ができずその日の通信に支障を来したこと、及び電車も運休し車も全くつかまらない状況であったため同じくその日の移動に支障を来した、という程度であったが、かかる騒動をめぐる州の対応（立法活動等）は、インドの法制度の一端を知るよい機会にもなった。
- ② まず、Jallikattu（牛追い祭り）とは、暴れ牛を素手で制御することを競う南インドの伝統的なスポーツ（ゲーム）であるが、時に刃物を使ったり目潰しに唐辛子を投げたりすることもあるようで、2014年に最高裁が、連邦法の1960年動物への残酷行為防止法（The Prevention of Cruelty to Animals Act, 1960）に反するとしてこれを禁止していた。本騒動は、Jallikattu の通年の実施時期になり、この実施を可能とする措置を講じるよう、民衆が州（タミル・ナドゥ州）に求め、大規模なデモ活動に至ったというものであった。
- ③ 州政府は、かかる民衆の声に応え、間近に迫る実施予定日に間に合わせるべく早急な対応として、Jallikattu の実施を認める Ordinance（一時的な命令）を公布した。これは憲法上、各州の知事に、州議会の閉会中などに迅速に発令する権限を認めたものである（憲法213条(1)）。
- ④ もっとも、既に指摘したとおり（第1の1（1）②）、コンカレントリストの分野の立法が連邦法と州法で矛盾する場合、州法に効力は認められないのであるが、同じく憲法上、連邦の首相が承認すれば当該州に適用される限りにおいて矛盾する州法も有効になるという規定があり（憲法254条(2)）、今回、タミル・ナドゥ州は連邦の承認も取り付けて、有効な一時的命令（及びその後に議会招集した上での正規の立法）を制定した、ということのようであった。
- ⑤ 以上の次第であり、今般、州政府が行ったことは、最高裁が Jallikattu を違反と判断した根拠となる法律を空文化し、新たな根拠法令を設けたものと理解でき、理屈としては法違反の状態を解消したということかと思われた。
しかし、最高裁は上記の禁止を命じた判決で、Jallikattu を「inherently cruel（本質的に残酷）」と判示しているとのことで、且つ、これはまた別に驚くべきことなのであるが、最高裁はインド憲法の人権規定である、生命及び個人の自由の保護（第21条「Protection of life and personal liberty」）が、人間だけでなく、動物（every species）にも適用されると認めて、上記の禁止の判断としたとのことであった。
したがって、このような最高裁の判決内容を前提にすると、残酷さ・憲法の人権問題として、Jallikattu の実施が再度訴訟で争われた場合、今回の州の立法自体が違憲無効とされる可能性が大いに認められることは、極めて自明と考えられるの

であり、今回の Ordinance（一時的な命令）はそのような状況認識の中で、それでも制定に踏み切られたものと思われるのである。

（なお、この Ordinance という法形式は連邦法においても存在し、法施行後に問題状況が生じれば迅速に法の修正で対応するという傾向があるインドにおいては、かなり活用もされており、報告者のインド滞在中も、破産法や商事裁判所法など、多くの法律が、（報告者個人としてはそこまで急ぐ必要があるかとの疑問を感じる中で、）Ordinance によって改正されたのを目の当たりにしていた。）

本報告書の関係で報告者が言いたいことは、今回見聞きした一連の騒動は、インドにおける民衆のパワー、民衆の意思に対する行政の配慮、見切り発車的に政策を始める公権力の姿勢、というような、それまで本調査による日本企業からのヒアリングで耳にしていた事柄が、自分自身としても腹落ちする機会になった、ということである。

8 外国人登録について

日本人が雇用ビザでインド駐在を開始するにあたっては、入国から2週間以内に外国人登録を済ますことが法律上義務づけられており、違反には罰金が科されるものとされている。

この点、報告者のインド滞在当時は、FRROという機関を訪問して手続する必要があったところ、上記期間内に登録を完了することは決して簡単ではなかった。例えば、FRROを訪問しても、一日中待たされた挙げ句にわずかな誤記を指摘されて「明日再度来訪してやり直せ」と命ぜられたり、あるいは一向に手続が進まず、早く対応してもらうためには（本来必要のない）エージェントを起用してこれを通じて窓口担当者にお金を渡すしかないらしいと思い悩んだりした、との体験談を在留邦人から聞くことがあった。このように、外国人登録は非常にストレスを感じる手続で、これをいかにスムーズに乗り切るかはインド滞在開始者の一大関心事であった。

しかし、2018年の春頃から、主要都市では「E-FRRO」というサイトが整備され、外国人登録についてもオンライン申請が可能になり、窓口に一回も行かずに登録を完了できることになった。

報告者が見聞きする限り、上記のようなストレスを回避できる手続として、これを利用した日本人の評価も上々のようである。

（もっとも、オンライン申請したのに全くレスポンスがなく、待ち切れず役所に行き調べてもらったらサーバーがダウンして処理が止まっていた、という事例も確認されており、「日本の感覚では予想できない事態」というのは引き続き生じ得るようではある。）

第2章 現地におけるビジネス関連法令の運用の実態

第1 インドの法体系

1 コモンロー

インドは、歴史的に、コモンローをベースとした法制度を採用している。

コモンローとは、第1章で触れたインド最高裁裁判官による講義での言葉によれば、「シビルローではなく、イギリスで発達した法体系で、裁判官、法廷、準司法機関など、司法の判断をルールとするもの」である。

換言すれば、司法権が正義を実現した判断である「判例」を、第一の法源とする法体系である。

2 制定法体系

(1) 概説

コモンローの法体系においても、判例法がその集積により錯綜したり矛盾が生じたりすることから、これを法典にまとめる動きが生じるのは一般的なことであり、インドにおいても、各法律に年号が付されていることからわかるように、1800年代から数多くの成文法が制定されてきている。

また、第1章でも触れたように、現在のインドは憲法において三権分立制度のもと、立法府によってあらゆる事項に法律が制定されることが予定されており、また実際にも、日本と同様のレベルで制定法が存在しているといえる。

例えば、日本でいういわゆる「六法」とインドの制定法の対応関係は以下のとおりである。

- ・ 憲法 → 存在する。(THE CONSTITUTION OF INDIA)
- ・ 民法 → 成文法の「民法典」は存在しないが、契約法、物に関する様々な成文法は存在する。
- ・ 刑法 → 存在する。(Indian Penal Code, 1860)
- ・ 商法 → 存在する。(The Company Act, 2013 など)
- ・ 民事訴訟法 → 存在する。(Civil Procedure Code, 1953)
- ・ 刑事訴訟法 → 存在する。(Code of Criminal Procedure, 1973)

このように、民法（民法典）を除き、インドでも六法に対応する法律は制定されている。商法については、厳密には形式的意味における「商法典」は存在しないが、商法の中心をなす会社法が2013年に大規模に改正されたことをはじめとして、実質的には、時代の要請に即したビジネス関連のレギュレーションが多数存在する（この点は後述する）。

一方、インドがコモンローをベースとしていることのわかり易い帰結として、日本の民法のように、私人間の法律関係について体系的にまとめた制定法である民法典は存在しない。例えば、不法行為責任については、日本の民法のように不

法行為という概念と要件を規定する法律は存在しないが、かかる責任について判例上は確立した要件が存在しており、実際に責任追求をするにあたっては、過失責任という点を共通にしつつ、事案に即し、過去の例から要件事実を選択して主張していくようである。

(2) 私人間を規律する制定法

- ① ただ、民法典は存在しないといっても、私人間の法律関係を規律する法律が全く制定されていないというわけではない。

報告者がインド滞在を始めた際、インド弁護士から、インドの法律について最初に学ぶべきとして勧められたのは、1872年インド契約法（Indian Contract Act, 1872）であった。

同法は、申込、承諾など、契約の成立に関わる基本的事項を明文で定めたもので、契約成立要件として本当に「基本的」な定めも多く、同法を学ぶというのは各条文の解釈に関わる裁判例を知るという意味合いが強いものと思われたが、ただ、例えば、人が商売・ビジネス等を行うことを禁じる合意を無効とする27条、契約違反による損害賠償の範囲を定めた73条など、インドにおける契約実務において重要と思われる条項も、勿論含まれているものであり、インドで契約締結をしようとするに際しては認識しておかなければならない法律といえる。

また、物権に関しても、1882年財産移転法（Transfer of Property Act, 1882）をはじめ、多数の法律が制定されている。

- ② 更に、契約に基づく損害賠償という点について述べると、前記の契約法では物の売買に関する条項は削除されているが、これは1930年物品販売法（The Sale of Goods Act, 1930）が別途制定されたことによるもので、物品の売買については同法が契約法に優先して適用されると定められている（物品販売法3条）。そして、同法には、物品の売買において通常の性質・契約の目的に沿った物を提供すべき売主の責任について規定されており（15条及び16条）、買主は当事者間の合意がなくとも、かかる条項に基づき損害賠償請求ができるとされている。

- ③ 加えて、社会政策的な観点からの法律も存在する。1986年消費者保護法（The Consumer Protection Act, 1986）によれば、同法が規定する消費者・取引業者間の物品の取引に瑕疵があった場合には、買主は同法を根拠としても損害賠償請求をすることができる。

なお、同法が適用される対象である「消費者(Consumer)」とは、日本語のその意味どおりにイメージして構わないかと思われるが、

- ・ 商業目的(commercial purpose)での物やサービスの購入者は含まない、
- ・ 但し商業目的の場合でも、自営で生計を立てるために自分だけが使う目的で購入した者は消費者に該当する、

と定義されている(2条(1)(d))。

- ④ 以上のように、要するにインドに民法典はないものの、一般的な民法典の一部を構成する制定法（例えば契約法）は存在するし、且つ、専門化・政策的要請の見地からも、私人間の法律関係を規律する制定法も多数定められているのが実態なのである。

※【別紙ブログ記事 11 から 13 「インドでの債権譲渡」「インドにおける保証人の地位」「インドにおける「時効」の考え方」もご参照下さい】

- ⑤ なお、1872年インド契約法（Indian Contract Act, 1872）について、補足説明を加えると以下のとおりである。インドでの取引で日本企業がその目的を実現するためには、意図する合意内容がインドで成り立ち得るのか、契約としての有効要件を知っておかなければならない、というわけである。（その国の実情に即した適切な紛争解決条項を設けることも含めて。）

I 競業避止の合意について

インド契約法 10 条は以下のように定める（①乃至⑤の番号は報告者の挿入である）。

All agreements are contracts if they are made by the ①free consent of parties ②competent to contract, ③for a lawful consideration and ④with a lawful object, and are ⑤not hereby expressly declared to be void.

すなわち、①自由意思に基づく合意で（※意思を支配されていないなど）、②契約締結する能力があり（※法律上の成年であるなど）、③合法的約因があり（※これは日本法にはない要件だが通常は無視しても差し支えないと思われる）、④合法的な目的を有し（※公序良俗に反しないなど）、⑤そして、この法律で明示的に無効とされていない、そのような合意であって初めて、有効な契約になる、と規定している。

そして、それ以下の条文で、①から⑤までの定義やバリエーションが、詳細に規定されている、というのが条文の構造である。

そして、上記の④及び⑤に関する規定として、「競業制限の合意は無効（Agreement in restraint of trade, void.）」という条文がある（27 条）。標題にある trade は、本文では「profession, trade or business」と敷衍されており、取引というよりは広い意味での commercial activity（商業活動）を意味すると思われる。

すなわち、営業の自由がインド憲法上保障されていることに由来し、取引制限は公の秩序（public policy）に反するから、そのような契約は合法的な目的のものとは言えず、④の観点から、明示的に違法、と規定されているのである。

例外（Exception）として、営業権を譲渡した者が譲受人に対して特定地域での競業避止を合意したものについては有効であることが明文で規定されているが、ただこれについても、地理的制限には合理性が認められる必要がある等判示した裁判例があり、有効要件は厳しいものと認められる。

そして、ここに言う取引制限には、従業員に競業避止義務を課すことも含まれる。特に退職後の競業避止義務の有効性については、訴訟で争われると、日本に

においては会社と従業員双方の利益不利益等を総合考慮して合理性があるかで判断されるのに比し、端的に「無効」とされることが多いように見受けられる。

このように、企業間（代理店契約等で）、企業と従業員間ともに、競業避止義務は（特に契約期間終了後のものは）、インドでは日本でのそれよりも、より効力を認められ難い（法律自体に禁止条項がある）と考えられるのである。

II 保証人について

インド契約法は保証契約についても定めている。

ここで、理解の促進のため、まず2020年4月に施行予定の日本の民法（債権法改正）に係る、保証契約の改正点は以下のとおりである。

- i 連帯保証における絶対効の制限（連帯保証人について債務免除や消滅時効の完成といった事情があっても、主債務者には影響がないこととなった）
- ii 個人の「根保証」全般における有効要件の加重（債務者が一定の取引から負担する将来の不特定の債務を保証するに際しては、極度額を定めておくことも必要となった）
- iii 一定類型の個人保証において、契約締結前に「保証意思宣明公正証書」を作成することを義務付け（事業用貸付金の保証などについて、保証契約締結日の1か月以内に。想定外の責任を負わせないように）
- iv 保証人に対する、主債務者・債権者による情報提供義務の新設（保証契約締結時の情報提供に問題があれば保証人は契約を取り消し得る）

これに対し、インド契約法では保証はどのように定められているかという点、例えば上記のiii及びivのような、「保証人保護」に手厚い規定はない。

そもそも条文上は、保証契約は書面でも口頭(oral)でも有効とも明文で規定されている（126条）。日本では保証契約は書面でなければ無効である。

ただ、上記iiに関連して説明すると、インド契約法においても「continuing guarantee」という、根保証類似の保証形態がある。一連の取引に係る債務の保証を意味する概念である。日本における極度額と同様に金額の上限を定めることも、「米を100俵」のように取引対象の数量で責任を画することもできるようである。

そして、この類型の保証については、保証人は将来の取引に係る責任については、債権者に通知することですいつでも撤回(revoke)できる、という規定が存在する（130条）。日本では根保証の元本（保証人の責任額）が確定する事由について種々規定はあるが、保証人の一方的意思表示で事後的に責任を制限できる旨の規定は存在しない。この点では、インドの方が保証人の地位への配慮に厚いとも言えそうである。但し、条文上は、通知をすれば直ちに責任を撤回できるとされているが、これを契約（保証契約）で、通知してから撤回の効力が生じるまでには一定期間を必要とする、と合意しても有効とする裁判例もあるようである。

最後に、上記iと関連するトピックとしては、インド契約法では保証人の責任は主債務者のそれと「co-extensive」と規定されている（128

条)。同一の広がりということで、債務の内容はもちろん、債権者としては主債務者と保証人のどちらに請求してもいい(保証人だけに対して訴訟を提起しても問題ない)ということの意味する。このように、インドの保証人は、基本的に日本で言うところの「連帯保証人」と同様、ということになっている。但し、この「co-extensive」についても、契約で別の定めをすることは可能、つまり保証人の責任を主債務者のそれより制限することはできる、と理解されている。

(3) 民事訴訟法 (Civil Procedure Code, 1853) について

Civil Procedure Code, 1853 (以下「C P C」) は、構成としては150条程度の条文から成る法律であるが、Schedule (別表) として定められている Rule が膨大であり、訴訟や強制執行の手続の細則は、むしろ Rule に規定されている。そして、その名称こそ通常「民事訴訟法」と訳されるものだが、内容的には、日本法でいうところの「民事保全法」「民事執行法」も含めた内容を網羅しているものである。

このC P Cについて、トピック的にその内容をいくつか紹介すると、まず、強制執行の方式 (Mode of Execution) として差押え (Attachment) ができる (60条~)。差し押さえられた物が強制的に売却・換価されることも日本の場合と同様である (別表の ORDER XX I 「EXECUTION OF DECREES AND ORDERS」の「attachment and sale of the property (41条以下)」)。

他方、強制執行に関する日本にない制度として、逮捕及び身柄拘束 (Arrest and Detention) という方法が存在する (50条~)。任意の支払をするまで一定期間、拘置所 (civil prison) で拘束されるというものである。報告者も新聞報道等によりこれが現在でも実際に執行されていることを確認している。なお、女性にはこの制度は適用できない等の細かなルールも定められている。

また、保全の関係では、強制執行としての逮捕や差押えを、判決前に執行するよう求めることも可能である。文字どおり、「ARREST AND ATTACHMENT BEFORE JUDGMENT」として規定されている (ORDER XXXV III)。更には、相手方が訴訟の対象物やその資産を処分することを禁止する命令を裁判所に発令してもらうこともできる。日本では民事保全法上の仮処分に対応する制度で、Temporary injunction である (ORDER XXX I X)。なお、日本の制度と違うのは、仮処分命令の違反があった場合は有罪とされ、身柄拘束され得る (3月以内) ということである。

報告者がインド弁護士から確認できた範囲では、実務上、裁判前の保全としては、特定の物を仮差押えするというよりは、裁判所に資産の処分禁止を命じてもらう方が手っ取り早いものとして、多く活用されているようにも見受けられた。

(4) ビジネス関連法制

そして、(2) で述べたのと同様に、いわゆるビジネス法と言われる法律も、インドにおいても日本のそれと同程度に整備されている。

それぞれの法律は、当該法律を所管するインド政府の各省庁のホームページで確認することができる。

例えば、企業省では会社法や競争法が、商工省の産業政策促進局では同局の所管とされている知的財産法が、労働雇用省では労働関係制定法（連邦法）が、それぞれ確認できる。

各法の概要についてはそれぞれ後述する。

★会社法、競争法 (Ministry of Corporate Affairs)

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companiesact2013.html>

★知的財産法 (Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP))

http://dipp.nic.in/English/Schemes/intellectual_property_rights.aspx

★労働法 (Ministry of Labour & Employment)

<http://labour.gov.in/industrial-relations>

3 最高裁判所による規制類似機能（司法積極主義）

（１）公益訴訟における裁判所によるルール策定

① インドでも、基本的人権の保障を定める憲法が制定されており、憲法に適合しない法規範は無効である（インド憲法 13 条）。違憲立法審査権に関する特別の規定はないが、この 13 条に基づき裁判所は違憲審査権を有すると解されている。

② ところが、これは日本国憲法にはない規定なのであるが、インド憲法は基本的人権を定めるパートにおいて、「憲法上の救済の権利」として、憲法上の権利の実現を最高裁判所に直接働きかける権利を保障している（インド憲法 32 条(1)、(2)）。

この規定を根拠に、インドでは、最高裁判所が基本的人権の実現のために積極的な役割を果たしてきたという歴史がある。詳細は省くが、例えば刑務所の囚人から「行き過ぎた過酷な処遇を受けている」という「手紙」を最高裁が受け取れば、最高裁はこれを憲法 32 条に基づく救済の申立てと認め、救済措置を講じるべきかを審理する手続を開始することにもなる。

このような最高裁判所の手続は、公益訴訟 (Public Interest Litigation) と呼ばれるようであり、その手続も、結論としての最高裁の「救済」も、憲法 32 条のみを根拠とする中で、最高裁の裁量のもとで事例が蓄積されてきた。

その結果、例えば、第 1 章で触れた「廃貨」が実施されたことに対して、もしこれが日本であれば、根拠法自体の違憲性を直接的に争うことは困難であり（付随的違憲審査制）、廃貨により被った具体的な損害の賠償を求めるという体裁の訴訟を提起することにならざるを得ないものと思われるが、インドでは実際、「国民の財産権を侵害する政策であり無効」という、法律（インド準備銀行法）の規定自体の違憲性を問題とする公益訴訟が各地で一斉に提起され、そしてこれらに対しても最高裁は訴えを受け付け、審理が開始されたのである。

このように、インドでは実質的に、抽象的違憲立法審査の申立てが認められる状況にあるのである。

③ そして、そのように開始された手続の結果としての最高裁判所の「救済」も、法律を違憲無効と判断するものから、それだけにとどまらず、立法の不備を補うべく、救済のための具体的なルールを具体的に創造することまで行われてきた。

例えば、女性へのセクシャルハラスメントを防止する具体的制度が制定されていなかったことに関する州の責任が追及された公益訴訟において、最高裁は、職場における女性へのセクシャルハラスメントを防止するために雇用者が講じるべき様々な義務を、詳細な具体的ルールとして、自ら策定した。

このルールは、最高裁により発令された時からインド国内において全ての雇用者が遵守すべき義務となり、のちの2014年に当該裁判をベースにしたセクハラ防止の法律が立法府で制定されるまで、国民の権利義務を規律する（女性の権利を保護する）規範として有効に存在していたのである。

（なお、インドにおける現行のいわゆるセクハラ防止法の具体的内容（雇用者の法的義務）については、本報告書の末尾に、別紙1としてまとめているので、同資料を参照されたい。）

- ④ 本報告書の関係で言いたいことは、インドにおいては、いわゆる司法積極主義のもと、法律等の有効性が比較的容易に争われることがあり、且つ、裁判所が創造的に振る舞うことも認められていることから、**日本に比べ、最高裁判所の判断を規制類似のものとして意識する必要が高い**と考えられることである。

※ インド憲法第32条

この編の規定する権利を実現するため、適正な手続により最高裁判所に提訴する権利が保障される。

- 2 この編が規定する権利を保障するため、最高裁判所は、適切な指令、命令又は人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状もしくは移送命令書の性質を有する令状を含む令状を発する権限を有する。

（2）公益訴訟による規制の例

① ディーゼル車の販売禁止

最高裁判所は、2015年12月16日、「デリー首都圏で排気量2000cc超のディーゼル車を新規登録することを2016年3月31日まで禁止する」旨の命令を下した。合わせて、2005年以前に登録されたトラックがデリーに入ることなども禁止した。

このような命令は、デリーで悪化する大気汚染にディーゼル車が影響を与えていると認め、「人々の生命が危機に瀕している」として発令されたものである。

しかし、他方で、このような「規制」が予測可能性に乏しい経緯で（いち訴訟によって）作られ、且つ直ちに効力を生じたことは、経済活動への影響、本件で言えば自動車メーカーへの影響は大きく、端的に業績悪化にも繋がったと報じられている。下記記事にはトヨタ自動車の現地関連会社副社長による「禁止された自動車を多数保有している企業へのインパクトは直接的であり、命令は見直される必要がある」とのコメントが掲載されている。

★「carandbike」記事 2015年12月16日

<http://auto.ndtv.com/news/supreme-court-bans-registration-of-diesel-cars-over-2000cc-mahindra-and-mercedes-among-those-affecte-1255264>

② 映画館の国歌演奏及び観客の起立の義務化

最高裁判所は、2016年11月30日、「インドの全ての映画館は本編の上映前に国歌を演奏しなければならない、且つ、観客は国歌に敬意を表すために起立しなければならない」と判示した。

インド憲法には、国旗や国歌に敬意を表することを国民の義務とする条文があり（51条）、これを根拠とする判示のようである。かかる判断には賛否両論が識者から示されていたが、早速、12月半ばには、起立しなかった観客が公務員による命令への不服従の罪で逮捕されるという事件も起こっている。

★新聞記事 2016年12月15日（産経ニュース）

<http://www.sankei.com/world/news/161215/wor1612150056-n1.html>

なお、報告者も2018年3月までのインド滞在中、映画館には5回行ったが、その限りでは毎回、国歌演奏の上映はなされ、且つ観客は全員自主的に起立していた。

③ 国道等から500m以内での酒の販売禁止

最高裁判所は、2016年12月15日、国道・州道から500メートル以内での酒の販売を禁止する判決を下した。

これは、一人の交通事故被害者の方からの規制を求める訴えを高等裁判所が取り上げ、最終的には最高裁も規制を是とし、必要な措置を講じたもの（該当エリアの業者のライセンスを無効とする）である。

ただ、同判決では、3ヶ月程度の猶予期間を設けて2017年4月1日から禁止の効力が生じることとされてはいたのであるが、この「販売」とは酒屋のような販売形態だけを意味するのか、バーやレストランでの酒の提供も含むのかが不明確であったところ（原文は「No shop for the sale of liquor」）、最高裁は何故か、4月1日の前日になって初めて、後者も当然に含むとの説明を公にしたため、飲食店では急な対応を余儀なくされ、ビジネスへのダメージも大きかったと報道されている。

しかし、その後、酒販売業者が最高裁に判決の変更を求めて、これが認められたり、また税收減への影響を懸念する州自身が州道指定を変えて規制対象範囲を狭めるなど、ビジネス寄りの揺れ戻しも短期間のうちに生じていた。

人口が約13億人いる中で、たった1人からの問題提起を、人権救済を使命とする司法機関の頂点たる最高裁が積極的にこれを取り上げ、憲法上の価値、特に生存に重きを置いた判断をまず下して救済を優先する、他方で、不都合を指摘され、それに理由があれば修正することを厭わない。本件は、このような、日本との比較におけるインドの司法権の特徴が、網羅的にみて取れるケースであると考えられた。

※【別紙ブログ記事14及び15「最高裁による「国道等から500m以内での酒の販売禁止」とは何だったのか？～経緯・現状・問題点、そして、ここがすごい～」「正義のためには法律は無視できる（本当に）：経済界にとって頼もし過ぎるインド最高裁判決が出ました。」もご参照下さい】

第2 2016年破産倒産法（2018年以降の改正）

1 はじめに

第1章で触れたとおり、2016年破産倒産法（以下「インド破産法」という）の成立は、インド政府自身が近時の大きな変革の一つに掲げる、新たな法制度である。

そこで、インドにおける法令の施行状況の確認方法を含めて、本報告書の冒頭で、若干詳細に取り上げておく。

2 インターネットによる情報の確認

（1）公的機関のホームページ

① 企業省（MCA）

本法については、会社法、競争法などと同様に、企業に関する法規制として、インド政府の企業省（Ministry of Corporate Affairs: MCA）がそのホームページで情報を取り纏めており、法律自体は勿論、関係する規則や規制等は全てそこで確認できる。

具体的には、同省のホームページのHOME画面から「ACTS & RULES」に入ると、「Insolvency and Bankruptcy Code, 2016」の項目がある。

★Insolvency and Bankruptcy Code, 2016

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/insolvency+and+bankruptcy+code.html>

② インド破産倒産委員会

また、本法188条に基づき、2016年10月1日、手続に関する規制の策定や管財人の登録など、破産倒産手続を主管する団体として、インド破産倒産委員会（Insolvency and Bankruptcy Board in India: IBBI）が設立された。

同委員会のホームページでも、「LEGAL FRAMEWORK」の項目で、関係する全ての規則や規制等を確認することができる。

★LEGAL FRAMEWORK (Insolvency and Bankruptcy Board in India)

<http://ibbi.gov.in/law.php>

③ 会社法審判所（NCLT）

2016年6月1日、会社法関連紛争の解決機関を一本化すべく、2013年会社法408条に基づき、会社法審判所（National Company Law Tribunal）（NCLT）が設立された。

本法による会社の倒産処理手続と清算手続も、NCLTに係属する（日本での同種手続における裁判所と同種の機能を果たす）。

そして、NCLTのホームページでは、現在インドの主要都市に設立されている各NCLTに係属する事件、発令された命令の内容を確認できる項目が設けられており、ここに破産倒産手続も含まれている。

★NCLT <http://nclt.gov.in>

（２）法律の施行状況の確認

① インターネットによる確認

一般的に、インドの法律は、法律として制定手続が完了しても、その施行までに時間を要することは勿論、その際に施行時期が明確にされないことがあるように見受けられる。ちなみに、２０１３年会社法も、その成立から年単位で部分的な順次施行が続いており、未だ施行されていない条文も残っている。かかる観点から、成立した法律であってもその施行状況を逐次確認することは、インドでは特に重要であると考えられる。

この点、インドでは施行時期について、当該法律に「政府が官報による通知で指定した日から効力を生じる」と規定されることが通常のようなものである。破産倒産法にも同様に「It shall come into force on such date as the Central Government may, by notification in the Official Gazette, appoint:」との規定がある（１条(3)）。

したがって、かかる条項がある場合、施行状況については通知（notification）を確認することにより知ることができる。

そして、破産倒産法については、上記（１）①及び②のホームページに「NOTIFICATION（通知）」の項目も設けられており、ここで通知が発せられた状況を確認することができる。

② 本報告書作成時点での施行状況

この点、「NOTIFICATION」の状況を確認したところによれば、２０１６年破産倒産法も、制定手続が完了したのは同年５月２８日で、その後、施行は細かく部分的に行われており、同法を中心となる、会社（Corporate person）の倒産処理手続と清算手続が順次施行されたのは２０１６年１２月であった。

そして、２０１７年３月に、会社の自主清算（Voluntary Liquidation of Corporate Persons）の条文（５９条）などが、６月には倒産処理手続の略式手続（Fast Track）の条文（５５～５８条）が、それぞれ施行されるに至っている。

他方、本報告書作成時点（２０２０年３月）においても未施行条文の主なものは、パート３の「個人・パートナーシップの倒産処理手続」である。この施行時期の見通しは定かではないが、インドにおける論評状況としては、人的資源を含めて対応体制整備の見通しがつかないようで、施行はまだまだ先になるであろう、という声をよく聞いたところである。

３ 制度概要（特色）

本法は全部で５つのパートから成るが、本報告書では既に施行されているパート２（会社に関する手続）のうち、第２章の会社倒産処理手続（Corporate Insolvency Resolution Process）（略して CIRP）と第３章の清算手続（Liquidation）の概要について報告する。

インド破産法は、ニーズとしては、インドにおいて銀行の不良債権（NPA：Non Performing Assets）処理が課題となる中で、その処理を促進するため、それまでに存在した関係法規を統合し、合理化するために制定された。

そのため、「金融債権者（Financial Creditor）」を、その主な使い手と想定した内容となっている。日本の倒産法ではみられないこととして、債権者が金融債権者と「事業債権者（operational Creditor）」とに峻別され、手続における取扱いが異にされているのである。

また、世界の破産法制にみられる傾向として、一般的に、イギリス法影響下では債権者の利益が重視され、フランス法影響下では債務者利益が重視される、といわれているが、インド破産法はインドの歴史を反映してイギリス法の影響を受けているようである。

この観点からは、日本の倒産法制に比べると、債務者申立てというよりは、債権者側の申立てで手続が開始されることを原則として想定し、また、そうし易い規定内容になっていると評価できる。その最もたる現れは、日本の倒産法制と異なり、申立てにおいて「支払不能」が要件とされておらず（要するに他の債権者への支払状況は関係ない）、自らの債権に関する債務不履行の事実のみをもって、開始決定を得られることである。

また、明文化された立法趣旨としても、日本の破産法が、債務者の「経済生活の再生の機会の確保を図ること」を目的の一つとしている（同法1条）のに対し、インド破産法にはそのような記載はなく、「債務者の資産価値の極大化（maximization of value of assets of such person）」が法の目的の中心として据えられているのである（インド破産法前文）。

さらに、インド破産法の制定以前は、インドでの倒産処理は平均で4年以上かかっていたとの統計もあり、このような長期化は債務者資産価値の目減りを招来することは勿論、日本を含めた外国企業にとっては、いわゆるエグジットに不透明さありとして、インドへの外国投資を躊躇させる要因のひとつともなっていた。

そこで、かかる観点から、必要となる手続毎に、期限を定めるやり方（time bound manner）が採用されるに至っている。制度上は、例えば後述する「会社倒産処理手続」は原則として180日以内に完了するものとされており、順調にいけば1年かからずに処理が完了することが想定されているのである。債権者委員会で処理計画が承認されるところまで含めた期間制限が条文上設けられていることなどは、日本の倒産法制における制限よりも厳しいと評され得るものである。

以上のような背景のもとでのインド破産法の特徴を、更に敷衍して整理すると、以下のとおりである。

（１）債務者資産の極大化～２段階の手続（イメージは会社更生→破産）

インド破産法は、その名称こそ「インド破産倒産法」と訳されるものであるが、日本の破産法とは異なり、債務不履行に陥った債務者について、まず、会社倒産処理手続（CIRP：corporate insolvency resolution process）と呼ばれる手続によって、会社を清算しない方法（ゴーイングコンサーン）による「処理計画（resolution plan）」の採用が検討されるものとされており、それが叶わない場合

に、「清算手続 (Liquidation)」により、債務者資産を換価処分して分配するという、二段階の制度設計になっている。

後述するように、C I R Pが開始されると、企業価値を維持する観点から、債権者は債務者資産に対する強制執行は勿論、担保権の実行も禁止されることになり（「モラトリアム」の宣言）、他方で、債務者企業の経営権は（暫定的地位の）管財人に移管され、取締役の権能は停止される。そのような状況を確保した上で、詰まるところは事業を高く売却して債権者への支払いが極大化することを目指すのがC I R Pである。これは日本の倒産法との比較では、上記の特徴からすると民事再生法より会社更生法に近いと認められる手続であり、インド破産法の中心は、この「更生手続」にある。

（２）金融債権者の優先

金融債権者と事業債権者のカテゴリーの区別は、基本的には、金融債権者は文字どおりの意味で、事業債権者がその他の債権者、と理解して差し支えないと思われるが（事業債権者は物品や労務を含めたサービスの提供者、及び政府など公的機関も含まれる）、インド破産法ではその取扱いに差異を設けている。具体的には以下のとおりである

- ・ いずれも債権者として手続開始の申立てが可能だが、事業債権者の方が手続が煩雑になっている。
- ・ 処理計画の承認などにつき、債権者委員会で議決権を有するのは、原則として金融債権者のみである。
- ・ 清算になった場合の配当は、事業債権者が大きく劣後する。

（３）迅速な処理の志向

インド破産法は、インドにおける近時の商事紛争処理の迅速化政策の一環としての側面も有し、その手続が係属するのは、既に超多数の未処理案件を抱えている裁判所ではなく、会社法に基づき新たに設立された、準司法機関たる「会社法審判所（NCLT : National Company Law Tribunal）」とされている。

また、前述のとおり、C I R Pはその開始決定日から原則として１８０日以内に完了しなければならない（より具体的には、処理計画を債権者委員会で承認し、最終チェック機関としてのNCLTがこれを受領するまでを１８０日以内に行う）とされているほか、申立てに関しても、NCLTは受理日から１４日以内に申立てを認めるか棄却するかしなければならないなど、各手続に期間制限が数多く定められている。

４ 手続の流れ（条文に即して）

（１）申立手続

- ① 本章が適用される債務不履行の最低額（４条(1)）

10万ルピーである。

② 申立権者（6条）

- ・ 金融債権者（Financial Creditor。貸付けその他の金融取引によって生じた債権を有する者）
- ・ 事業債権者（Operational Creditor。物品又は雇用を含むサービスの取引によって生じた債権を有する者、及び債務者に対して債権を有する連邦政府、州政府又は地方当局）
- ・ 債務者自身

③ 金融債権者による申立て（7条）

- ・ 債務不履行があった時、単独で、また他の金融債権者と共同で申立てできる（(1)）。
- ・ 申立てには以下のものを提出しなければならない（(2)、(3)）。
- ・ 債務不履行の記録
- ・ 暫定管財人（interim resolution professional）に就任すべき管財人の氏名
- ・ 破産倒産委員会（IBBI）が定めるその他の情報
- ・ 会社法審判所（NCLT）は申立受領後14日以内に債務不履行の存在を確定し（(4)）、申立てを認めるか棄却するかしなければならない（(5)）。
なお、NCLTは申立てを棄却する場合、それに先立ち、申立ての不備を7日以内に修正するよう通知しなければならない。

④ 事業債権者による申立て（8条・9条）

- ・ 事業債権者の場合は、申立前に、債務者に対し支払を求める通知を送付する必要がある（8条(1)）。これに対して債務者は10日以内に8条(2)に定める通知を返さなければならない。
- ・ 上記10日を経過しても支払がない場合に申立てができる（9条(1)）。
- ・ 申立てには以下のものを提出しなければならない（9条(2)、(3)）。
- ・ 請求書のコピー
- ・ 債務者から連絡がない旨の宣誓供述書
- ・ 債務者から（当該事業債権者に）支払がないことの証明書（当該事業債権者が口座を有する金融機関が発行する証明書のコピーなど）
- ・ IBBIが定めるその他の情報
- ・ NCLTは14日以内に、9条(5)の要件にしたがって申立てを認めるか棄却するかしなければならない。なお、申立てを棄却する場合、それに先立ち、申立ての不備を7日以内に修正するよう通知しなければならない。

⑤ 債務者による申立て（10条）

- ・ 債務者は債務不履行に陥った場合、申立てができる。
なお、会社自身のみならず5条(5)に定義される会社内部の一定の者も申立てができる。
- ・ 申立てには以下のものを提出しなければならない（(2)、(3)）。
- ・ 会計帳簿
- ・ 暫定管財人に就任すべき管財人の氏名

- ・ 申立てを承認する、株主総会の特別決議
- ・ NCLT は 14 日以内に、要件を満たしているか否かにより、申立てを認めるか棄却するかしなければならない ((4))。なお、申立てを棄却する場合、それに先立ち、申立ての不備を 7 日以内に修正するよう通知しなければならない。
- ・ なお、既に破産手続が開始している等、債務者が申立てできない場合について 11 条に定めがある。

(2) 会社倒産処理手続 (CIRP)

① 期間制限 (12 条)

CIRP は手続開始が認められてから 180 日以内に完了されなければならない ((1))。これが延長される場合の要件も規定されているが ((2)、(3))、延長は 1 回だけである。

② 手続開始決定後に NCLT が行うこと (13 条)

- ・ NCLT は 14 条から 16 条にしたがい以下のことを行う。
- ・ 命令による他の手続の一時停止の宣言 (14 条「モラトリアム」)。
訴訟の提起や継続 (強制執行を含む)、資産その他あらゆる権利の譲渡・担保設定、担保権の実行、債務者からの財産の回復 ((1)) が禁止される。
なお、逆に、一時停止の期間、債務者に対する必要な物とサービスの提供を停止してはならないとされる ((2))。
- ・ 手続に関する情報の公示 (15 条)。
- ・ 暫定管財人の選任 (16 条)。14 日以内に選任されなければならない。

③ 暫定管財人の権能・義務

- ・ 債務者の事業運営を行う権限は暫定管財人に与えられる (17 条(1)(a))。
- ・ 暫定管財人は、以下の事項を含め、18 条に定められた任務を遂行しなければならない。
- ・ 債務者情報の収集。
- ・ 全ての債権者の債権の確認。
- ・ 債権者委員会の設置。など。
- ・ なお、債務者の職員は暫定管財人の任務遂行に協力しなければならない (19 条)。

④ 債権者委員会

- ・ 暫定管財人は、全ての債権者の権利を確認し、債務者の財務状況を確定させた後、債権者委員会を設置する (21 条(1))。
- ・ 債権者委員会は全ての金融債権者による構成される ((2))。
- ・ 債権者委員会の決議は金融債権者の議決権の 51% 以上の賛成により決せられる ((8))。なお、債務者に金融債権者がいない場合の債権者委員会の構成等については、規則 (Regulations) の 16 条が定めている。
- ・ 第一回の債権者委員会はその設置から 7 日以内に開催されなければならない (22 条(1))。また、第一回債権者委員会において管財人を選任する ((2))。その後の債権者委員会は管財人により実施される (24 条(2))。

⑤ 管財人

- ・ 債務者の事業継続を含め、債務者の資産の保護保存は管財人の任務である（25条(1)）。そのための具体的な行為義務も定められている（(2)）。
- ・ 管財人の活動のうち債務者の資産等に関わる一定事項については債権者委員会の事前の承認が必要とされている（28条）。

⑥ 処理計画（Resolution plan）

- ・ 管財人は、処理計画作成のための債務者のインフォメーションメモランダムを作成しなければならない（29条(1)）。
- ・ なお、処理計画は「継続事業として(as a going concern)」と定義されており（5条(26)）、債務者事業の継続が前提となっている。
- ・ 管財人が、不適格者（29A条）以外の者の中から債権者委員会の承認の素で募集をかけた者（5条(25)）は、インフォメーションメモランダムに基づいて、管財人に処理計画を提案することができる（30条(1)）。
- ・ 管財人は処理計画について以下の条件を確認する（(2)）。
- ・ 会社倒産処理手続の費用が優先的に回収できるか。
- ・ 事業債権者への支払額が、53条により清算する場合より少くないか。
- ・ 処理計画承認後の債務者の経営について準備されているか。
- ・ その他、法規、破産倒産委員会の定め反していないか。
- ・ 上記の条件を満たしていることが確認された処理計画について、管財人は、債権者委員会にその承認を求めるべく提出しなければならない（(3)）。
- ・ 債権者委員会は66%以上の賛成により当該処理計画を承認することができる（(4)）。
- ・ 承認された場合、管財人は当該処理計画をNCLTに提出する（(5)）。
- ・ NCLTも上記30条(2)の条件適合性を確認し、これを充足すると認める場合には、命令により処理計画を承認しなければならない。この場合、当該処理計画は、債務者、その従業員・メンバー、債権者、保証人その他当該処理計画に関わる全ての利害関係者を拘束する（31条(1)）。
- ・ 条件適合性が認められない場合、NCLTは命令により当該処理計画を棄却することができる（(2)）。
- ・ NCLTが処理計画を承認する命令に対する不服申立ては、61条(3)の定めに従わなければならない（32条）。

（3）清算手続

① 清算の開始

- ・ NCLTは、180日の期間制限内に処理計画を受領しなかった場合、または処理計画を棄却した場合は、債務者に清算の命令を発しなければならない（33条(1)）。

会社倒産処理手続中に債権者集会で債務者の清算を決定しそれを管財人がNCLTに告げた時（(2)）、債務者が承認された処理計画に違反してそれにより不利益を受けた者が債務者の清算を申し立て、NCLTが違反を認めた時（(3)）も同様である。

② 清算人

- ・ NCLT が清算の命令を発した場合、会社倒産処理手続で管財人であった者は、(4)の規定にしたがいNCLT が管財人を交代させない限り、清算手続において清算人を努めなければならない（34条(1)）。
- ・ 清算人はNCLT の指示のもと、全ての債権者の権利の確認、債務者の資産の管理など、様々な権能と任務を有する（35条）。清算財産の構成（36条）、債権届の提出とその認否について（38乃至42条）、詳細な定めがある。

③ いわゆる否認権

偏頗取引（43条、44条）、過小評価取引（45から49条）、不当に高額な信用取引（50条）について規定されており、清算人は、該当する取引が行われていたと認める場合、NCLT に取引の無効等を求める申出をしなければならない（50条だけ義務的ではなく任意。）。その要件などは詳細に規定されている。

④ 担保権を有する債権者

担保権を有する債権者は清算手続において、担保権を放棄して清算人に換価を委ねて清算手続の中で配当を受けることもできるし、担保権を実行することもできる（52条(1)）。

⑤ 配当

清算資産の売却により得られた金員は、以下の順に配当される（53条）。

- (a) 会社倒産処理手続費用及び清算費用（全額）
- (b) 以下の債務（同順位で）
 - i 清算手続開始前24か月間にワークマンに支払われるべきであった賃金
 - ii 担保権を有する債権者が52条により担保権を放棄した場合の当該債権者に対する債務
- (c) 清算手続開始前12か月間に被用者（ワークマンを除く）に支払われるべきであった賃金その他の未払金

※ なお、ワークマンとはインドの労働法制に特有の概念で、主として単純労働に従事する低賃金の労働者をいう（3条(36)）。
- (d) 無担保債権者への金融債務
- (e) 以下の債務（同順位で）
 - i 清算手続開始前2年間に弁済期が到来した連邦政府および州政府に対する債務
 - ii 担保権を有する債権者が担保権を実行したものの弁済を受けられなかった残債務
- (f) その他の債務（※事業債権者への配当はここに位置づけられると思われる）
- (g) 優先株主に対する残余財産分配債務
- (h) 普通株主およびパートナーに対する残余財産分配債務

⑥ 解散

債務者の資産が完全に清算されたとき、清算人はNCLT に対し債務者の解散を申請しなければならない（54条(1)）。NCLT はかかる申請に基づき、債務者の解散を命じなければならない。

5 施行後の改正状況

(1) 2018年改正

施行後約1年半で、かなり広範囲の条文に改正が繰り返されている。このような事態はインド破産法に限らず、インド法全般にみられることであり（走り始めてから絶えず改善を続ける）、都度、最新の法内容はウェブ上で確認する必要がある¹。

改正として重要と思われる点をいくつか指摘すると以下のとおりである。

- ・ 債権者委員会での決議要件が、処理計画の承認をはじめ、軒並み75%から66%へと緩和された（2018年6月改正）。処理計画が承認され易くすることなどを意図したものである。
- ・ 不動産デベロッパーからの住宅購入者が金融債権者に含まれることとされた（5条(f)）。社会的ニーズに応えてのものである。
- ・ 処理計画の提出権者に関する改正が頻繁である。施行当初は、処理計画は誰でも管財人に提出できるものであったが、当該企業を債務不履行に陥らせた関係者（経営者や出資者等）が自ら会社を買い戻すことの不当性が議論され、2017年11月に各種の不適格者要件が定められ（29A条）、更に2018年6月の改正でも過去に有罪判決を受けた者など範囲が拡大もされた。他方で、いわゆる中小企業については事実上買い手が見つからないとの実態も出てきたので、上記の不適格者要件のいくつかは中小企業には適用しないとの改正が2018年6月になされている（240A条）。
- ・ CIRP開始後に申立人が申立てを取り下げることについては規定がなく、実務上は申立債権者と債務者が合意すれば可能とされていたところ、2018年6月の改正で債権者委員会で90%の承認がなければ取下げは不可となった（12A条。更に、施行規則（30A条(1)）で時期的制限も設けられた）。これは、「手っ取り早い債権回収手法」としての心理的プレッシャー目的での申立てを抑制する趣旨のものと思われる。
- ・ 前述のとおりCIRPが開始されると強制執行や担保権実行もできなくなるが（14条。モラトリアムの宣言）、この担保権に人的担保である保証人が含まれるかは、施行直後から特に金融機関において大きな関心事となっており、会社法審判所の判断もわかれていたが、同条は保証人には適用がないことが明文化された（14条(3)(b)）。
なお、2018年8月には、14条は個人の保証人には適用されないとの最高裁判例も出ている。

¹ インド破産倒産委員会のホームページ（「ibbi」で検索できる）の「LEGAL FRAMEWORK」の項目から、法律（ACT）、施行細則（REGULATIONS）などの関係法規の最新状況が全て（英語で）確認できる。

6 施行後の実施状況

(1) 承認例及び棄却例

本法は2016年12月に施行されたが、前述のとおりNCLTのホームページでその取扱事件の決定が公表されている。まず、報告者は、施行以降約2か月の段階で、申立てに対して発令された11件の決定を確認することができた。内訳は、手続開始が認められたのが9件、棄却されたのが2件であった。

以下に、その特色を記しておく。

① 承認例

以下の記載は債務者申立事例の決定であるが、決定書の記載内容としてはこのような書きぶりが一般的であった。

Decision: As the applicant was compliant with all statutory requirements prescribed under section 10 of the Code, the application was admitted by NCLT with an order for imposition of a moratorium, appointment of an interim RP and making of public announcement.

また、第一章でも触れた、「申立第1号事件から、発令までの法律上の期間制限（14日以内）が守られなかった」という点については、1年半ばに手続開始が決定されており、申立日は定かでないものの約1月では発令に至ったようである。

この件の争点は、債務者が州法を根拠として法律上支払猶予が認められると主張したことのようなのであるが（the respondent filed an application against the applicant by claiming that the said debts to be suspended under the Maharashtra Relief (Special Provisions) Undertaking Act, 1958 (MRU Act)), NCLTは、かかる州法は破産倒産法と目的が異なり、手続を進める妨げにはならないと判示している。したがって、今後は、同種の争点についてはスムーズに手続が進むことが予想される。

Decision: It was held that the notification passed under the MRU Act will not act as a bar to passing an order under section 7 of the Code, for the primary reason being that the Code came into existence after the MRU Act and thereby the non-obstante clause under the Code would have an overriding effect on all other laws for the time being in force. Further, it was held that the subject matter of the MRU Act and the Code are inconsistent as, the MRU Act seeks to protect the interest of the employees whereas, the Code seeks for repayment to the creditors for any defaults arising out of any debts payable. NCLT admitted the application.

② 棄却事例

報告者が確認した限り棄却事例はいずれも事業債権者による申立事案であった。

棄却の理由は、１件は、事業債権者が申立てをする際の必要書類とされている、債務者から（当該事業債権者に）支払がないことを確認する旨の、当該事業債権者が口座を有する金融機関が発行する証明書のコピー（９条(5)(c)）が提出されていなかったことで、不提出について「例外は認められない」と判示された。

Decision: The applications were rejected by the NCLT, for the sole reason that, the applicants in the respective cases were not able to submit the certificate of the financial institution which would reflect the non-payment of the operational debt to the applicants' respective account. The bench clarified that the said certificate is mandatorily required to be filed along with the said application under the Code and no exemption (as requested by the applicant) can be granted.

また、もう１件は、承認の要件として、事業債権者が「notice of dispute」を受領していないという定めがあるところ（９条(5)(ii)(d)）、当該事件では既にこれが受領されているため、申立ては棄却されなければならない、というものであった。

Decision: The application was rejected by the bench, for the sole reason that, the notice of dispute had already been received by the respondent, thereby the bench was liable to reject the said application (in accordance with section 9(5)(ii)(d) of the Code).

（２）運用状況

一方で、インド破産倒産委員会（IBBI）も、情報発信として季刊でニュースレターを発行しており、そのホームページで確認できる。

このニュースレターの６号で、施行後約１年３か月、すなわち２０１７年１月から２０１８年３月までのインド破産法の運用状況が公表された。

それによると同期間において、CIRP が開始された申立ては、全部で７０１件であったが、そのうち、

- ・ ２０１８年３月末時点での手続の進捗状況については、
 - 未だに CIRP の手続が継続中のものが５２５件
 - 処理計画が承認されたものは２２件
 - 清算が開始されたものは８７件
 - 係争中のもの（処理計画承認への異議申立て等）が６７件
- ・ 申立権者ごとに分類すると、
 - 金融債権者申立ての件が２６２件
 - 事業債権者申立ての件が３１０件
 - 債務者申立ての件が１２９件

とのことであった。

７ 小括（運用状況の分析を含め）

インド破産法については施行後、既に改正が繰り返されており、破産法に限ったことではないが、常に最新の内容を確認する必要性は日本におけるそれよりはるかに高いと思われる。(前記「2 インターネットによる情報の確認」で紹介したホームページでは、改正部分が改正日と合わせて確認できる体裁での最新の法内容が公表されている。)

これまでの主な改正対象は、実務において不都合性の議論が起こったもの(処理計画は誰でも提出できるということか→債務者会社の関係者等は除外することとされた(29A条))、条文上の解釈に疑義が生じたもの(モラトリウムになると担保権実行も禁止されるが、人的担保たる保証人への請求もできなくなるか→保証人は除外されることが明文化された(14条(3)(b)))などがあり、日本に比べ、改正という手法での対応が早い。

また、運用状況としては、(2)の統計結果からすると、施行後1年程度の段階では、必ずしも法の意図するところが順調に達成されているとは言えないように思われる。インド破産法がディストレスM&A(経営不振事業への投資)の新たな舞台と期待されていることは冒頭で述べたが、現段階では、処理計画が承認された件数より、清算に移行した数の方が圧倒的に多い。全く新たな制度であるCIRPが「使える」と評価されていくには、まだ今後一定の事例集積が必要とも思われる。

ただ、処理計画が承認されやすくするための改正も既に行われており(決議要件の緩和。施行当初は75%の承認が必要であったが66%に下げられた)、このような制度的な対処も続けられていくものと思われる。

なお、統計結果では、申立者は金融債権者より事業債権者が多いという現象が生じているが、これはインド破産法が「手っ取り早い債権回収手法」として広く利用されていることを示すものと思われる。債務者にとって、法的手続が係属するプレッシャーは、通常の訴訟よりもはるかに大きい(即時の経営権の剥奪など)ため、債権者としては、CIRPによる処理手続によってではなく、心理的強制効果を狙って申立てをする(その結果弁済されれば取り下げる)わけである。

この点に関しては、CIRP開始後の取り下げには債権者委員会の承認が必要となるなど、むしろ「本来の趣旨とは違う申立てを抑止する」方向の改正が既になされていることや(12A条)、いざ手続が開始して清算まで至った場合には前述のように事業債権者に配当がまわってくることは期待できないこと(順位が低い)を、留意しておく必要はあるが、インドでは、正当な理由もないのに支払いを遅延させる(あわよくば支払わないで済ませようとする)態度に出られることが日本より多いとも言われているので、そのような場合の対処法の一つとして、インド破産法を念頭に置いておくことは有用であると考えます。

※【別紙ブログ記事16及び17「インド破産法の問題状況：債権回収手段として活用することの是非」「インド破産法と保証人の地位」もご参照下さい。】

8 今後の留意点

企業省により設立された破産法委員会（THE INSOLVENCY LAW COMMITTEE）は、2020年2月、これまでの破産法の運用実態を踏まえ、今後の法改正等についての提言をまとめた報告書を作成した。

主な内容は以下のとおりであるが、法改正が予想される事項として、注視が必要である。

- ・ 破産法が適用される債務不履行の最低額は10万ルピー（10 lakhs rupee）と規定されているが（4条(1)）、かように少額でも申立てが可能なことから負担が増加しており、これを50万ルピーとすべきである。但し、中小零細企業（MSMEs: Micro, Small & Medium Enterprises）については増額の例外を合わせて定めるべきである。
- ・ 同じく、債権回収の安易な申立てを防止する見地から、現行法では CIRP の申立ては複数の債権者がいる場合でも単独であることが可能であるところ、当該債権者と債務者との些細な争いから CIRP を開始して他の債権者を巻き込むのは適当でないから、申立てを可能とする債権者数の最低基準を設けるべきである。
- ・ モラトリアム中にも債務者のゴーイングコンサーンが維持されるよう、手続開始決定がなされた後にも債務者の事業に係る許認可や登録は取り消されたり停止されたりしないことが確保される必要がある。現状では14条の解釈により対応されているが、曖昧さを排除すべく同条を改正して明文化すべきである。また同様に、債務者のゴーイングコンサーンの維持に不可欠である事業活動上の調達もモラトリアム中にも確保されることに関する条項も同条に新設すべきである。
- ・ 処理計画が成功裏に承認された場合は、申立前において債務者に法令違反行為があったとしても、処理計画を提出して債務者の事業を引き継いだ者は、原則としてかかる違反についてはもはや責めを負わない旨を定める条項を新設すべきである。

★REPORT OF THE INSOLVENCY LAW COMMITTEE

http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/ICLReport_05032020.pdf

第3 インドで事業を始める ～外国投資に関する規制～

1 はじめに

一般論として、日本人・日本企業が日本以外の国で事業を始めようとする場合、日本の資金をもって当該外国で会社を設立したり、日本から運転資金を貸付の形で投入しようとしたりすることになるため、当然のことながら外国為替の問題として当該国のいわゆる外為法の規制を受けることになる。

そして、インドにおいても、会社の設立はその事業分野によっては禁止されていたり、政府の承認が必要であったりする等の規制が設けられている。また、海外からの貸付にもその用途等に制限が設けられている。

そこで、本項では、インドの外為規制について、その仕組み及び最新の規制内容について紹介する。

2 インドの外国為替管理制度

(1) 1999年外国為替管理法

インドにおいて外国為替管理を規律する法律は、1999年外国為替管理法 (THE FOREIGN EXCHANGE MANAGEMENT ACT, 1999) である。

同法の骨子は、

- ・ 経常勘定取引 (current account transaction)
- ・ 資本勘定取引 (capital account transaction)

が区別して規定されており、前者に属する外国為替取引 (例えば日常的な業務費用の支払いや配当金の送金など) は、基本的に自由であるが (5条)、後者に属するもの (株式・土地の取得等) は、インドの中央銀行である、インド準備銀行 (Reserve Bank of India: RBI) が規制を設け、そこで認められたもののみが実行可能とされていることにある (6条(2))。

(2) 規制の実施機関

① インド準備銀行 (RBI)

前記のとおり、RBI が法律に基づいて規制を設けることが予定されている。後述のとおり、インド非居住者への株式の移転や発行、のみならず、インド非居住者による不動産の取得、国内外にまたがる貸付などについても、これらを禁止したり規制をする権限が認められている (6条(3))。

② 産業政策促進局 (DIPP) → 産業取引促進局 (DPIIT) に名称変更

また、後述するように、インド政府の商工省 (Ministry of Commercial and Industry) の産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion: DIPP) も、インドの外資規制に関する方針を策定する行政機関として、RBI の制定した規制に基づき、外国投資政策を策定していたものであるが、2019年1月27日、同局は小売やEコマース等の取引 (Internal Trade) も所管とするとともに、名称を産業取引促進局 (Department for Promotion of Industry and Internal Trade: DPIIT) と変更した。

③ 外国投資促進委員会の廃止

更に、上記の規制により、一定の事業分野への投資については、政府の事前承認が必要とされているところ、従前、かかる承認の申請を受け付けていたのが外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board: FIPB) であった。

しかし、第1章の第2の2 (3) ①で述べたとおり、2017年度予算案での発表を経て、FIPB は同年5月に廃止された。

現在では、政府承認は各事業分野毎の所轄官庁が、DIPP の関与を得ながら行うこととなっている。

なお、FIPB の廃止を受け、DIPP が管理する、外国投資申請に関するポータルサイト「(Foreign Investment Facilitation Portal : FIFP)」が新たに設置された。現在では、外国投資の申請はこのサイトを通じて、オンラインで行うことになっている。

★Foreign Investment Facilitation Portal

<http://www.fifp.gov.in/Default.aspx>

3 直接投資（インド非居住者による会社の設立（株式の移転または発行））

（１）規制の策定状況

① 外国為替管理規則

前述した 1999 年外国為替管理法に基づき、「インド非居住者による株式の移転または発行 (transfer or issue of any security by a person resident outside India) (6 条(3))」について、インド準備銀行が制定した規制が、2000 年インド非居住者による有価証券の移転または発行に関する外国為替管理規則 (Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside of India) Regulation, 2000) である。

★インド外国為替管理規則

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_FemaNotifications.aspx?Id=174

同規則では、インド非居住者・インド国外の全ての企業体によるインドの会社の株式または転換社債の購入は、同規則別表 1 の「外国直接投資計画 (Foreign Direct Investment (FDI) Scheme)」によると規定されている (5 条(1))。

② 統合版 FDI ポリシー

もっとも、同規則が制定された 2000 年当時は、インド非居住者によるインドの会社の株式取得は、原則としては禁止されており、上記の別表の記載事項も多くなかった。

しかしその後、インド政府が外国投資を促進する政策を続けてきたことから、この別紙の記載は、DIPP の通達 (Press Note) によって、時々に変更されてきた。

そして、今日では、年に 1 回、それらの通達を取りまとめ、規制の全貌をまとめた「統合版 FDI ポリシー」が発行されるようになっている。これにより、同ポリシー発行時点における、事業分野ごとのインド進出の可否や出資上限、出資条件などが、一覧性をもって確認できるようになっているのである。

統合版 FDI ポリシーは、DPIIT のホームページ上の、「FDI Policy」の項目で確認することができる。

★DPIIT の「Foreign Direct Investment」のページ

<http://dipp.nic.in/foreign-direct-investment/foreign-direct-investment-policy>

また、FDIに関する最新の通達（Press Note）の状況は、DPIITのホームページのメニューの「Policies, Rules and Acts」から、「Press Note/FDI Circular（Government Decisionsの項目の中）」の項目に入って確認できる。

★DIPPの「Latest Circulars」のページ

<http://dipp.nic.in/policies-rules-and-acts/press-notes-fdi-circular>

以上を前提に、インドの外国直接投資に関する規制の内容は、本報告書改訂版作成時点では、上記の公表状況から以下の事実が確認できる。

★2017年度版統合版FDIポリシー

http://dipp.nic.in/sites/default/files/CFPC_2017_FINAL_RELEASED_28.8.17.pdf

★Press Note

<https://dipp.gov.in/policies-rules-and-acts/press-notes-fdi-circular>

③ インド準備銀行の通達

①のとおり、外国為替管理規則を制定したのはインド準備銀行（RBI）であるが、同規則について、RBI自身が「ガイドライン」というかたちで、更に施行上の細則を定めている。

具体的には、一般的ガイドラインとして「Master Circular（マスターサーキュラー）」が、そして株式の発行・譲渡に係る価格のガイドラインとして「Pricing Guidelines」が規定されていることが、RBIのホームページで確認できる。本報告書作成時点で最新のものとしては、マスターサーキュラーとして2015年7月1日付（同年10月30日にアップデート）が、また価格ガイドラインとしては2015年1月9日付及び2015年7月15日付のものが規定されている。

これらのガイドラインも、インド非居住者に関わる株式発行・移転の手続・必要書類などを具体的に定め、また例えば価格ガイドラインにおいては、従前は規定が存しなかったいわゆるプットオプション（株式買取条項）の有効性や価格条件が規定されるなど、新たな規制として制定されるので、情報としてキャッチアップしておくべきものといえる。

マスターサーキュラー（一般的ガイドライン）は、RBIのホームページのトップ画面から「Notifications」→「Master Circulars」と移動してチェックすることができる。FDIに関するものは、「Foreign Exchange Management」のタイトルの中で公表されており、最新のものは2015年7月1日付である。

また、価格ガイドラインも「Notifications」の項目で確認することができる。以下のガイドラインは、プットオプション（株式買取条項）に関するものであるが、同条項は、日本企業がインド企業と合併契約により株式を取得しようとする際にも撤退を視野に入れて買戻しを求めることを可能とするために規定しておくべき条項であり、その適法性・有効性を確保すべくガイドラインを確認しておくことは重要である。

★ 2015年1月9日付価格ガイドライン

<https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=8682&Mode=0>

★ 2015年7月15日付価格ガイドライン

<https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=9106&Mode=0>

(2) 2017年版統合版 FDI ポリシーの概要 (2018年1月の修正点を含めて)

- ① インド非居住者による株式の移転または発行に関して、統合版 FDI ポリシーは以下の2つの事項を規定している。
 - i 事業活動の分野 (sector) による投資の可否 (同ポリシー3.4)。
 - ・ 政府の事前承認が必要か (政府ルート (the Government Route))
 - ・ そのような承認は不要か (自動ルート (the Automatic Route))
 - ・ そもそも、投資が認められないか
 - ii 資本総額における外国投資の上限 (cap) (同ポリシー3.5.)。
- ② 個別の事業分野毎の取扱いは、ポリシー22頁以降の第5章 (Chapter 5) で規定されている。そして、事業分野毎の投資の可否、投資の上限を概観すると、以下のようなバリエーションが認められるので、念のため記しておく。
 - i 外国直接投資が認められない事業分野は、5.1に記載されている8つの事業分野である。宝くじ事業、カジノを含むギャンブルなどが規定されている。
なお、「不動産事業または農場の建設」も禁止されているが (f)、これにはタウンシップの開発や、住宅・商業施設の建設等は含まれないとされている。これらの事業の場合は自動ルートで100%の出資が認められている (5.2.10)。投資目的の不動産の取得は、認められないということになる。
 - ii 自動ルートで100%の投資が認められるカテゴリーの他のものとして、製造業 (5.2.5) などがある。
なお、インドの製造業者がその製造物を販売すること (大口か小売かを問わず、また電子取引によることを含む) にも、政府の許可は不要である。
 - iii 同じく、自動ルートで100%の投資が認められるが、当該事業の中でその対象が限定されている分野が存在する。例えば、農園事業は、紅茶やコーヒーなど規定された作物についてのみ認められている (5.2.2)。農業も同様である (5.2.1)。
 - iv 自動ルートだが、投資が100%までは認められない事業分野がある。例えば保険事業は、上限持分が49%と定められている (5.2.22)。
 - v 100%の投資が認められるが、自動ルートは一定割合までで、それ以上は政府ルートになる分野がある。例えば、防衛産業 (5.2.6) は、49%までが

自動ルートである。ちなみに、防衛産業への１００％投資が認められるようになったのは２０１７年度からである。

なお、単独ブランド製品小売業（５．２．１５．３）（この事業分野でインドに進出している日本企業として有名なものに「無印良品」があげられる）も、２０１７年度版ではこのカテゴリーに位置づけられていたのであるが、後述のとおり、最新の Press Note で変更された。

vi 政府ルートにより、１００％の投資が認められる事業分野がある。あまり多くはないが、例えば衛星設備の設置及び運営がそれである（５．２．１２）。

なお、２０１７年度から、インドで製造・生産された食料品の小売業（電子商取引による場合を含む）についても、政府ルートでの１００％の投資が認められることになった（５．２．５．２）。

vii 投資の上限持分に応じて、条件が付されている分野も存する。単独ブランド製品小売業が典型的であるが、５１％以上の投資の場合、商品の調達の３０％はインド国内で行われる必要がある（それも中小企業等からが好ましい）とされている（５．２．１５．３）。

③ なお、統合版 FDI ポリシーの２０１７年度版での変更で重要と考えられるものとしては、②で触れたもの以外では、投資を受けることができるインドの事業体として、新たに「スタートアップ企業」が項目立てに加わったことがあげられる（３．２．６）。インドでのいわゆるベンチャー支援が念頭に置かれたものである。

スタートアップ企業の定義は、別途に DPIIT が通達で定めているが（下記のブログ記事をご参照）、そのようなスタートアップに対して外国ベンチャー投資家が様々な形態の投資ができる旨が明示された。なお、外国ベンチャー投資家の定義も、ポリシーの中で定められている（２．１．１９）。

④ また、２０１７年度版が発行された後の、２０１８年１月２３日付 Press Note でもたらされた修正のうち、重要なものとしては、既に触れた、単独ブランド製品小売業に関するものがあげられる。

すなわち、まず政府承認の要否に関し、従前の「４９％以上は政府ルート」が改められ、１００％の場合でも自動ルートとなった。

合わせて、前記②viiで指摘した「５１％以上の投資の場合の３０％の調達義務」についても、毎年３０％の必達ではなく、インドでの第一号店開業の年からの５年間の平均値でその適合を判断すればいいことになった。且つ、同じく最初の５年間については、インド国外でも事業展開している場合のインド国外事業向けのインドからの調達分も３０％に含めてよいこととされた。以上のような緩和措置が採用されたのである（変更後の５．２．１５．３(２)(e)(g)）。

また、前記②iの関係では、外国直接投資が認められない「不動産事業」には、不動産仲介業は含まれないことが明確にされている（したがって、不動産仲介業へは自動ルートで１００％の投資が可能である。）。

※【別紙ブログ記事３７及び３９「インドへの小売業進出～無印良品ニューデリー店オープン」 「インドへの投資が加速するか～外国投資促進委員会が廃止」

「出ました！2017年版統合版FDIポリシー（2017年8月28日施行）」もご参照下さい。】

4 価格規制

インド非居住者による株式の移転または発行に関しては価格規制も存在し、これはインドに特徴的な規制である。

特に、3（1）③で指摘したガイドラインによる、プットオプション（株式買取条項）に関する規制が重要である。インド非居住者による買取価格は「独立当事者間に適用されるものとして国際的に受け入れられている価格算定方法

（internationally accepted pricing methodology for valuation of shares on arm's length basis）」による必要があり、事前に合意した金額で買取を求めることはできない（“guiding principle will be that the non-resident investor is not guaranteed any assured exit price at the time of making such investment/agreement and shall exit at a fair price computed.”）ことに留意が必要である。

5 対外商業借入

外国投資と同様、外貨での借り入れについて、対外商業借入（ECB: External Commercial Borrowing）と呼ばれる規制が存在することにも留意が必要である。

この点、RBIは2019年1月16日、ECB規制について新たな枠組みを発効させた。これにより、インドで海外直接投資を受けられる業種においては全てECBでの借り入れもできることとなったため、インド進出日本企業にとっても、これを資金調達方法の選択肢としての検討可能性が高まったと言える。

★External Commercial Borrowings (ECB) Policy - New ECB Framework
<https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11456&Mode=0>

新しいECB規制の枠組みの概要は、以下のジェトロのページに簡潔にまとめられている。

★ジェトロ「ビジネス短信」添付資料
https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=28053389

最新の規制内容についてはRBIの以下のページで確認することができる。

★Notifications
<https://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx>

★FAQ (ECB)
https://rbi.org.in/scripts/FS_FAQs.aspx?Id=120&fn=5

第4 会社の設立・運営

1 概説（会社法関係事項の確認方法について）

（1）インド企業省ホームページ

インドにおいて、企業活動に関わる規制を所管しているのが、インド政府の企業省（MCA: Ministry of Corporate Affairs）である。

近時制定された、2013年会社法（The Company Act, 2013）の施行が同省の主な業務の一つであり、会社法に関する規制の状況の確認、及び会社法に基づき必要とされる手続のオンラインでの申請などが、同省のホームページで行えるようになってきている。

以下、同ホームページで行えることについて、具体的に説明しておく。

★MCA: Ministry of Corporate Affairs

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/homepage.html>

（2）会社法及び関連規制の確認（ウェブ上の「eBook」）

- ① 2013年会社法は、同年の制定以来、その条項は、順次施行されてきており、2016年末に施行された部分も存在する。加えて、2015年及び2017年には早くも一部が改正されている。また、これは日本でも同様であるが、細則を、規則による制定に委ねている条項も多々存在する。

このように、変化が早く、規範也多岐にわたるインドの会社法の規制状況を、その時々には正確に把握できるように作成されているのが、企業省のホームページで確認できる、「eBook Companies Act, 2013」である。同ホームページの「ACTS & RULES」の「Companies Act」の項目に置かれている。

★eBook Companies Act, 2013

<http://ebook.mca.gov.in/default.aspx>

- ② このeBookの構成について、以下の確認例によって説明する。

例えば、インドには会社の役職として「会社秘書役（company secretary）」という、日本にない制度が存在するが、これはどのような会社に設置義務があるのか、職責は何かなど、関係する規定を確認しようとした場合、eBookによれば以下の情報が確認できる。

- ・ 「eBook Companies Act, 2013」を開くと、まず、Chapter（章）の一覧が示される。章の一覧の上に検索欄があり（条文のタイトルからの検索も本文からの検索もどちらも選べる）ここで「company secretary」を検索すると、関連する条文が列挙される。

（または、章の一覧の中で当たりをつけて、本件では「Chapter XIII Appointment and Remuneration of Managerial Personnel（管理職の指名及び報酬）」を選択すると、関連する条文を確認できる。）

- ・ 関連する条文のうち、「203条 Appointment of Key Managerial Personnel（主要管理職の選任）」をみると、(1)(ii)に「company secretary」が規定されており、(1)の本文には「Every company belonging to such class or classes of companies as may be prescribed shall have

the following whole-time key managerial personnel, – (別途定める規模に該当する会社は、以下に定める常勤の主要管理職をおかなければならない)」と規定されていることが確認できる。そして、そのうちの「as may be prescribed (別途定める)」には、会社法規則へのリンクが貼られている。(なお、ページ右上にはその条文の施行日も記載されている。)

- ・ 「as may be prescribed」をクリックすると、company secretaryに関する規定である、規則 8 条が確認できる。同条は「Every listed company and every other public company having a paid-up share capital of ten crore rupees or more shall have whole-time key managerial personnel. (上場会社及び公開会社で支払済資本金 1 億ルピー以上の会社は常勤の主要管理職をおかなければならない)」と定めている。

これにより、会社の中で、「上場会社及び公開会社」のうちの一定規模の会社に、会社秘書役を設置する義務があることがわかる。

(なお、「crore」は 1 0 0 0 万を意味するインドの通貨の単位である。)

- ・ さらに、上記の規則 8 条のページには、フォントの色違いで、「8A Appointment of Company Secretaries in companies not covered under rule 8 (8 A 条: 8 条に該当しない会社における会社秘書役の選任)」の規定の存在も確認でき、そこにもリンクが貼られている。この「8A 条」が色違いでリンクが貼られているのは、元の 8 条から事後に追加されたことを意味している。

そして、8A 条をクリックすると「A company other than a company covered under rule 8 which has a paid up share capital of five crore rupees or more shall have a whole-time company secretary. (8 条に該当するもののほか、払込済資本金 5 0 0 0 万ルピー以上の会社は、常勤の会社秘書役をおかなければならない)」との規定が確認できる。

これにより、会社秘書役については、上場会社及び公開会社ではなくても(後述する「非公開会社」であっても)、払込済資本金 5 0 0 0 万ルピー以上であればこれを設置する義務があることが、ここで確認できるのである。

なお、8A 条のページには「Amendment」「Inserted by notification-G. S. R 350(E) dated 9th June, 2014.」とも記載されており、同条が追加された日付も確認できるようになっている。会社法 2 0 3 条の施行日と比較すると、同条の施行当初は、非公開会社では会社秘書役をおくことにはなっていなかったが、その後に規制が追加された、ということも理解できる。

- ③ このように、「eBook Companies Act, 2013」によれば、会社法について、閲覧時点での、規則も含めた規制の施行状況を知ることができるのである。

- ④ また、合わせて、報告者がインド滞在時に現地日本企業から質問を受けることが多かった、関連当事者取引(188条)の条文について、以下に eBook の実際の記載内容と、参考までに報告者による日本語訳文とを紹介しておく。

これは、日本の会社法でいうところの「競業及び利益相反取引の制限」と同旨の規定であるが、インド会社法の規定ぶりをみると、日本のそれよりはるかに長文で細かいこと(条文の文言の「説明」まで条文に盛り込まれているなど)、そして、条文に続き記載されている「Amendment (改正)」の欄によって、この条文が施行された 2 0 1 4 年以降、既に 2 0 1 5 年及び 2 0 1 7 年に、文

言の代替や挿入といった改正が多く箇所でなされていることがわかり、インドの成文法がどのようなもののかの一般的なイメージも、体感できると思われる。

なお、関連当事者規制に関する直近の改正点（２０１７年のもの）は、「Amendment（改正）」欄での説明書きにあるとおり、承認なき関連当事者取引の取消権者に株主も加えられたこと（(3)）、逆に、構成員の９０％以上が関連当事者に該当する会社には１８８条は適用されないこと（(1)）であった。このように、インドでは、法施行後の運用実態において不都合であったと考えられたルールについては、立法上の対応が細くなされていることも、合わせて指摘できる。

ちなみに、蛇足的であるが、インドの関連当事者取引は、日本の利益相反取引と異なり、法に違反した契約をすること自体に関して罰則が設けられている（(5)）ことにも、注意が必要である。

＜条文引用＞

Related Party Transactions	Notified Date of Section: 01/04/2014
188. (1) Except with the <u>consent of the Board of Directors</u> given by a resolution at a meeting of the Board and subject to such conditions <u>as may be prescribed</u>, no company shall enter into any contract or arrangement with a related party with respect to— (a) sale, purchase or supply of any goods or materials; (b) selling or otherwise disposing of, or buying, property of any kind; (c) leasing of property of any kind; (d) availing or rendering of any services; (e) appointment of any agent for purchase or sale of goods, materials, services or property; (f) such related party's appointment to any office or place of profit in the company, its subsidiary company or associate company; and (g) underwriting the subscription of any securities or derivatives thereof, of the company: ⁶[Provided that no contract or arrangement, in the case of a company having a paid-up share capital of not less than such amount, or transactions not exceeding such sums, <u>as may be prescribed</u>, shall be entered into except with the prior approval of the company by a ¹[resolution]: ^{5&7}[Provided further that no member of the company shall vote on such ¹[resolution], to approve any contract or arrangement which may be entered into by the company, if such member is a <u>related party</u>:] ⁸[Provided also that nothing contained in the second proviso shall apply to a company in which ninety per cent. or more members, in number, are relatives of promoters or are related parties:] Provided also that nothing in this sub-section shall apply to any transactions entered into by the company in its ordinary course of business other than transactions which are not on an arm's length basis. ²[Provided also that the requirement of passing the resolution under first proviso shall not be applicable for transactions entered into between a holding company and its wholly owned subsidiary whose accounts are consolidated with such holding company and placed before the shareholders at the general meeting for approval:]	

Explanation. – In this sub-section, –

(a) the expression “office or place of profit” means any office or place–

(i) where such office or place is held by a director, if the director holding it receives from the company anything by way of remuneration over and above the remuneration to which he is entitled as director, by way of salary, fee, commission, perquisites, any rent-free accommodation, or otherwise;

(ii) where such office or place is held by an individual other than a director or by any firm, private company or other body corporate, if the individual, firm, private company or body corporate holding it receives from the company anything by way of remuneration, salary, fee, commission, perquisites, any rent-free accommodation, or otherwise;

(b) the expression “arm’s length transaction” means a transaction between two related parties that is conducted as if they were unrelated, so that there is no conflict of interest.

(2) Every contract or arrangement entered into under sub-section (1) shall be referred to in the Board’s report to the shareholders along with the justification for entering into such contract or arrangement.

(3) Where any contract or arrangement is entered into by a director or any other employee, without obtaining the consent of the Board or approval by a ³[resolution] in the general meeting under sub-section (1) and if it is not ratified by the Board or, as the case may be, by the shareholders at a meeting within three months from the date on which such contract or arrangement was entered into, such contract or arrangement ⁹[shall be voidable at the option of the Board or, as the case may be, of the shareholders] and if the contract or arrangement is with a related party to any director, or is authorised by any other director, the directors concerned shall indemnify the company against any loss incurred by it.

(4) Without prejudice to anything contained in sub-section (3), it shall be open to the company to proceed against a director or any other employee who had entered into such contract or arrangement in contravention of the provisions of this section for recovery of any loss sustained by it as a result of such contract or arrangement.

(5) Any director or any other employee of a company, who had entered into or authorised the contract or arrangement in violation of the provisions of this section shall,–

(i) in case of listed company, be punishable with imprisonment for a term which may extend to one year or with fine which shall not be less than twenty-five thousand rupees but which may extend to five lakh rupees, or with both; and

(ii) In case of any other company, be punishable with fine which shall not be less than twenty-five thousand rupees but which may extend to five lakh rupees.

Amendments

1. Substituted by Companies (Amendment) Act, 2015 and is effective from 29th May, 2015.

In sub-section (1), for the words “special resolution”, at both the places where they occur, the word “resolution” shall be substituted;

2. Inserted by Companies (Amendment) Act, 2015 and is effective from 29th May, 2015.

3. Substituted by Companies (Amendment) Act, 2015 and is effective from 29th May, 2015.

In sub-section (3), for the words "special resolution", the word "resolution" shall be substituted.

4. Clarification related to Non- applicability of Section 188 to Corporate Reconstruction etc.

8. Inserted by The Companies (Amendment) Act, 2017 :- Amendment effective from 9th february 2018

9. Substituted by the Companies (Amendment) Act, 2017 :- Amendment effective from 9th february 2018

In section 188, in sub-section (3),

for the words "shall be voidable at the option of the Board"

the following words shall be substituted, namely :-

"shall be voidable at the option of the Board or, as the case may be, of the shareholders"

Exceptions/ Modifications/ Adaptations

5. In case of private company – Second proviso to Sub-section (1) of Section 188 shall not apply – Notification dated 5th june, 2015.

6. In case of Government company – First and second proviso to Sub- section (1) of Section 188 shall not apply to :-

(a) a Government company in respect of contracts or arrangements entered into by it with any other Government company;

(b) a Government company, other than a listed company, in respect of contracts or arrangements other than those referred to in clause (a), in case such company obtains approval of the Ministry or Department of the Central Government which is administratively in charge of the company, or, as the case may be, the State Government before entering into such contract or arrangement. – Notification dated 5th june, 2015.

7. In case of Specified IFSC Public Company – Second proviso to sub section (1) of section 188 shall not apply. – Notification Date 4th January, 2017

188条 関連当事者取引

- (1) いかなる会社も、取締役会決議により与えられた取締役会の承認がなければ、そして規則で別途定める条件のもとでなければ、関連当事者（※2条(76)で定義）との間で、以下に関する契約又は取り決めをしてはならない。
- (a) 物品や資材の販売、購入、供給
 - (b) あらゆる種類の財産の売却、その他の処分、購入
 - (c) あらゆる財産のリース
 - (d) あらゆるサービスの利用、提供
 - (e) 物品、資材、サービス、財産の購入又は販売のためのあらゆる代理人への任命
 - (f) 当該関連当事者を、会社、その子会社又は関連会社における利得ある要職又は境遇に任命すること
 - (g) 会社の有価証券又はその派生商品の購入を引き受けること

払込済資本金（※2条(64)で定義）が規則で別途定める金額以上の会社、又は取引額が規則で別途定める金額以上の場合は、かかる取引には株主総会決議（※特別決議）による会社の事前の承認を必要とする。

更に、会社のいかなるメンバー（※2条(55)で定義）も、その者が関連当事者である場合、会社との間で締結される契約又は取り決めを承認する株主総会決議に投票してはならない。

上記の第2の条件は、90%又はそれ以上のメンバーが、プロモーター（※2条(69)で定義）の親類（※2条(77)で定義）又は関連当事者である会社には適用されない。

また、本項の定めは、会社が通常の営業過程で締結した取引には適用されないものとする。但し、対等な関係でされたのではない（独立当事者間取引といえない）取引は除く。

第1に掲げられた条件（株主総会決議の必要）は、持株会社の完全所有子会社で、その収支計算が当該持株会社と統合され、定時株主総会での承認のために株主にも供されている会社と、当該持株会社との間で締結される取引には、適用されない。

説明 ～ 本項において、

- (a) 「利得ある要職又は境遇」とは、以下のようなあらゆる要職又は境遇を意味する。
 - (i) 取締役が会社から、報酬として、及び報酬を超えて取締役としての立場で給与、費用、手数料、特別手当、あらゆる家賃なしの居住その他を通じて、何らかの利得を得る場合、取締役としてのそのような要職又は境遇
 - (ii) 取締役以外の個人や、個人商店、民間会社、その他の法人が、そのような立場にあることで、会社から報酬、給与、費用、手数料、特別手当、あらゆる家賃なしの居住その他を通じて、何らかの利得を得る場合、そのような要職又は境遇
 - (b) 「独立当事者間取引」とは、関連当事者間においても、関連はなく利益相反がないものとして行われている取引を意味する。
- (2) 前項の規定のもと締結された各契約又は取り決めは、これらの締結を正当化する理由とともに、取締役会による株主への報告書に記載されなければならない。
- (3) (1)項に定める取締役会の同意又は株主総会決議による承認を得ることなく、取締役、その他従業員により契約又は取り決めがなされた場合で、取締役会がこれを承認せず、または当該締結から3か月以内に総会において株主がこれを承認しない時には、かかる契約又は取り決めは、取締役会又は株主によって取消すことができ、そしてかかる契約又は取り決めが取締役の関連当事者との間のもので、又は他の取締役により許可されていた場合には、これらの関係する取締役は、当該契約又は取り決めにより生じた損害について、会社に補填しなければならない。

- (4) 前項の規定は、会社が、本条に違反して契約又は取り決めをした取締役又はその他の従業員に対して、かかる契約又は取り決めの結果として生じた損害の賠償請求をすることを妨げない。
- (5) 本条に違反して契約又は取り決めをし又はこれを許可した取締役又はその他の従業員は、以下の刑に処せられる。
- (i) 上場会社の場合、1年以下の懲役又は2万5000ルピー以上50万ルピー以下の罰金若しくはこれらの併科
 - (ii) その他の会社の場合、2万5000ルピー以上50万ルピー以下の罰金

(3) オンラインサービス（特に会社設立手続について）

また、インド企業省ホームページの「MCA SERVICES」では、会社に関する登録や申請の手続をオンラインで行えるサービスを提供している。

★MCA SERVICES

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/acquiredsc.html>

特に、会社設立手続について、設立の申請のために必要な各種の「書式」が、会社法規則によって定められているところ（The Companies (Incorporation) Rules, 2014 など）、かかる書式がオンラインでも用意されており、インターネット上で申請ができるようになっている。そして、後述のように、かかる「書式」は、簡易で迅速な手続を実現する観点から、修正も頻繁に行われている。

インドにおける会社の設立については、当然のことながら、英語への翻訳や、各種添付書類の取纏めの手間等の困難もあるところ、日本及びインドの多数の各法律事務所・会計事務所・コンサルタントなどは、設立手続代行のサービスを提供しており、かかるサービスを利用して会社設立を行うのが一般的であると、報告者も認識するに至っている。他方、インド政府によって、設立手続に関する情報は豊富に提供されており、且つ、より効率的な手続の提供が継続的に試みられているという実態も認められるのであり、設立に際して、自らこれらを検討する価値はあるものと考えられる。

なお、報告者が確認する限り、会社法規則の改正で新たな「書式」が作成された場合でも、これが直ちにインド企業省ホームページ上で利用できるようになるとは限らない（タイムラグがある）ようでもある。本報告書でも、以下の第2項では、

本報告書作成時点において「MCA SERVICES」のページで提供されている書式について説明している。

(4) 新しい規制自体の把握

(2) で述べたとおり「eBook Companies Act, 2013」によれば、当該確認時点で有効となっている規制内容（改正等を反映したもの）が把握できるが、改正された内容そのもの、すなわち、未施行部分のどこが施行され、何が廃止され、何が追加されたのか等を、都度知ろうとする場合は、企業省のホームページの「ACTS & RULES」の「Companies Act」のうちの、「COMPANIES ACT, 2013: RULES, CIRCULARS, NOTIFICATIONS ETC.」の項目で、新たな規制の制定状況を確認することができる。

特に、新たな規則の制定である「RULES」、及び主として会社法の施行に関する告知である「NOTIFICATIONS」が重要であると思われる。

★COMPANIES ACT, 2013: RULES, CIRCULARS, NOTIFICATIONS ETC.
<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companiesact2013.html>

また、これらのページを見ると、かなりの頻度で情報が更新されていることが確認できる。例えば、会社法規則（Rule）は2016年12月だけで6つ、2017年の1月から3月までの間でも3つが制定されていた。告知（Notification）についても、例えば2016年12月に会社法の248条乃至252条（会社登記局による会社名の抹消に関する規定）が施行に至ったことをはじめ、コンスタントになされている。

※【別紙ブログ記事24及び25「インドでは今や一日で会社が設立できる」「オンラインの会社設立申請書がバージョンアップされました」もご参照下さい。】

2 会社の設立手続

(1) 概説

インドにおける会社設立に必要な申請手続の概要は、以下のようにまとめることができる。

- ① 手続の前提として、電子的申請に必要な電子署名の認証を申請する。
- ② 取締役になろうとする者の識別番号を取得を申請する。
- ③ 会社名の確保を申請する。
- ④ 会社設立の申請をする。

そこで、各申請について、以下に説明する。

なお、2017年1月30日、前述の2014年会社法（設立）規則（the Companies (Incorporation) Rules, 2014）が更に改正され、上記②③④について

これらを一括して申請し、更に、従前は会社設立後に別途取得の手続をすることになっていた税務番号の取得まで同時に行うことができる書式（DIR-32 FORM）が導入されている。

★本報告書作成時点で企業省ホームページに掲載されている会社設立手続の説明。
<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/stepstoformanewcompany.html>

★会社設立手続に使用する書式の説明。
http://www.mca.gov.in/MinistryV2/incorporation_company.html

（２）電子署名認証（DSC: Digital Signature Certificate）

電子署名とは、電子的な書面申請をする際に用いられるべき署名で、企業省の電子申請サービスを利用する際に必要になる。よって、会社設立手続をする前提として、かかる電子署名の認証（DSC）を取得しなければならない。

DSC は、2000年情報技術法（The Information Technology Act, 2000）により、インド政府が指定する民間の認証業者（Certification Agencies）が発行することとされているため、これについては企業省のホームページから直接申請することはできず、民間の認証業者に直接申請を行う必要がある。申請の書式、費用、添付すべき書面も、個々の認証業者に直接問い合わせて確認することになる。

電子署名認証の取得に関する説明は、企業省の以下のページで確認できる。

★Obtain Digital Signature Certificate
<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/acquiredsc.html>

なお、申請の添付書面として、通常、身分証明書（パスポート等）の英訳が必要であり、また当該英訳について、日本の公証人役場での公証及び在日本インド大使館の認証が必要とされる。ちなみにこの大使館認証については、いわゆる認証不要条約に基づき、日本の外務省による付箋（「アポステイーユ」）による証明により代替することが可能である。

アポステイーユの申請書は以下の外務省のホームページでダウンロードできる。

★アポステイーユ申請書（外務省）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000550.html

（３）取締役識別番号（DIN: Digital Identification Number）

取締役識別番号（DIN）とは、会社法により、全ての取締役に取得が義務付けられている番号である。

DIN の申請は企業省のホームページから、添付書類の提出も含めてオンラインで行える。申請の書式は「DIR-3 FORM」である。なお、本申請に際しても本人確認書類及びその英訳が必要で、英訳には（２）と同様の公証及び認証が必要になるようである。

電子署名認証の取得に関する説明は、企業省の以下のページで確認できる。

★Apply For Din
<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/applyfordin.html>

DIN についての「よくある質問 (QA 集)」は以下のページにまとめられている。

★Faq On Din

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/dinprocess.html>

(4) 会社名の確保の申請 (Application for reservation of Name)

会社法上、会社名について、他の社名に非常に似ているもの・インド政府が望ましくないと考えるもの等は認められないと定められている (4 条(2))。このため、設立の申請に先立ち、希望している会社名をつけられるかの審査が必要になる。

会社名の申請も、企業省のホームページから、添付書類の提出も含めてオンラインで行える。申請の書式は「DIR-1 FORM」である。主な記載事項は、希望する会社名、就任予定の取締役の情報 ((3) で取得した DIN を含む) などとなっている。具体的な申請方法の説明、申請用の申請書は、企業省のホームページの「MCA SERVICES」の項目の内から「Company Forms Download」を選択し、「Incorporation services」の部分で、見つけることができる。

★Company Forms Download

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companyformsdownload.html>

(5) 会社設立の申請 (Application for incorporation of a company)

会社設立の申請も、企業省のホームページから、添付書類の提出も含めてオンラインで行える。申請の書式は複数にわかれている。添付書類については会社法に定めがある (7 条(1))。

この点、添付書類には会社の定款も含まれるが、インドの定款は 2 部構成になっており、基本定款 (Memorandum of Association: MoA) と付属定款 (Articles of Association: AoA) とを作成する必要がある。

MoA (会社法 4 条) には商号、目的など会社の基本事項を、AoA (同 5 条) には会社組織の運営に関する取り決め等が記載されることになっているが、これらについても企業省のホームページにフォーマットが用意されており、MoA については穴埋的に項目を挿入することで、また AoA については雛形の記載内容をそのまま採用するかをチェックするだけでそれぞれ定款を完成できるようになっている。

会社設立の申請書式や定款の雛形も、(4) と同様に、企業省のホームページで「MCA SERVICES」の項目の内から「Company Forms Download」を選択し、「Incorporation services」の部分で見つけることができる。

かかる申請を受け、会社登記局 (Register of Companies) は、当該会社の設立証明書 (certificate of incorporation) を発行することになる (会社法 7 条(2))。

(6) 【重要な制度導入】新しいオンラインサービス (2020 年から)

インドにおけるウェブ手続も絶えず進化しており、2020 年 2 月 23 日以降の会社設立については、以下に説明するとおり、ウェブ上の統合フォームである「スパイスプラス (SPICe+)」を利用することが義務的になっている。

SPICe+は、Simplified Proforma for Incorporating Company electronically Plus の略称で、文字どおり会社設立手続を電子的に行うためのフォーマットである。

「SPICe+」はPart AとPart Bにより構成され、Part Aは会社名の確保について、Part Bは会社設立及びそれに関係する手続にそれぞれ用いられる。

そして、2020年2月23日以降の会社設立については、会社名の予約はPart Aを利用して行うべきことが義務化された。

また、Part Bについても、会社設立手続自体に加えて、前述のDIN（取締役識別番号）の割り当て、PAN（Permanent Account Number；税務番号の1つ）の発行、プロフェッショナル税（Profession Tax）の登録（マハラシュトラ州、カルナタカ州、西ベンガル州に登録される会社のみ）、などについてこれが利用できるようになった。

のみならず、以下の事項についてはPart Bを用いて手続をすることが義務的とされた。

- ・ EPFO（Employee Provident Fund Organization；労働者積立基金機構）及び ESIC（Employees' State Insurance Corporation；被雇用者国家保険機構）への登録。
- ・ 銀行口座の開設。

★Key features of SPICe+ for Greater Ease of Doing Business

<http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/IntitativesOfEODB.pdf>

なお、SPICe+の解説を中心とした「会社設立及び関係事項に関するよくある質問」のまとめも用意されており、日本企業の会社設立にも参考になると思われる。

★FAQs on Incorporation and Allied Matters

http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/SpicePlusFAQS_12032021.pdf

全87問が記載されており、SPICe+による申請に添付すべき書類（第40問）、外国子会社の設立における注意点（第78問）などが詳細に説明されている。

（7）会社設立後

日本の場合と異なり、設立後に出資金の払い込みを行う。また、設立から30日以内に第1回の取締役会を開催しなければならない（173条(1)）。

3 会社の運営（非公開会社について）

（1）概説

会社法では、会社の種類として公開会社（public company）及び非公開会社（private Company）が定められている。

この点、公開会社は相対的に規模が大きい会社が予定されているもので、インドで株式上場をしようとする場合は会社は公開会社である必要があるが、株主は7人

必要であり、また非公開会社には適用されない（主としてコンプライアンスの観点からの）各種規制の対象ともなっている。

そうすると、上場を視野に入れないとすれば、日本企業がインドで会社を設立する場合、公開会社を選択する積極的な理由はないと考えられる。実際に、報告者がインドで訪問することができた、日本企業の出資によりインド会社法のもと設立された会社は、インドで上場していた1社をのぞき、全て非公開会社であった。

そこで、以下では非公開会社を念頭に、会社の運営にかかる諸機関について説明する。

（２）会社の種類

非公開会社とは、付属定款(AoA)で以下のいずれもが規定されている会社をいう（２条(68)）。

- ・ 株式の譲渡制限
- ・ 株主数を200人以下に限定する旨
- ・ 有価証券の公募禁止会社

なお、最低資本金の定めはないが、株主は最低2名必要である（３条(1)(b)）。商号には「Private Limited」を含める必要がある（４条(1)(a)）。

（３）株主総会

定時株主総会は、毎年1回必ず開催される必要がある（９６条(1)）。

株主総会を開催するためには最低2人の出席が必要である（１０３(1)(b)条）。

普通決議は出席株主の過半数の賛成を必要とし、特別決議は、出席株主の75パーセント以上の賛成を必要とする。

なお、注意が必要と考えられるのは、決議は、原則として出席者の挙手で行われるところ（１０７条）、その場合は出席株主の「頭数」を基準に必要な賛成割合を判断するところである。議決権が支払済株式額に比例することについては47条に定めがあるが、これはあくまで「投票」の場合のことと規定されている。

もっとも、条文上、10%以上保有の株主から要求があれば、議決は投票で行うことになることされており（その場合は議決権ベース）、また、「株主総会決議の方法は投票による」などと、予め定款で定めておくことも可能である。

（４）取締役

取締役の数も2名以上必要である（１４９条(1)(a)）。

留意すべき事項として、取締役のうち最低1名は、前の暦年に182日以上インドに滞在していた者としなければならない（居住取締役。１４９条(3)）。

なお、会社法には独立取締役（１４９条(4)）、女性取締役（１４９条(1)）の定めもあるが、非公開会社には適用されない。

（５）取締役会

取締役会の開催には取締役自らが出席する必要があり、代理人を通じて出席することは認められていない。但し、ビデオ会議の方法によることは認められている（１７３条(2)）。また書面決議の制度もある。

取締役会は1年に最低4回開催しなければならない。定足数は取締役数の3分の1か2名の多い方である（１７４条(1)）。

(6) 監査役

全ての会社は最初の年次総会で監査役を選任しなければならない（139条(1)）。個人でも団体（firm）でもいい。

監査役は、会社の財務書類や会計帳簿が法の定める会計基準に従って作成されていることを確実にするために監査報告書を作成しなければならない（143条2項）。このように、監査役の職務は会計監査に限定されている。

(7) 内部監査役

非公開会社であっても、前会計年度において売上20億円以上又は負債10億円以上であった会社は、内部監査役（Internal Auditor）を選任して内部監査を実施しなければならない（138条(1)）。

(8) 会社秘書役（Company Secretary）

前述の1（2）で説明したとおり、非公開会社においても一定規模のものについては会社秘書役を選任する必要がある（203条）。会社秘書役とは、会社法その他会社に適用される規則の遵守状況を取締役会に報告するなど（205条(1)）、コンプライアンス体制を確保する役割を担う機関である。

(9) 委員会

非公開会社において設置の必要の可能性があるのは、CSR委員会である。日本では企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）の理解は多義的であるが、インドでは会社法135条にCSRの定めがある。

なお、委員会（Corporate Social Responsibility Committee）の設置を含め、具体的な内容（会社がしなければならないこと）は、本報告書の末尾に別紙2としてまとめているので、同資料を参照されたい。（これは、後述する、インドにおける日本企業の集まりの際に報告者の作成資料として配布したものである。）

※【別紙ブログ記事26から30「インドでは今や一日で会社が設立できる」「オンラインの会社設立申請書がバージョンアップされました」「会社法関係法規は改正が続く～取締役会へのテレビ電話会議方式による出席に関する改正を題材に」等もご参照下さい】

第3章 裁判制度及び運用の実態

第1 民事の紛争解決制度

1 民事訴訟手続

(1) 1908年民事訴訟法 (Code of Civil Procedure, 1908)

インドの民事訴訟手続を定めているのは、1908年民事訴訟法 (Code of Civil Procedure, 1908) である。

同法が規定する、訴え提起から判決までの流れは、基本的に日本の民事裁判と変わらないと考えてよいと思われる。訴訟提起 (26条)、被告の呼出 (27条他。訴訟提起から30日以内に発せられる)、答弁書提出、争点整理、証拠調べ、証人尋問といった審理過程は、日本と同じである。和解での終結に関する規定もある (89条)。

また、関係する法律として、提訴可能な期間については1963年出訴期限法 (Limitation Act, 1963) が、提出証拠に関しては1872年インド証拠法 (Indian Evidence Act, 1872) が、それぞれ規定している。

(2) 民事訴訟手続に関する情報提供 (E-Courts Service)

インドにおいて裁判所は「Eコートサービス」に力を入れており、裁判所のホームページにおいて、個別案件の進捗等の情報確認をすることができる。

ちなみに、同ホームページでは裁判所に係属中の未処理事件数等のデータも開示されており、本報告書作成時点において、地裁分と高裁分とを合わせた未処理事件 (Pending Cases) は「3000万件」を超えている。

★ECOURTS SERVICES

http://ecourts.gov.in/ecourts_home/

2 準司法機関 (quasi-judicial)

裁判所以外の紛争解決機関として、各行政分野ごとに、審判所 (Tribunal) や委員会 (Committee) が数多く設置されている。これらは総称して準司法機関と呼ばれている。消費者紛争救済フォーラム (Consumer Disputes Redressal Forum) などがその例である。

3 商事裁判所、高等裁判所の商事専門部の設置

第1章第2の3 (2) でも触れた、商事裁判所並びに高等裁判所の商事専門部及び商事控訴部に関する法律 (The Commercial Courts, Commercial Division and

Commercial Appellate Division of High Courts Act, 2015) は施行され、既にデリーをはじめ 4 州には商事裁判所が設置され、活動が開始されている。

同法が定める手続の期間制限が遵守され、また従前の滞留案件がスムーズに商事裁判所に移管されるためには、従前の裁判所とは別個にそのインフラと人材が整備される必要があるが、本報告書作成時点では、施行後まだ 1 年であり、その運用状況に関する確たる情報には接することはできなかった。

4 会社法審判所 (NCLT)

第 2 章第 2 の 2 (1) ③でも触れた、会社法関連紛争の解決機関を一本化すべく 2013 年会社法 408 条に基づき設立された会社法審判所 (National Company Law Tribunal (NCLT)) は、準司法機関の一つであるが、会社法関連紛争の迅速化及び簡素化を目指す制度として特に重要と思われる。既にニューデリーをはじめ 11 か所で設立されており、また上訴機関として会社法上訴審判所 (National Company Law Appellate Tribunal (NCLAT)) もニューデリーに設立された。

5 仲裁

(1) はじめに (仲裁法の重要性)

- ① 前記のとおり、インドでは訴訟手続について、迅速な処理を実現するための制度改革がなされてはいる。

ただ、これらはこの 1 ~ 2 年に導入された制度であり、日本企業として新しい裁判制度を積極的に利用すべきと考え得るほどに、制度設計どおりの運用がなされているのか、今後も注視していく必要がある。

またそもそも、グローバル領域における契約書のスタンダードを考えると、現在では、インド企業との契約においても、紛争解決については仲裁条項が設けられることが常識化しているものと思われる (ちなみに仲裁地はインド及び日本以外の第三国とすることが一般的かと思われる) 。インドの裁判に超長期の時間がかかるとい実態と、他方、日本で裁判をして勝訴してもインドで執行はできないと考えられること (日本の民事訴訟法でいうと 118 条 4 号の相互保証の要件を満たしていない状況にあると考えられるので、インドでの執行も同様と思われる) からして、インド進出に伴う紛争解決としても、仲裁を選択するのが合理的と考えられるのである。

この点、インドも日本も、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (ニューヨーク条約) の加盟国であり、両国とも、相手国における仲裁判断をもって自国で強制執行することが可能である。 (なお、厳密には、インドは同条約への加盟に加え、相互主義が満たされていると政府が官報で通知した国のみに承認・執行を認めているが、日本はこれにも含まれる。ちなみにシンガポール、イギリスといった「第三国」として選択されることが多い国もこれに含まれている。)

- ② そして、インドにおいて、この「外国仲裁判断の執行」をする場合に適用されるのが、インドの仲裁法である。また、インドの仲裁法には日本でいうところの保全処分についても独自の規定があり、かかる保全処分は、インドではなく外国で仲裁の申立てをする際にも（国際商事仲裁の場合に）用いることができるとされている（一昨年の改正で明確にされた）。以上の意味で、インドの仲裁法は日本企業にとっても「使う法律」にあたると思われる。

付言すると、インドでは2015年に仲裁法が改正されたが、この施行を機に、国内での仲裁手続の活用のみならず、インドを国際仲裁のハブにしようという熱意が高まっていることが感じられる。また、第5章で触れるとおり、外国法弁護士にインドでの弁護士活動を認める動きが出てきているが、その場合に真っ先に開放の対象となるとされているのがインドにおける仲裁の代理である。

これらの観点からも、長い目で見て、インドの仲裁法を理解しておく価値はあると思われる。

（２）留意点（仲裁法改正のポイント）

- ① インドの仲裁法は、近時改正された「2015年インド仲裁及び調停（改正）法（The Arbitration and Consolidation (Amendment) Act, 2015）」である。

日本の仲裁法と同様、国連機関である国際商取引法委員会が作成した「UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法」に準拠した内容になっており、日本の仲裁法を前提にしても理解が容易である（ちなみに改正が行なわれている分、日本の仲裁法よりも、最新のモデル法に準拠している）。

全体の構成としては、パート1（2条から43条）で、インド国内での仲裁について、その手続、仲裁判断に対する不服申立て、仲裁判断に基づく強制執行などについて定めている。そして、パート2（44条から60条）で、外国仲裁判断のインド国内での執行について定めている。（なお、その後、調停（Conciliation）についてのパートなどが続く。）

- ② 特に留意すべき条項は、まず、（１）②でも指摘したとおり、改正によって、裁判所による保全処分（interim measure（暫定措置と訳される））の規定が、国際商事仲裁においても適用されるようになったことである（9条、2条(2)）。（なお、証拠収集における裁判所の援助（27条）も同様である。）

また、同法は外国仲裁判断のインド国内での執行についてパート2に規定しているが、執行申立てをインドの裁判所で争う手続についても規定がある。

これは前記のモデル法に準拠した構成ではあるが、ただ、時間をかけて仲裁判断がなされたにもかかわらず、執行の手続の中で紛争が容易に蒸し返されてしまうようでは、迅速な紛争解決は覚束無い。

かかる観点から、2015年の改正では、強制執行が認められない場合の一つとして規定されていた、「当該仲裁判断による強制執行がインド法の公の秩序（public policy）に反しないこと（57条(1)(e)）」という要件について、これに該当するのは以下の場合に限るとする、新たな規定が設けられた。

（なお、同様の限定は、インド国内仲裁判断に対する異議申立て（34条）でも同様に行われている。）

- (i) the making of the award was induced or affected by fraud or corruption or was in violation of section 75 or section 81;
or
- (ii) it is in contravention with the fundamental policy of Indian law;
or
- (iii) it is in conflict with the most basic notions of morality or justice.

もつとも、限定したとはいえ、(ii)の「インド法の基本的な秩序に違反」や(iii)の「モラルや正義の最も基本的な考えに反する」との表現は、未だに解釈に幅があるものと思われる。

また何より、要件を限定しても、裁判所で同規定の抵触を争おうとすること自体は可能であるので、改正の趣旨の観点でどれほど実効性があるか（濫用的な異議申立てを抑制できるか）は疑問であるとも考えられる。

- ③ その他、仲裁判断は、手続開始から12か月以内に出されなければならない（29A条(1)）というような、時間制限の条項が新設されたことも留意しておくべきである。

第2 運用の実態

1 はじめに

本項は、日本企業が当事者に関わったインドでの紛争解決手続を題材に、インドにおける手続の実際を確認し、また検討を加えるものである。

インドにおける手続としては、次の2が国際仲裁判断の執行（審理）、3が国内仲裁及びその執行（審理）、4が税務当局への異議申立てプロセスである。

なお、インドで紛争解決手続を採ったとは、すなわち日本企業がインドで法的問題に直面し、その解決を図ったということであり、当該紛争の内容に関する事項についても適宜解説を加えている。

2 NTT ドコモとタタ・サンズの件（強制執行申立手続）

本件は、NTT ドコモ社という、日本有数の大企業がインド進出を図ったという点においても、またその後に撤退を図ったがこれがまたスムーズに進まなかったという意味でも、日本企業がインド進出した場合の一つのあり得べき展開例として、その進捗がインド国内では勿論、日本でも逐次報道され、社会的に注目されてきた事件である。

なお、報告者は上記当事者会社から直接ヒアリング等を行うことはできなかったもので、以下に事実経緯として記載した内容は、インド国内の新聞等マスメディアの報道に基づいての記載であることをお断りしておく。

<事案の概要>

本件は、日本の株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」）が、インド進出を図り、インドの通信事業者であるタタ・テレサービスズ・リミテッド（以下「TTSL」）の株式を、タタグループの持ち株会社であるタタ・サンズ（以下「タタ」）から取得したが、その後、撤退のため、株式譲渡契約上の買戻条項（プットオプション）に基づき、タタに対し、同契約で定められた金額で TTSL の株式を買取るよう求めたところ、かかるプットオプションの有効性をインドの規制当局（インド準備銀行（以下「RBI」））に否定され、タタが請求に応じなかったため、ドコモが法的措置を講じた（国際商事仲裁手続、強制執行手続）事案である。

<事実経緯>

2008 年 11 月 ドコモは、TTSL の株式の取得について、タタと合意。

2009 年 3 月 25 日 ドコモはタタとの間で契約締結。ドコモはタタから、TTSL の株式の 26.5%を、12740crore（1274 億ルピー。crore は 1000 万を意味する。当時のレートで約 2523 億円）で取得した。

- ・ 進出から5年間で事業継続の1つのメドとしていたドコモは、5年後の2014年3月期の業績次第では、撤退も可能とすべく、いわゆるプットオプション（買取条項）をタタとの契約に盛り込んでいた。
これは、TTSLが一定の業績目標を達成しなかった場合、タタは、ドコモが保有する株式の買手を見つけなければならず（Tata shall find a buyer）、または自ら株式を買い取るか補償を提供しなければならない（shall buy the shares or provide indemnity）というものであった（5.7.2条）。
また、その際の価格については、取得価格の50%か、公正価格の、いずれか高い価格とされていた。
- ・ 一方、ドコモがTTSLの株式を取得するにあたっては、外国直接投資として、当時はFIPB（外国投資促進委員会）の承認が必要であったところ、かかる取引について、2009年1月9日、RBIの価格ガイドラインに従うという条件のもとで、FIPBから許可を得ていた。
- ・ また、本件契約締結時に、タタはドコモに対し、将来、プットオプションの行使に関しては、巨額の外国為替取引になるため、RBIの承認が必要になるだろうと説明していた。

2009年6月 「TATA DOCOMO（タタドコモ）」のブランド名でのサービスを開始。（ちなみに、現在も同名での事業が継続されている。）

2011年5月 当初の株式取得から2年を経て、ドコモは追加出資。

- ・ その後、1分あたりの通話料が約1円以下になるといった価格競争の激化、多額のネットワーク構築費用、獲得した電波が実際に割り当てられない、などの状況下で、TTSLの業績は芳しくなく、インド企業省のデータによれば、同社の損失は約300億ルピーに積み上がっていた。

2014年4月25日 契約締結後5年が経過し、ドコモは取締役会で、TTSL株の売却（プットオプションの行使）を決定。

- ・ ところが、ドコモのプットオプションの行使に先立ち、タタは、同条項はlegally untenable（法的に維持できない）と主張。
タタによれば、本件契約締結後、2010年と2013年に、RBIが事前に合意した価格での買い戻しを禁止する、新しい規則を制定したとのことであった。
- ・ また、RBIは2014年の通達により、非居住者は事前に合意した価格で株式を売却することはできず、公正価格はあくまで国際的に認められている方法により算定されなければならないと定めた。
- ・ それでも、タタはRBIに、本件について、例外的取扱を認めるよう求めた。その結果、RBIは12月22日、財務大臣に対し、RBIは例外的な承認をするつもりである（inclined to accept）ことを連絡した。
RBIは、本件はインド企業の契約の遵守に関わる問題であるし、内容的にも「5年後に、50%のものの減額に応じる」という稀な例であり、事前決定価格での株式売却の禁止の趣旨として想定されている、「投資に仮装した貸付」とはいえないと説明した。

しかし、財務大臣は、悪しき前例になるという理由で、例外を認めないよう指示した。

2014 年 12 月 26 日 ドコモ、タタの株式買取協議が不調に終わる。

2015 年 1 月 3 日 ドコモ、ロンドン国際仲裁裁判所（London Court of International Arbitration (LCIA) ）に国際商事仲裁を申立て。

2016 年 6 月 22 日 仲裁判断。LCIA は、タタに対し、契約にしたがい、ドコモに、損害賠償として、11 億 7200 万ドルを支払うよう命じた。
（また、上記とは別に、利息・仲裁費用・リーガルコストの支払いも命じられた。）

この判断において、本件契約は出資を仮装した貸付にはあたらないと認定された。また、タタが指名して選任された仲裁委員（契約法の権威者とのこと）は、ドコモとタタとの間の合意には拘束力が認められる、何故なら、タタには自らの買取だけではなく買手を探すという方法も認められている、との判断を示したとされる。

もっとも、RBI が本件プットオプションを無効としていたこと（RBI ルールとの抵触性）に関する直接の法的判断はなされなかった。

2016 年 7 月 13 日 ドコモ、デリー高等裁判所に、仲裁判断に基づく強制執行の申立て。

2016 年 7 月 26 日 強制執行手続ヒアリング期日。裁判所は両当事者に、8 月 30 日まで時間を与えるので未解決の問題（outstanding issues）に対処するよう指示した。

タタは、「誠意の証（gesture of a good faith）」として、8 月 2 日までに被請求金額を裁判所に預託すると表明。

2016 年 8 月 30 日 ヒアリング期日の予定であったが 10 月 5 日まで延期される。

2016 年 9 月 2 日 タタ、書面（宣誓供述書（affidavit））提出。

強制執行が棄却されるべき理由としてし、本件仲裁判断はインドの「public policy」に反すると主張。

合わせて、「なお、RBI も『仲裁判断を精査したが、インドの法規制との関係という重要な争点について何ら判断が示されていない』と指摘している」とも主張。

- ・ これに対し、ドコモも期日間（1 週間前）に書面を提出。81 ページに及ぶ書面によれば、ドコモの主張は大きく次の 3 点であった。

- ① インド外国為替管理法は本件仲裁判断には適用されない。

- ② 同法はインド仲裁法の「パブリックポリシー」には該当しない。
(仲裁法上強制執行が棄却されるべき理由に該当しない)
- ③ 本件仲裁判断の執行にインド政府の承認は必要ない。

特に主張の中心となっていたのは、「本件仲裁判断が認めたのは、株式の買取(としての代金請求)ではなく、損害賠償だ」ということであった。この種の支払が資本勘定取引にあたるとなると裁判所や仲裁廷に支払を求めた場合の全て承認が必要になってしまう(ので不合理であること)、また、同種事件でインド政府が承認しなかったが強制執行を認めたインド最高裁の判断があること、なども主張されていた。

2016 年 10 月 5 日 ヒアリング期日。この日は RBI も出頭し、口頭で、本手続に参加する意思がある旨を申し出た。RBI からは正式に書面も提出されることになった。

また、RBI は、タタが本件の支払に RBI の承認が得られないと主張していることに関しては、「承認の問題ではなくそもそもプットオプションは禁止されている」との認識を示し、当初合意の有効性自体を問題視していたとした。ドコモとタタとどちらの肩を持つつもりもなく、ただ、プットオプションは禁止されていることを裁判所に示すことが参加の動機であるとのことであった。

これに対し、タタは、RBI は最初は承認の姿勢だったが財務大臣が現状のルールを守ると言い、結局、特別な承認を出さなかったという経緯を改めて主張した。

このような主張の中で、裁判官からはタタに対し、「なぜ RBI の拒絶を争わないのか。インド企業としてドコモへの支払方法を模索すべきではないか」「そうしないと、インドでの投資は返ってこないということになりかねない」との発言があった。

2016 年 12 月 1 日 ヒアリング期日。RBI から参加申出がなされた。裁判所は両当事者に対し次回期日までに RBI の主張に対する答弁を行うよう求めた。RBI は、2000 年外国為替管理規則 9 条が、価格ガイドラインにより、インド非居住者の投資家に事前合意価格での撤退を認めていないと説明した。

2016 年 12 月 22 日 ヒアリング期日。タタの主張が時間切れにより終わらず。次回期日は 2 月 2 日とされる。

裁判官から以下の発言がなされた。

タタに対し「これで契約の履行を否定されたら、インドで外国投資できないでしょう。」「補償条項があるなら従うべき。」

RBI に対し「FIPB は本件契約にプットオプション条項があることを確認して承認したのではないですか。」

2017 年 2 月 2 日 (※情報なし)

2017 年 2 月 25 日 ドコモとタタは、本件紛争の解決について、裁判所外で基本合意に至り、裁判所に対し、本件仲裁判断について両社の合意内容に従った執行を求める旨の共同申立を行った。

申立ての概要は以下のとおり。

- ・ タタは、インド国内における本件仲裁判断の執行に対する異議申立てを取り下げる。
- ・ 両当事者は、本件仲裁判断のインド国内における執行を認め、裁判所に対し、タタが既に裁判所に預託している約 11 億 8000 万ドル（約 1,300 億円）をドコモに対し引き渡すことを求める。ドコモは、上記金額の受領と同時に、保有する TTSL 株式をタタに引き渡す。
- ・ ドコモは、本共同申立の一環として、英国、米国における仲裁判断に係る強制執行手続を一定期間停止することに合意する。
- ・ かかる共同申立てについて、タタは「インドにおけるフェアな投資環境を守ることへの関心が高まる中で、合意に至った」と発表した。

また、ドコモも「デリー高等裁判所により仲裁裁定の実現が認められた際、ドコモは、タタ・サンズとの新たな協調体制のもと、回収された資金をインドにおける産業の発展のために活用することを検討してまいります。ドコモは、タタ・サンズとドコモとの新たな協調体制が、良好な日印経済関係のシンボルとなることを期待しております。」と発表した。

2017 年 4 月 28 日 デリー高等裁判所、判決言渡し。RBI の訴訟参加の申出は退けられる。

- ・ RBI の参加を認めるべき根拠条文はない。
- ・ 仲裁判断が示した契約条項の解釈は当事者の契約意思に沿うもので、且つインドのいかなる法律にも反しない。
- ・ 本件におけるドコモの請求は、株式売買そのものではなく（そうであれば RBI の価格規制が適用され得る）、タタが契約上の義務（他の引き取り手を見つけるなど）を履行できなかったことを理由とする、損害賠償請求である（したがって株式売買の価格規制の問題ではない）。

その後、RBI は上告せず、上告期間の 45 日が経過し、判決確定。

<検討>

① デリー高裁の判決への評価

本件で、ドコモとタタは最終的に、その協議により、契約に基づく支払を実現していくことに合意するに至った。ただ、規制当局として支払を認めない立場の RBI が裁判手続（強制執行申立）に参加の申出を行っていたため、上記合意どお

りの解決が実現されるためには、手続が係属しているデリー高裁で司法判断がなされる必要があった。

本件は外国仲裁判断の執行の局面であり、まさに第1の5で説明した、改正インド仲裁法が適用された場面である（本件は改正後に申立てられている）。強制執行が許されない場合の一つとして、当該仲裁判断の執行がインド法の「公の秩序(public policy)」に反するか（57条(1)）との要件が存するところ、公の秩序の内容が限定された（限定列挙されるようになった）という件である。

事実経緯で触れたとおり、ドコモは、

- ① インド外国為替管理法は本件仲裁判断には適用されない。
- ② 同法はインド仲裁法の「パブリックポリシー」には該当しない。

（仲裁法上の強制執行が棄却されるべき理由に該当しない）

という、いずれの主張もしていたようであるが、①は「本件仲裁判断の内容が実現しても、そもそもインド法との抵触はない（だからそもそも仲裁法57条の問題にはならない）」という立場であり、②は「本件仲裁判断の内容が実現すると、インド法と抵触はするが（RBI ガイドラインに反する）、外国で判断された仲裁の実行を否定しなければならないような重い違反ではない（57条の要件には該当しない）」という立場だと整理することができる。

より具体的には、①は「本件はタタの債務不履行によりドコモの請求は損害賠償に転化しており、もはや株式売買の局面ではないから、価格ガイドラインの枠外である」という考えが根拠であり、②は、「今般の仲裁法の改正でパブリックポリシーの内実が明らかになり、これは(i)の詐欺、(ii)の「インド法の基本的な秩序に違反」、(iii)の「モラルや正義の最も基本的な考えに反する」という、これら3点の該当性を検討すればよいことになったが、（たかだか）外国投資に纏わる行政規制が「インドの基本的秩序」だの「モラルや正義の最も基本」だのに該当するわけがない」という考えである、と言えよう。

この点、報告者個人の考えとしては、債務不履行にしていれば当初合意どおりの支払いを受けられることにもなりかねない、①の考えに依拠するよりも、②の問題として、「確かに違反にはなるが仲裁法との関係ではそこまで大した違反ではない、パブリックポリシーは、法改正した趣旨も踏まえて厳格に解するのが相当」と判断し、57条違反にはならないと結論づけられるのが、違反は違反ということで現状の規制の有効性にも影響はないし（インド政府の顔も立つし）、仲裁法改正で「インドは変わった」ことも示せるし、且つ当事者双方の望む結論で決着もできるしで、紛争解決としての落ち着き所はこちらではないか、と予想していた。

果たして、デリー高裁は、前述のように①の主張を容れ、本件のプットオプションはそもそも如何なるインド法にも反しない、と判示したのであった。

法律論としては、規制との関係を損害賠償請求権に転化したからという理論でクリアすることには或いは異論もあるかと思われるが、ここで重要と思われるのは、報告者が判決原文を確認したところ、判決は、プットオプションの目的（本件では撤退時にせめて50%の投資回収をすること）を合理的と肯定し、合わせて、RBI もこの条項の存在を前提に投資を了解していることを指摘した上で、プットオプションの実行は確保されなければならないと判断していることである。このように、インドの高等裁判所が、外国直接投資の実情を理解し、当事者の契約意思を尊重する、明快な判断をしたことは、日本企業にとっても、当然に歓迎

すべきことであり、インドの裁判所は信頼できる、と思わせるに足る結論と説得力が認められるものと思われた。

(もし、デリー高裁が、②の問題としながら、「RBI ガイドライン違反はパブリックポリシー違反」という判断を出すとしたら、改正法の文言(i)ないし(iii)からはあまりに広範な認定であると思われ、仲裁法改正の趣旨が、改正後直ちに没却された、と評価せざるを得ないところであった。)

② プットオプションの有効性 (RBI の規制)

本件では当事者間で2009年にプットオプション条項が設けられているが、確かに、RBI が策定した2015年1月9日付価格ガイドラインには、同ガイドラインによって初めて、株式の買戻を含めたオプション条項が許されることになったかのように記載されている。RBI がドコモとタタの契約を当初から無効だと主張しているのは、このガイドラインを根拠とするものと思われる。なお、このガイドライン策定以前に、プットオプション条項の有効性がどのように認識されていたか、その議論状況等は確定的には確認し得ておらず、本件でも当事者がどのような認識で契約締結に至ったのかは不明である。上記ガイドライン以前にプットオプションの効力を否定する規制があったとも確認できなかった。

したがって、報告者としては、本件はインドにおける規制の「不明瞭さ」ゆえのリスク事例として、インドでは(日本と異なり)後付けに思える規制に直面することがあり得る、という指摘ができるに止まる場所であるが、ただ、ここで合わせて指摘しておく、インドでは、遡及的に

(retroactively, retrospectively) 適用されると正面から規定されている規制も、しばしば存在することを報告者は確認してきており、日本とは異なり、現実問題としてそのようなことがあり得るということも、頭に置いておくとういと思われる。

③ 仲裁(インド国外)と強制執行(インド国内)の手続の有用性

本件ではプットオプション行使の協議が不調になった後、ドコモがインド国外(ロンドン国際仲裁裁判所)に仲裁申立てを行っているが、これは当事者間の契約にそれを可能とする条項(仲裁条項)が定められていたことによるものと思われる。一般的にも、国際間取引において、公平らしさ・迅速さの観点から、紛争解決を「第三国」での「仲裁」によると合意することは全く珍しくない。そして、本件では申立てから約1年半で仲裁判断がなされており、その結論が日本企業にとって好ましい内容だったことも合わせ、国際商事仲裁の有用性が見て取れる事例と言える。

そして、その後のインドでの執行手続(審理)についても、審理期日は短い間隔で順調に入っていると認められるし、また、裁判官の発言内容がインド側に偏っているようにも認められない。本件からは、インドの裁判手続にも、その信頼を疑わせるような点は見つけられないと思われる(徒らに遅延していたり、不公平な発言があったりするなど)。

あとは、迅速性の見地から、そもそも外国仲裁判断に基づく強制執行手続を、相手方が更に自国で争えることについて、報告者も、日本企業の方から素朴に疑問を呈されたりすることもあったが、これは仲裁の「モデル法」もそうになっているという話であり、制度的には仕方がない(必要性がある)ということではある。あとは、インドの裁判所において、改正されたパブリックポリシーの要件を

厳格に解する運用がなされ、そのことで、徒らな異議申立ても事実上抑制されるようになることを期待するほかはないと思われる。

※【別紙ブログ記事34及び35「【速報】本日判決が出ました（NTTドコモ社とタタ社の件）」「判決全文を読んでわかったこと（NTTドコモ社とタタ社の件）」もご参照下さい】

3 債務不履行に基づく損害賠償請求事件（インド国内仲裁・強制執行手続）

本件も、契約上の義務違反があったという点は2のドコモの件と同様だが、実態としては売買の目的物に問題があったことに起因して、買主であった日本企業が損害を被ったという事例であり、2と異なり、政府規制との関係という問題はないものの、インド人の事業者である相手方（売主）が、（報告者が考える限り）さしたる合理的な理由もなく支払いに応じようとしていないにもかかわらず、紛争発生から実に13年が経過しても、未だに裁判所に手続が係属しているという事案である。

本件については当事者である日本企業にご了解いただき、委任されているインド法律事務所に事件の経緯についてヒアリングを行った。

<事案の概要>

インドで事業活動をしている日本企業X社は、インドの事業者Yとの間で物品販売契約（①）を締結し、購入した物品を原料として加工し顧客A社に販売していたところ、A社から、商品の質がX社とA社との物品販売契約（②）で定められた品質に達していなかったとして、損害賠償請求を受けた。品質が劣っていた原因はYがX社に販売した物品の質が物品販売契約①で定められた品質に達していなかったことにあった。X社はA社に当該損害を賠償し、その上でYに対し、物品販売契約①に基づき、応分の負担を請求した。しかし、Yはかかる請求に応じなかった。

そこで、X社は物品販売契約①に規定されていた仲裁条項に基づき、Yを相手に、インドで仲裁手続を始めた。

<事実経緯>

2003年7月 X社がA社に販売した製品に品質違反が発覚。

2003年10月 X社はA社に賠償。

- ・ 物品販売契約①には、Yが納めるべき物品の質の基準が定められており、且つ、質に問題がありX社がその顧客からクレームを受けた場合には、顧客が被った損害についてX社とYは半分ずつ負担する旨の条項が定められていた。かかる条項に基づきX社はYの負担について協議したが、Yは応じず不調に終わった。

2004年9月 X社はY社を相手に仲裁申立て（Request of Arbitration）。

2004 年 10 月 25 日 X 社は裁判所に対し暫定措置（仲裁法 9 条）の申立て。

2004 年 10 月 27 日 上記暫定措置の申立てが認められる。

2005 年 1 月 26 日 Y が X 社の仲裁申立てに対する答弁書を提出。

2005 年 3 月 9 日 X 社は仲裁廷に暫定措置の申立て（仲裁法 17 条）。

2005 年 4 月 18 日 上記暫定措置の申立てが認められる（2005. 4. 28 決定書）。

2005 年 11 月 28 日 同日から 12 月 1 日にかけて連続して審理が行われ、証人尋問も行われる。その後、翌年 1 月にかけて最終書面の提出。

2006 年 9 月 18 日 仲裁判断。X 社の請求が全面的に認められる。

2006 年 12 月 Y は仲裁判断に対し取消申立て（仲裁法 34 条）。

2009 年 11 月 12 日 Y の取消申立てが棄却される。

2009 年 12 月 14 日 X 社が強制執行申立て。1908 年民事訴訟規則 50 条

2010 年 1 月 19 日 差押命令発令。

2010 年 3 月 3 日 Y が差押命令に異議申立て。

2010 年 3 月 12 日 Y は 2009 年 11 月 12 日の 棄却に対して仲裁法 37 条に基づき即時抗告（Appeal）

2017 年 3 月 3 日 ヒアリング期日（続行）

<検討>

① 長期化の理由

事実経緯のとおり、本件は、法的手続の開始（仲裁申立て）から数えても実に 12 年半が経過するも、相手方が法的判断に対してその都度、不服申立てを行なってきたことから、未だに司法の終局判断にすら至っておらず、未解決となっている事件である。

長期化の最もたる原因は、事件が裁判所に係属後、その判断がなされるまで非常に長期間を要していることである。仲裁手続については、申立から判断までは約 2 年であり、日本の感覚からしてもそれ程長いとまでは言えないと思われるが、仲裁判断に対する異議申立て（仲裁法 34 条）は申立から 3 年、そして同申立の棄却に対する即時抗告（37 条に基づく Appeal）については 2010 年 3 月から実に 7 年が経過しているのに未だに審理が終了していない。しかも、和解

法の改正に関する報告で触れたとおり、仲裁法 34 条が定める異議申立て事由は、当該仲裁判断がインド法の公の秩序 (public policy) に反しないことであり (本件の異議事由もこれであった)、2015 年の改正でその意義が明確化される前とはいえ、争点としてはシンプルな一点ものであるにもかかわらず、である。

本件を担当するインド人弁護士からのヒアリングによれば、このように審理期間が長引いているのは、インドの司法運営の実態そのものが原因であるとのことで、要するに案件が多く裁判官が足りないので事件が滞留してしまう、とのことであった。

なお、補足すると、34 条の取消申立ての期間制限は、仲裁判断受領後 3 ヶ月とされており (34 条(3))、日本の仲裁法の期間制限よりかなり長い。

更に、現在係属中の「Appeal」について、これに対する裁判所の判断に対しては、最高裁への不服申立ては可能と定められている (37 条(3))。したがって、本件でも現在の「Appeal」に対する判断がなされた後も、Y はこれを引き続き最高裁で争うことができる、というのが制度の理解ということになる。

② 暫定措置の効果

本件で X 社は、仲裁法 9 条に基づく暫定措置の決定を得た後、17 条に基づく暫定措置の申立ても行い、決定を得ている。担当弁護士によれば、9 条は裁判所への申立て、17 条は仲裁廷への申立てであるところ、9 条は仲裁手続が始まる前に緊急性があるものとして申し立てることが多く、またその決定には期間制限があるため、仲裁手続開始後は重ねて 17 条に基づく申立てを行うことが通常とのことであった。

また、本件では、9 条に基づく暫定措置は債務者 (Y) の資産の処分禁止、17 条はそれに加えて担保の提供 (provide security and prohibit from dealing with certain securities) が認められたとのことであったが、その効果は、日本でのそれのように差押登記が公示されたり、実際に預金口座が支払禁止になったりするわけではなく、決定に基づき、債務者 (Y) が、資産の処分をしない誓約や一定金額の支払約束をする内容の書面を作成することになるということであった。

なお、強制執行の関係で補足すると、2015 年の仲裁法の改正以前は、34 条の取消申立がされた場合、その判断が確定するまで仲裁判断に基づく強制執行は認められないと理解されていたため、本件においても、Y が 34 条の取消申立をすることで X 社は自動的に仲裁判断に基づく強制執行ができない立場に置かれ続けていたが、2015 年の仲裁法の改正で、取消申立がされても自動的に仲裁判断が執行できない (unenforceable) ことになるわけではなく、強制執行をされないようにするためには裁判所から強制執行停止決定を別途得る必要があるものとされた (仲裁法 36 条)。日本の現行法と同じになったということでもある。

4 移転価格税制に関する税務当局との紛争 (税務当局への異議申立て)

移転価格税制とは、親子会社などの一定の関係にある者同士の取引における価格（移転価格）が、その関係性ゆえに通常の取引価格（独立企業間価格）と異なる価格に設定されていたと税務当局が認めた場合、所得計算が修正され、税額が変更される（増額される）制度である。

第3章でも指摘するとおり、税務当局の査定が承服しかねるものであるという事態は実に多くの日本企業が直面している問題であるが、その場合の紛争解決手続の実例の一例についてここで確認する。

< 事案の概要 >

本件は、インドの税務当局が、インドで設立された日本企業の100%子会社X社と同社の親会社との間の取引の対価（より本質的には、当該子会社が果たしている現地機能に対して日本から入金される金額）について、いわゆる独立企業間価格（arm's length price）と認めず、通常の取引価格より低額であったとして、所得認定を修正して所得税を増額し、且つ罰則手続を開始したため、当該子会社が税務当局の審議官に異議の主張を行った事案である。

< 事実経緯 >

2011年9月29日 X社は、2009年会計年度の納税について、税務当局から査定通知（assessment notice）を受領した。

- ・ X社は日本の親会社のインド事業において、主として現地での顧客対応機能を担うべく設立された会社であり、親会社との間で「マーケットサポートサービスの提供（providing marketing support service）」を行いその対価を得るという内容の契約を締結していたが、これは1961年インド所得税法（The Income Tax Act, 1961）92B条の国際取引（international transaction）に該当し、移転価格税制の対象となるところ、納税（2010年）の翌年に税務当局の調査が開始されたということになる。
- ・ 上記査定通知では、当該取引価格について「show cause（正当な理由を示す）」が求められており、X社は監査を委託していた会計事務所に対応を依頼し、同事務所を通じてこの返答を行ったが、税務当局は納得せず、移転価格の調査官（TPO: Transfer Pricing Officer）が選任され、移転価格の評価手続が開始された。
- ・ X社によれば、その後、書面の提出は20回以上に及び、調査官に呼び出されて口頭で説明を求められることもあったとのことであった。

報告者が関係資料を概観したところでも、調査官からの要求事項は徐々に拡散していつているようにも見受けられ（例えば、調査の終盤になって親会社の事業内容を詳細に説明するよう求めるなど）、その対応には多大な時間（及び専門家費用）を要したであろうとも感じられた。

2014年1月28日 調査が終了し、調査官は本件取引価格が独立企業間価格に該当すると認めない旨の命令（Transfer Pricing Order）を出した。（なお、かかる判断に至る詳細な過程は開示されなかった。）

2014 年 3 月 19 日 上記命令に基づき、税務当局の査定官（A0: Assessing Officer）は、インド所得税法 143 条(3)に基づき、最終査定決定（Final Assessment Order）として、TPO の計算を考慮に入れての X 社の最終的な収益を決定し、同会計年度の課税額を 120 万ルピー増額した。合わせて、271 条(1)(c)に基づき罰則通知を発した。

- ・ かかる決定を受け、X 社は日本の本社と協議し、追徴額は 120 万ルピー（本報告書作成時点の為替レートでは約 200 万円）で、単年度で見れば非常に高額というわけではなかったが、以後の取引価格に永続的影響が生じること、のみならず同業他社に及ぼす影響等を勘案し、決定を争うこととした。

2014 年 4 月 17 日 X 社は所得税法 246 A 条に基づき、税務当局への異議申立て（Appeal to the Commissioner of Income-tax）を行った。

- ・ 本手続は行政機関内での紛争解決手続であり、代理人は弁護士でなくても務めることができる。X 社は本会計年度の監査及びここまでの調査手続の対応をしていた会計事務所とは別の会計事務所を本手続に起用した。
- ・ X 社は本手続において、上記会計事務所を通じて、2015 年 7 月までに、申立書とは別に合計 5 通の書面を提出した。

2015 年 12 月 3 日 税務当局の命令（Order）が発令される。内容は、査定官に計算の修正を命じるもの（X 社の主張が認められる）。

- ・ かかる命令に対し、制度上は、準司法機関である所得税裁判所（Income Tax Appellate Tribunal）で当該命令を争うことができる（そして、その決定に不服があれば更に司法機関である高等裁判所に提訴できる）ことになっているようであるが、本件では税務当局はかかる命令を争わず、紛争は終結した。

< 検討 >

- ・ 本件の異議手続自体は申立てから約 1 年 8 か月で命令に至っている。
- ・ 内容には深く立入れないが、本件における独立企業間価格を計算するための類似取引例の取捨選択に争いがあったところ、査定官の認定が合理的ではないと認められたようである。
- ・ もっとも、異議手続以前の査定通知から最終査定決定までには、実に 2 年半の時間がかかっており、その間の手間と費用は多大なものであったと推測される。本件では結論として企業側の判断が正当と認められたわけであるが、他の日本企業の事例も報告者が確認してきた限りでは同様のようで、インド税務当局の査定官の行き過ぎた活動が一般化してしまっているようにも思われる。インド政府においてかかる状況を正確に認識して改善が図られることが望まれる。
- ・ 異議申立てに対する判断（命令）に対しては、納税者（X 社）も査定官も更に準司法機関で争うことが可能であるが、本手続を担当した会計士事務所によ

れば、命令を発令するのは査定官にとっては上役であり、査定官がこれを争うことは通常ないとのことであった。

- ・ なお、細かい話ではあるが、X社においては、異議申立手続前の移転価格の評価手続において、税務当局の書面提出の求めに対し、これらを指定期限までに提出せず、税務当局から督促書面が来てから残りを提出したという経緯があり（具体的には、税務当局から8月30日付書面により10月14日までに数種の書面の提出を求められていたが、11月20日に書面が出てない旨の督促状が来て、12月3日に追完した）、このような書面提出の遅れの影響についてX社に質問したところ、手続を担当していた会計事務所からは、これはむしろ「戦略」であり、あえて一部の提出に留めたとの説明を受けていて、その理由は、税務当局も自ら始めた手続ではあるものの案件を多数抱えており、書面も1回で全部出してしまうとひと段落してしまっただけで進まなくなるため、関心を継続させるべく分割提出を図った、と聞いているとのことであった。

第4章 現地における日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応のあり方

第1 日本企業が直面する法的問題の実態

1 日本企業向け統一アンケートの実施（2017年度）

表題の調査のため、報告者は2017年度、在インドの日本企業に対し、アンケートを実施しており、その集計結果を示すものが、【資料2】として付属する「アンケート集計結果」である。

これは、ニューデリーのインド日本商工会、バンガロール日本商工会、コルカタ日本商工会にご協力いただき、各会において会員企業宛てにアンケートを送付いただいたものである。2018年度は合計で約100通の回答を得た。

翻って、アンケートと言えば、たとえば、国際銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開のに関する調査報告」の2017年度のアンケート結果が示すところによると、インドという国は長期的（今後10年程度）有望国として2010年度以降連続となる第1位を維持し、中期的（今後3年程度）でも2位となるという、圧倒的な評価を得ているのであるが、他方で、課題としては「法制の運用が不透明」が1位となっているという結果も出ているところである。

回答の集計結果や、様々な具体的コメント等は、【資料2】をご参照いただくとし、本項では、アンケートの各設問を本文でも紹介した上で、それらに対する回答結果に関する報告者からの簡単な解説・コメントを付しておくこととしたい。

2 アンケート結果の分析（2017年度）

法務省による在外日本企業向けアンケート（インド） 2017年度実施

1 貴社について

Q1-1 事業形態を教えてください。

Q1-2 現地に事業所を構えている場合、その事業所の性質を教えてください。

Q1-3 事業所に従業員（アルバイト等を含む）は何名いますか。

Q1-4 事業所に日本人は何人いますか。

Q1-5 資本金（支店等に対する資本金相当の投資を含む。）の額はいくらですか（日本円換算による概算）。

<上記アンケートの結果についての解説>

事業形態では自社単独での進出が約4分の3を占めた。80%が「会社」。

従業員は50名以上が約半数。資本金も1億以上が半数以上。現状としては大規模な製造業が日本のインド進出企業の中心であることが伺えると思われる。

他方で、日本人は（現地に）5名以下が60%を占め、ここからは、大企業であっても日本人駐在員の数は抑えられている、各部署に網羅的に日本人が配置されているわけではない、といった実態が推測されるところであり、これは例えば、日本人の法務部員の配置はまだまだ少ないという報告者の現地での実感とも符合する。

2 法的問題の実情について

Q2-1 税務について

Q2-1-1 事業者としての納税において、税務当局から、申告した金額を否定され、増額された金額の納付を命じられたことはありますか。

Q2-1-2 税務当局からの指摘に対し、どのように対応され、また結果的にどのような結論になりましたか。

Q2-1-3 税務当局からの指摘は、どのような問題に関するものでしたか。

<上記アンケートの結果についての解説>

税務当局から申告納税を否定される経験がある企業は、半数弱であった。（これについては正直、報告者が各企業に直接ヒアリングした際に把握した割合よりは少ないという印象であった。）

その後の展開としては、「争って勝つ」のが最も多かったが、争わず支払う、妥結点を協議するなど、対応状況の種類は拮抗していた。

そして、寄せられた具体的なコメントの内容からは、インドの税務当局の対応に疑問（回収増方針ありきの不合理性）を感じるケースも少なくない。

Q2-2 労働問題について

Q2-2-1 事業所において、労働問題が発生したことはありますか。

Q2-2-2 具体的には、どのような問題が発生しましたか。

<上記アンケートの結果についての解説>

労働問題が発生していた企業の割合は30%ほどであった。解雇問題が多いが、いわゆるセクハラ・パワハラも含め、問題の種類は多岐にわたっていた。

Q2-3 汚職について

Q2-3-1 インドで業務を行う中でインド政府（州政府を含む）の職員から本来支払う必要のない金銭の支払等、何らかの利益の供与を求められたことはありますか。

Q2-3-2 どのような局面で誰にどのような要求を受けたか、差し支えのない範囲でお答え下さい。

<上記アンケートの結果についての解説>

かかる問題が発生していた割合は40%ほどであった。現状、インドで汚職の話はつきもので、腐敗撲滅は現政権の優先課題でもあるが、こうして改めて具体例を

集計すると、実に多彩な局面で多彩は要求がなされていることが実感できる（ただ、話としては「小さい」ものも少なくない。）。

Q2-4 様々な法的問題について

Q2-4-1 Q2-1, 2, 3 以外の、インドで直面した法的問題のカテゴリーについて、教えてください。該当する分野に、すべてチェックを入れて下さい。

<上記アンケートの結果についての解説>

チェックボックスを用意した「法的問題」の項目は前年度のヒアリング結果に基づき事前に想定していたものを揃えていたが、結果としても案の定、それぞれ一定数の反応があった。その中で、一番多かったのは「取引関係（契約書の争いなど）」であった。また、二番目も「債権回収」となっており、これらの結果から、日本企業がインドにおいても日常的な取引活動において法的問題に直面している状況が伺える。

Q2-4-2 Q2-4-1 でチェックを入れられた法的問題について、恐れ入りますが、具体的なトラブルの状況について、できる限り詳細に記載して下さい。

<上記アンケートの結果についての解説>

それぞれの領域について興味深い事例を集積することができた。ぜひ【資料2】16頁以下を直接参照されたい。

その中でも、特に土地の問題は、日本では容易に想定し得ない独特の展開で、インドビジネスにおいてはこのようなことが起こり得るという認識は少なくとも有しておくべきであると思われる。

Q2-4-3 事業を遂行する上で、よく参照する法令、継続的なチェックが必要だと認識されている規制には、どのようなものがありますか。

<上記アンケートの結果についての解説>

「会社法・税法・労働法」が、トップ3であった。

また、第2章で触れたように、「最高裁判所の判決」を規制として意識しておく必要についても反応がみられた。

Q2-4-4 Q2-4-3 で回答された法令・規制などにはどのようにアクセスしていますか。

<上記アンケート結果についての解説>

ウェブサイトやメールマガジンなど、インターネットでアクセスできる情報が上位となったが、それを除けば、「インドの会計士・コンサルタント」「インドの弁護士」が、あらゆるタイプの日本人による相談窓口を凌駕した。

インターネット検索の容易性・利便性、そして在インドの日本企業においても、現地の法規制対応は、インド人の従業員が対応している（任せている）、という実

態が反映された結果であろうと報告者は考えているが、インドの専門家も十分に頼りにされているということも見て取れるものと考えられる。

Q2-4-5 知りたい法令等の内容を確認できないことはありますか。

Q2-4-6 現地の法令等の法的安定性についてどうお考えですか。

Q2-4-7 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

Q2-4-8 近時、インドでは、商事裁判所の設置、会社法審判所など専門的準司法機関の設置、仲裁法の改正など、紛争処理手続に関する制度改革を実施していますが、これらによって紛争処理の迅速化が実現されてきていると思いますか。

＜上記アンケートの結果についての解説＞

本設問については、知りたい法令を確認できないことは「ない」との回答の割合が、意外に多かったという印象である。（回答数として最も多かった。）

また、法的安定性の認識については、「制定過程が明らかでなかったり、制定改廃が突然だったりするので、事業活動に支障が生じることがある。」が最も多かった。そして、裁判については「信頼できない」が最も多かった。（「わからない」の割合も多かった。）

3 相談先について

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

＜上記アンケートの結果についての解説＞

インド人弁護士が1位。日本本社が2位だが、その後はインド人関係の窓口が続く（会計士、コンサルタント、インドの政府行政機関）、日本人関係はその後で、会計士・コンサル、インド弁護士事務所勤務の日本人（いわゆるジャパングラスと呼ばれる立場の方）、その後に、日本人弁護士と続く。さらにその後に、大使館、ジェトロ、ジャパンプラスと続いた。

これも、そもそも法的問題のハンドリングをインド人に任せているという日本企業の実態による面が大きいとも思われるが、相談先として日本人の存在感は相対的にまだ低いという結果にはなった。また、日本人の存在感としては、弁護士より会計士、コンサルタントであった。

4 日本人弁護士の活用の有無について

Q4-1 なぜ、日本人弁護士に相談されたのでしょうか。

Q4-2 相談した日本人弁護士は、どのようにして知りましたか。

Q4-3 日本人弁護士に相談した結果、満足していますか。

Q4-4 満足できない点があったのは、なぜでしょうか。

Q4-5 日本人弁護士には、なぜ相談しなかったのでしょうか。

<上記アンケートの結果についての解説>

日本人弁護士に相談する理由としては「日本語で相談したい」が1位であった。

また、日本人弁護士への対応には「満足」が約7割だが、満足していない場合の理由については、一言で言うと、インド法についての専門性の度合い（インド法について日本人弁護士からだけで十分なアドバイスが受けられるか）の問題、ということのようであった。

5 インド人弁護士の活用の有無について

Q5-1 なぜ、インド人弁護士に相談したのでしょうか。

Q5-2 相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。

Q5-3 インド人弁護士に相談してみた結果、満足していますか。

Q5-4 満足できない点があったのは、なぜでしょうか。

Q5-5 なぜ、インド人弁護士に相談しなかったのでしょうか。

<上記アンケートの結果についての解説>

「まあまあ」を含めると、80%以上が、インド人弁護士への相談結果に満足しているという結果であった。

なお、インド人弁護士に相談しなかった理由として、インド人弁護士以外で対応してもらえた、という回答が最も多かった。これは、Q3の回答と合わせて考えると、インド人会計士やコンサルタントに対応してもらえた、という面があるものと考えられる。

ただ、ここで、インドにおけるリーガルアドバイザリー業務提供の現状について言及しておく、と、契約法や会社法、労働法に関する法律問題へのアドバイスを、会計士やコンサルタントが行うことは、日本と同様、インド弁護士法の問題を生じるはずであるところ（弁護士でなければしてはならない）、インドでは、実際には

（大手事務所を含めて）会計・コンサル事務所が、上記分野のリーガルアドバイザリーも事業領域としており、企業の会計領域を担うところから始めて、依頼を受ける分野を徐々に（会社法や労働法にまで）拡大している、という実態があることを、報告者も確認しており（なお、その場合、会計事務所においては「弁護士でなければ禁止されているのは「訴訟業務」であり、リーガルアドバイザリーは弁護士法違反ではない」という、後の第5章で紹介する最高裁判決の判示内容からは明らかに誤った立場を採用（強弁）していることも多かった）、本アンケートの結果も、このような実態を反映したものとも考えられる。

6 公的機関（在外公館など）による支援について

Q3 で、「日本大使館・領事館」「現地 JETRO 事務所」「DIPP のジャパン・プラス」のいずれかに相談したことがある、と回答した方にお尋ねします。

Q6-1 なぜ、その機関に相談することを選択したのでしょうか。

Q6-2 これらの機関に相談されなかった理由はどのようなものでしょうか。

<上記アンケートの結果についての解説>

そもそも、相談したことがあるとの回答が少ない、という結果となった。

7 日本人弁護士へのアクセスについて

Q7-1 日本人弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいでしょうか。

Q7-2 もし利用したい場合、こういった料金体系を希望しますか。

Q7-3 相談できる窓口にはこういった条件が整っていることを希望しますか。

Q7-4 利用したい場合、現地窓口がどのような場所にあると利用し易いでしょうか。

Q7-5 窓口を利用したいと思わない場合、その理由を教えてください。

Q7-6 法律相談以外の日本人弁護士によるインドでの活動として、利用してみたいと思うサービスにはどのようなものがありますか。

<上記アンケート結果についての解説>

「窓口があれば相談したいか」に対し「はい」の回答は、80%以上であった。

また、日本人弁護士の相談窓口に希望する条件も、様々であり、これは、日本弁護士に対して、様々なニーズがあることを示している。単なる「インド人弁護士の紹介」にとどまらない、案件への継続的関与も期待されている。

具体的には、セミナーの実施といったような、現地制度の理解促進に資する情報発信への期待が上位であるが、インド人弁護士の対応への関与や現場対応など、顧問弁護士の役割への期待も存在することがわかった。

3 直接のヒアリングに対する回答例（2016年度分）

（1）本項の構成

本項では以下において、日本企業の方々から報告者が直接ヒアリングした結果をまとめたものを報告する。

まず、本報告書作成時点において、インドにおいて日本企業の商工会が組織されているのは、デリー首都圏、ベンガルール（旧称はバンガロール）、チェンナイ（旧称はマドラス）、コルカタであり、また、商工会はないが日本人会が組織されているのは、ムンバイ（旧称はボンベイ）、アーメダバード、ハイデラバードであった。次項の（2）では、報告者がインドの各都市を訪問した状況の概要を記載している。

そして、ある日本企業について、東京の本社及びそのインドの子会社との、両方にヒアリングさせていただいた例のうち、最も典型的であった聞き取り内容を記載し（（3））、次に、報告者によるヒアリング結果から、特徴的・示唆的だと思われる内容を選び整理した内容を記載し（（4））、最後に、2016年度にチェンナイで実施したアンケートで得られた、現に直面した法的問題についての回答を、そのまま記載している（（5））。以上をもって、法的問題の状況を明らかにするよう努めている。

（2）2016年度の滞在都市

- ① 報告者は、2016年5月より、日本においてインド進出企業（親会社）へのヒアリングを行った後、7月からインドでの滞在を開始した。インドでは日本企

業及び在留邦人が直面している法的問題の実態を把握すべく、現地の日本企業を訪問し、駐在員・そのご家族・インド人と結婚され在住歴の長い方を含めた在留邦人にお会いし、ヒアリング活動に努めた。

② インドは広大で、日本企業が進出している都市も多岐にわたる。

日本企業が最も集中しているのは、北インドの、インドの首都であるニューデリー（デリー連邦直轄地）、及びその近郊都市であるグルガラム（旧称はグルガオン。ハリヤナ州）である。

ただ、報告者は、本調査が2年の期間での実施を想定されていることや、他国調査における2年目の活動状況にかんがみ、現在の日本企業の進出の中心である上記都市については、調査を取り纏めるべき次年度に「満を持して」調査対象とすることとし、1年目は、インド最大の商都といわれ、またインドの大規模法律事務所の多くがその本拠地とする、西インドのムンバイ（マハラシュトラ州）に滞在することとした。

そして、ムンバイを拠点に、2017年2月までの間、チェンナイには毎月、アーメダバード、ハイデラバード、ニューデリー、グルガオンには2回ずつ、ベンガルールに1回、それぞれ訪問した。

（3）各都市における調査状況の概要

① デリー首都圏（ニューデリー、グルガオン）

1年目は、日本大使館、ジェトロ、ジャパンプラス（後述）といった公的機関、日本人コンサルタント、日本人向け情報誌の発行会社など、日本企業支援に位置付けられる業務を担われている方々を主に訪問した。

なお、2年目は、1年間グルガオンに居住し、前述のとおりデリー日本商工会の協力のもとで統一アンケートを実施した。また、デリー首都圏は日本人数は約4000人と言われ、前年度に拠点としていたムンバイよりはるかに多かった（ムンバイは約600人とのことであった）ことから、大企業のみならず、インドで起業した日本人や、いわゆるインターン生（身分としては大学生など）、更には、大学の新卒でインド企業に就職した日本人など、ムンバイに比較しても多様な立場の日本人に接することができた。

② ムンバイ

ムンバイでは、銀行、保険会社、M&A アドバイザリー会社、商社、鉄鋼などの大企業を中心にオフィスを訪問し、お話を伺った。日本企業の子会社だけではなく、インド企業との合併会社（出資先企業）に出向されている方々にもお会いした。なお、第2章の第2で報告した紛争事案の記録確認は、いずれもムンバイにてご協力をご了解いただいたものである。

2016年度、報告者が個別に訪問した日本企業数は、ムンバイの拠点のそれが最も多い。また、内容に関しては、訪問させていただいたほぼ100%の日本企業が、税務問題を一番の困難と認識しているということであった。

加えて、同年度、JICA（ジャイカ）事業としてインド進出を進めている運送会社（いわゆる中小企業にあたる）の方が、会社設立手続等についてムンバイのインド法律事務所に相談するのに同席し、「中小企業のインド進出案件」をフォローさせていただいた。一言添えると、とにかく社長が頻繁にインドを訪問してイ

インド側の要人とのコネクションを強くしていくこと、そして、現地で事業を始めるにあたっては、インド人の専門家（コンサルタント、会計士、弁護士）を、必要な手続に応じて効果的に使いわけることの有用性を実感させられた。

また、ムンバイには商工会は組織されていなかったが、日本人会が組織されており、また日本企業有志による「勉強会」が定期的に行われていた。報告者も、これに参加させていただいてきたが（2018年度1月には、インド破産法の講義を担当させていただいた）、この勉強会は、担当になられた企業の方が、自社のインド事業の取組について発表され、時に、率直な失敗談を交えながら、有効だった対処法や、今後の課題等にも言及されるもので、質疑応答を含めて、現地における非常に意義ある取組であると思われた。

なお、これはムンバイに限らないが、インドでは日本企業の進出都市において、当地の在住邦人全般を対象とした「日本人会」の活動は勿論、スポーツの同好会や、大学同窓の集いなどが、活発に行われており、在留邦人同士の結束が、各都市毎に非常に堅いという印象を受けている。報告者もムンバイでは、定期的で開催される大学同窓の集いに参加させていただくことで、当地に馴染むとともに、その場でのご縁を元に、個別に企業を訪問してヒアリングをさせていただいたりすることができた。

ただ、統一的なアンケートについては、日本人会に相談させていただいたところ、ムンバイにオフィスを構える日本企業は、デリー・グルガオンにも拠点がある会社がほとんどで、むしろ管理部門はそちらにあることが多く、ムンバイには商工会がないことや、ムンバイの日本企業の絶対数にかんがみると、デリー・グルガオンで実施するのが合理的である（それで足りるはず）との意見を頂き、実施には至らなかった。

③ チェンナイ

チェンナイでは日本商工会が組織されており、報告者もその活動に定期的に参加させていただいた。

まず、商工会の月例会（「三木会」の名称で原則として毎月第三木曜日に開催されていた）では、会員企業への各種連絡事項のほか、毎回、インドでの企業活動に関する各種講演が企画されており、特に会員企業によるインド進出状況の具体的紹介の回などでは、インドで直面する法的問題がダイレクトに説明されたりもしていた。

また、報告者にとっても、最も有意義であったのが、同商工会の「人事労務委員会」と呼ばれる活動であった。そもそもチェンナイは「インドのデトロイト」とも呼ばれているようで、その近郊を含め、自動車・二輪車を中心とした製造業の進出が盛んな都市であり、日本企業についても工場を構え、多数の従業員を抱えている企業が多い。そのような企業の多くにより、月に一度、定期的に会議が開かれているのであるが、その内容は、各回でテーマを設定し、参加企業がそれぞれ自社の取組状況を説明して情報共有し、有意と思われる取組は他社も参考にすることで、現地日本企業全体として、事業活動の質の向上を図ろうというものと見受けられた。また、その時々、個々の会社で発生したイレギュラーな事象があれば、それについても会の場で相談し、具体的な対処法を協議する場にもなっていた。

報告者は2016年10月に参加の承認を頂き、以後毎月参加させていただいていたが、以下の2つの点で、本調査に資する面が非常に大きかったと考えてい

る。1点目は、インドにおいて製造業を営む日本企業が直面する法的問題はこれで全て認識できたと感じる程に、労働問題の数多くの実態、及び会社の取組を、報告者が具体的に知ることができたことである。同会の活動の場で報告者が認識した内容は、会の情報の秘匿性の観点から、本調査にそのまま反映させることはできないが、インドにおいて、日本企業が直面している「労働問題」については、既に情報が集約され、且つ、具体的な対処の実績も蓄積されている「場」があることが確認できただけでも、参加させていただいた意義は大きかった。

また、2点目は、日本企業が直面する法的問題への対応のあり方として一つの理想形が、このような組織にあると思われたことである。同会の参加者の方の中には、インド滞在経験も長く、インドの法制度（州法を含め）に非常に精通し、のみならず、数々のトラブル対応や、州政府との連携など、問題解決経験も豊富な方がいらっしゃることも、改めて認識できた。別途、報告者が第5章で提言する、日本の法曹有資格者が現地でなし得る法的支援活動は、このような組織・このようなインド経験豊富な方々と連携し、日本企業が直面した問題やその具体的な対処の成功・失敗例についての情報を共有・蓄積していくことに最も有用性があるのではないかと感じた次第である。

なお、同会の活動に関与するにあたっての2016年度の報告者の取組としては、各会のテーマに即した内容の資料を自主的に会に提供することを試みた。同会のテーマが「従業員教育」であった回には、インドのセクシャルハラスメント規制について、CSR（企業の社会的責任）が議題の回には、インド会社法が定めるCSRの内容及びかかる法的義務とは別にインド社会で進められているCSRの動向について、それぞれ資料を作成し、そして会の中では簡単な説明をさせていただいた（本報告書の別紙1及び2）。

なお、チェンナイでは商工会の協力を得て、同会のメール配信により会員企業宛に統一アンケート実施のお願いを配信することもできた。回答数は10通強にとどまったが、直面されている法的問題例の更なる把握に資するものとなった。

④ アーメダバード

アーメダバードは人口ではインドで6番目のグジャラート州（モディ首相が以前の州知事であったことでも知られる）の都市で、同地から車で1時間半程のマンダルという都市に州が日本専用工業団地を設置したこともあり、日本企業の進出が進んでいる。ジェトロの駐在員事務所もあり、近時には日本人会も結成されている。

ただ、2016年に同地でジェトロ及び日本企業を訪問したところ、同州の工業団地は日本企業にとって第2・第3の工場という位置づけが多いようで、現地事務所の役割・機能からすると日本人弁護士の貢献といっても現時点ではあまりピンとこない、という反応であった。同地では大手会計事務所の日本人向けセミナーも人が集まらず現在では行われておらず、また以前は日本人弁護士が1名常駐していたが現在は出張ベースになっているとの話もあった。

他方、同地では、JICAのボランティアとしてインドに赴任して、インド人向け日本語教室の教師をされている方や、インドで結婚され在住歴も長く現地語も習得されていることから日本政府や日本企業から現地での調査業務を依頼された経験を有する方など、日本企業の駐在員以外の方に多くお会いでき、現地での生活状況などをお聞きすることができた。

⑤ ハイデラバード

ハイデラバードは、インド中央南部に位置し、グーグル、アマゾンなどの巨大企業も開発センターを設置するなど、インドの IT 都市として発展している。約 10 年前に日本人会も発足しており、報告者は現在の同会会長を訪問し、法的支援ニーズの意見交換及び勉強会をする提案を行い、ご了解いただけたが、(時期が年末近くであったこともあり) 残念ながら人が集まらず、実施には至らなかった。ちなみに 2016 年時点での日本人会の会員数は 60 名弱とのことであった。上記勉強会を実施予定であった日程ではお集まりいただいた 2 社の方からヒアリングを行わせていただいた。なお、余談であるが、報告者が個人的に、訪問した都市の中で最も居住するのに魅力を感じたのは、ハイデラバードであった。自身がイメージしていた伝統的なインド文化と (イスラム教徒の方がデリーなど北インドより多くもあった)、IT 企業が牽引する近代都市的雰囲気を含ませ持つところに、不思議な心地良さを感じたものである。

⑥ ベンガルール

ベンガルール (旧称バンガロール) は、人口ではインドで 3 番目の、古くからインドのシリコンバレーと呼ばれてきた、IT 産業が盛んな都市であり、日本企業の進出も多い。2016 年度は、直接には本調査のためではなく、「インド廃棄物処理事情調査」として日本の企業団及び弁護士が企画した視察旅行がベンガルールで行われた際にお声がけいただき、同行したものである (州が行なっているごみ処理行政の実情や、インド会社法に基づく CSR 活動としてのごみ処理支援活動を主として視察した)。なお、この時、報告者は視察団に対してインドの法制度及び生活事情について簡単な講義を行う機会を頂いたが、一般論としても、日本からインドを訪問する日本企業へのガイダンス活動に、日本の法曹有資格者のなし得る支援活動としてのニーズを感じることができた。

⑦ コルカタ

コルカタは、2016 年度は時間的に訪問できず、2017 年度に、日本総領事館、日本商工会の会員企業を訪問した。

⑧ まとめ

以上の次第であり、2016 年度の日本企業に対する調査は、ムンバイ及びチェンナイにおける活動がその中心であったが、そこから日本企業が直面する法的問題を把握するとともに、今後のあるべき法的支援方策の一端 (特に人事労務問題について) を確認できたものと認識している。

(4) 日本本社と現地子会社からのヒアリング結果例 (典型的な法的問題状況)

以下の内容は、第 3 章の第 2 の 4 の紛争事例 (移転価格税制) について調査にご協力いただいたのと同じ日本企業からのヒアリング結果である。

なお、税務当局の査定が、自社の申告を不合理に覆えすものとして承服しがたいもので、訴訟にしてみてもこれを争わざるを得ないという実態は、他の多くの日本企業からも確認したところであり、一方、それを除けば、法的レベルでの問題状況はそれほど生じていない、という回答も多かったところである。

<本社（東京）でのヒアリング結果>

法務担当執行役員及び法務部長からお話を伺う。

- ・ 一番の関心は、やはり税務リスク。現に税務訴訟も抱えている。当該訴訟は提訴から2年以上経つが係属中である。
- ・ 税務については例えば、現地法人に出向させた従業員の給与を本社で負担し、現地法人から本社に当該相当額の支払いをする場合があるが、その金銭について、利益の移転ではないかと指摘され、課税対象とされる場合がある。日本では親会社と子会社との間では厳格に契約を作成しない場合もあるが、インドでは、当該従業員が現地法人のための人材であり、給与も現地法人が負担するとの契約書を税務リスクの観点からきちんと作成しておく必要があると痛感している。
- ・ 訴訟の管理は、現地のインド弁護士と電話会議で、本社では法務担当と税務担当の部署が共同して対応している。やりとりは英語で行っている。スムーズな協議という観点から、日本企業の関心事に精通している日本人弁護士がいればと思うことはある。
- ・ 税務リスク軽減のためにどのような書面を残しておくべきかなど、インド事業の対応策については、逐次、訴訟を依頼しているインド弁護士に質問したり、または日本でインド税務訴訟に関するセミナーに出席したりして情報を得るようにしている。
- ・ 現地で依頼する弁護士の選択については、現地では会計事務所との関係が強いので、そこから紹介してもらうことも多い。
- ・ 労務問題について、現在は労働組合は結成されていないが、今後も設立されないために留意すべき事項について問題意識がある。インドでも日本企業間で情報のやり取りをしているようである。
- ・ 現地における法律問題がどのくらい本社に相談されているのかは、正確にはわからない。現地は現地で利益を上げる必要があり、管理コストはシビアに考えられることが多いので、一つ一つ弁護士に相談するかと言うと厳しいところはあるかも知れない。他方、現地で独自に法律事務所に相談しているので大丈夫です、と報告されてもそれで安心ということにはならない。ただ、気軽に相談できる先があるというとは思っている。
- ・ その他の本社の活動としては、腐敗防止関係（贈賄禁止）の啓発があり、インドを含め海外子会社を訪問して現地で講義を行っている。インド現地法人にも内部通報制度を適用する予定がある。

<インド現地法人でのヒアリング結果>

取締役社長（Managing Director）にお話を伺う。

- ・ インドにおける会社及び工場の立ち上げから担当した。当初、インドでの会社設立サービスを提供している日本のコンサルタント会社（インドに共同事業パートナーがいるという触れ込み）に幾つか相談した。
- ・ ジェトロでも設立手続と相談できる専門家の情報を提供してもらった。
- ・ ただ、最終的には、取引銀行にインドの法律事務所を紹介してもらった。会社設立手続のポイントを整理してもらい説明を聞いた上で、一部手続も依頼した。
- ・ また、同じ法律事務所に許認可取得の対応もお願いした。しかし、許認可は担当者とのコネクションがないとなかなか進まないという実態があるようだ。これが最も問題と感じたこと。
- ・ 会社設立後は、会社の諸規定の整備もインド弁護士に依頼した。労働関係につ

いて法改正に伴う規定の改正も継続的にお願いしている。

- ・ 労働法の関係をはじめ、法改正情報は、様々な法律事務所からのメールマガジン等無料の発信物を情報ツールとしている。それで知って、具体的な相談は継続的にお願いしている事務所にする。当社の事業所はインドのいくつかの州で設置しているが、州が異なる全ての事業所の分を一つの法律事務所に依頼している。
- ・ 税務はいわゆる大手の会計事務所に依頼している。
- ・ 日本に国として対応してもらいたいことは、日本企業が進出する際の公的な相談体制を整備してもらうこと。
- ・ 日本人弁護士の役割、進捗管理、これは大事だと思っている。インドでは進捗が見えないことが多い。
- ・ 個人で困ることとしては、住居の賃貸借ではこれまで必ず揉めた。契約書に書いていないと言って修繕しない。契約締結時はオプションを口約束で済ませようとする。それで守らない。デポジットが返ってこない。今はサービスアパートメントにしている。

(5) 日本企業が直面している法的問題（聞き取り内容）

① 法的問題以前の困難（インドビジネスの難しさ）

<貧しいこと・新興国>

- ・ 日本ではインドのマーケットは人口増もありバラ色かのように報じられているが、本当にそうか。インド人は保守的であり、また、付加価値をあまり認めない。ここでは自動車のサイドミラーはオプションである。これにお金を払う位なら安い方がいいという発想。新しいもので人と差別化を図るというよりは、車はもうマルチスズキで良いではないかという考え。付加価値を作っていくのが非常に難しい。
- ・ 高品質・高価格の製品は受け入れられない。そんなにいいものはいらないです、この場で安い方がいいです、というのが基本的発想。とにかく価格交渉は厳しい。少しでも値段を下げて買いたいという熱意がすごい。基本的には裕福でないからだと思われる。
- ・ 州を相手とする業務を行っているが、インドの競合他社は製品について性能詐称をする。具体的には部品に粗悪品、拾ってきたものなどを使う。当然性能は落ちるはずだが、検査をせずに性能到達の書面を作ってしまう。このように不正を確認した場合のためにチャレンジテストという制度があり、他のメーカーが指摘して州に検査を求めることができる。しかし、当社がこれを行ったところ、当該メーカーは裁判所に訴え、ステイオーダーという命令がでて、チャレンジテストが止まってしまい、今は高等裁判所で係争中である。このようなことをしていると、インドの製品は信用がなくなり、アフリカへの進出等にも支障が出てしまうと思う。
- ・ 日本だと、99%を100%にすることに（完璧な技術を目指すことに）大変な労力とコスト費やしたりするが、新興国ではそういうことより、80%のことができればよく、より重要なこととして、使いやすいこと（必ずしも優秀でない担当者でもオペレーションしていけること）が求められる。

<時間・約束>

- ・ 2年半インドに滞在して、かつ、それ以前に中国等に滞在してのインドビジネスの印象として、まず、とにかく段取り通りに進まない。アPOINTは平気でキャンセルされるし、行政の申請・運送など遅れるのが常。10の期間でやるといってもインド人は始めから20くらいかかってもしようがないと思っているように見受けられる。(商社の方から)
- ・ インド人は仕事に時間かかる。真の締め切りの5日前を指定する必要。
- ・ 労働倫理の欠如。9時半出勤なのに毎日10時に来る人がいて、車が混むとか子供を送らなければならないとか言うので、じゃあ10時に来ていいと言ったら10時半に来るようになる。同じところに長く務めようという発想にも乏しい。

<信頼関係>

- ・ インドで持続的にビジネスをしていくためには、インド企業とのパートナーシップ構築が重要であり、そのためには、出張ベースの担当者だけでは不十分で、日本からも現地化を進める必要があると痛感している。
- ・ 信頼関係の構築がいわゆる「タスクベース」より「関係ベース」による。「どれだけ一緒にお茶を飲んだか」が重要。(「Japan Plus」の方から)。
- ・ フランクな付き合いをすることが重要だと思う。親しくなればぼったくろうということもなくなる。もしそうしてくることがあったら、次にこんなことをしてきたら付き合わない、とはっきり言うようにしている。

<交渉姿勢>

- ・ 州を相手に交渉した時の経験だが、いろいろな立場の人が登場して指示が混乱したり、契約条件を定めた後でも無茶な要求をされたり(納期の超短縮など。背景には役人も国民から突き上げられているという状況がある)、えげつないと思うことが多かった。できないこと・理不尽なことには毅然としてNOと言うことは、勿論重要なのだが、ただ、頭ごなしに否定すると、その後の関係性に深刻な悪影響を及ぼしてしまうこともあり、悩ましい。えげつないことをいつでも言われかねないという認識を持ち、どんな要求をされ得るか、先回りして想定するようにしている。
- ・ お金の交渉でも日本人は譲ってしまっているのではないか。100が適当な話で200と言われて、150で返してしまう。50と言っていいと感じている。
- ・ 契約書面の作成には非常に細く、日本では約款レベルのものも同じフォントで反映され、しかも全部読み込んでいる。(なので、日本人、日本企業にとっては、契約書をきちんとチェックしてもらえただけでも日本法弁護士の価値はあるのではないかと思う。)

<カースト制>

- ・ 総務担当として上級カーストと言われるいわゆるバラモン階層のインド人をアPOINTしている。オフィスの賃貸借契約締結など、インド人との対外的折衝にはやはり力関係が発揮されるようで、普段は交渉事がうまくいっていると感じている。ところが、それまで抑圧的な対応が過ぎたのか、ある物件から退去しようとした際にその賃貸人(下級カースト)が当該総務担当の態度に不満を爆発させ、即時退去を求められるなどしてトラブルになったことがあった。この時は対応をインド人のコンサルタントに相談したが、こういう時は時間をかけて話し合

うべきと言われ、三日三晩、食事を提供しながら交渉を続け、時間とお金もそうだが非常にしんどい思いをした。

② 規制全般

＜規制が突然実施されること＞

- ・ 昨年１１月の廃貨が最もたるものであるが、同じく直近でも他に以下のものが挙げられる。

i インドへの輸入海上運賃への課税

２０１７年１月１２日、本運賃の３０％に対してサービス税１５％が課される旨の通達が出た。海上運賃は非課税が通例であり他国に例がないし、且つ、１月２２日分から適用とのことで、突然の実施となり実務面での確認作業に追われた。

ii デリー市内の車両通行規制

大気汚染対策の一環として、２０１６年１月１日から、奇数日にはナンバープレートの末尾が奇数の車、偶数日には同様に偶数の車のみしか運行出来ないという内容の車両通行規制が試験的に実施されたが、かかる規制実施が最終決定されたのはその４日前の１２月２８日で、直前まで対策に追われた。

＜規制が自国産業保護寄りに＞

- ・ 鉄鉱石の輸出について、品質のよくないものしか認められないという規制ができてしまった。高品質の鉄鋼石を国外に持ち出すのはけしからんという国内鉄鋼業界のロビー活動によるものと思われる。

＜不合理な規制・行政の姿勢＞

- ・ 工場内で例えば建屋を増設するなど改造する場合、お金を払う必要がある。例えば、建てようとする建屋が１５００メートル平米の場合、デベロップメントフィーとして１平方メートルあたり１０ルピーを支払う必要がある。問題なのは、プロセスフィートと称して、さらに、工場全体の土地面積を基準に１平方メートルあたりやはり１０ルピーを払うことが要求されていることである。全体が６４万平米だとしたら、増築のたびに６４０万ルピーを払わなければならない。さすがにこれはひどいと思い交渉した。結果、最終的にプリンシパルセクレタリーが、今回は特例と言うことで支払いを免除してくれた。だが次回の改築時にどうなるかはわからない。
- ・ 州から、１キロ立方メートルあたり２４０ルピーで工業用水を購入しているが、毎日６０キロ立法メートルが供給されることになっているが、去年１２月から水不足で、大幅に不足した量しか供給されなかったにもかかわらず、請求書は契約の量をベースに送られてきた。更に、供給されていない分の金額を支払わなかったら、翌月の請求書では遅延利息を付して請求してきた。

＜腐敗＞

- ・ お金を払わないと役所に嫌がらせをされる。払ってないじゃないかと役所に呼ばれる。会社のポリシーなので払えないと説明する。その後、ファクトリーデパートメントからは工場施設の不備を言われ罰金３０万ルピー、レイバーデパートメントからは下請けが最低賃金を守っていないとして会社及びオキュパイヤーである自分にやはり罰金が課せられた。嫌がらせの一環と思われる。

※オキュパイヤー（occupire）とは1948年工場法に基づき当該会社の取締役の中から選任される必要がある工場の責任者。

- ・ 許認可についてもお金を要求されることがある。州政府が要求することはなくなっているが、最終的には村が手続に関与するので、村からお金を要求されることがある。また、金銭でなく縁故採用を求められることがある。
- ・ 警察も、県警本部長クラスは大丈夫だが、その下の副本部長、署長は議員にお金を払って地位を買っているので、どうしても元を取ろうという発想からかお金を要求してくる。ウイスキーの付け届けぐらいはするが、不満な様子。また、こちらの警察は「ユーザーチャージ」と言って、警備等をした場合にお金を払うことが当然と理解されている。
- ・ 賄賂の問題。工業団地に1番に入ったのに、全く電線が引かれず、他の会社が優先され、文句を言ったら、払うものを払ってないからだと言われストレートに言われたという話を聞いたことがある。

<政治との関係>

- ・ インドならではのと思われる事象としては、州営の配電送電会社があり、民間の発電会社はここに電気を売るのが通常（消費者に直接売るわけではない）であるが、この会社の資金が回っていない。州営で、選挙の際に農民には電力を安く提供するとかいろいろな公約を掲げた結果、充分な料金徴収ができず、民間の発電会社にお金を払えなくなる。その結果、民間の発電会社を相手に取引をしている当社にお金を払えなくなるという事態も発生している。払ってくれないなら電力は回せないといっても、だったら回さなくても良いという態度。仮に、日本の感覚で債権者代位権を行使するとしても、とても奏功するとは思えない。外資企業は優先度の点からも相手にされないであろう。
- ・ リスク事例として、民間企業が取得した炭鉱の所有権が裁判所によって否定された例がある。2014年。連邦か州から払い下げられた炭鉱かと思うが、稼働後数年してから所有権が否定された。取得手続に不備があったとの理由だった。

③ 会計税務

- ・ 連邦レベルで会計に関するノーティスが出されても地方の役所まで浸透していないことがある。
- ・ 税務当局からまず簡単なリクエストに関するレターが来るのだが、意味がわからず対応しなかったりするために、さらに厳しく調べられることになるケース。設立段階に適切な会計担当の従業員が確保できないなどの状況も見受けられる。インドの特色として、離職や転職率が高く、引き継ぎがうまくいかなかったり、税務申告時に人が変わったりということもある。
- ・ 規制当局の税務担当官は「ノルマ」から発想する傾向がどうしてもあると感じている。ルールベースに照らせば減茶苦茶なことを言われる場合すらある。ただ、最終的には要求される金額の多寡も考慮し、日本の本社と相談して対応を決めることが多い。
- ・ 今後のGSTの導入に際して、端末切り替えがうまくいくのかという点が心配になっている。日本での銀行合併時のような。

④ 訴訟

現に訴訟を抱えている。警備員だった者について人員整理で協議が整い退職してもらったが、後になって不当解雇だとしていきなり裁判を起こされた。自分の前任者時代に始まったもので、今年ようやく判決が出たが、再び雇えという内容だった。委任したインドの法律事務所には日本法弁護士を含めて日本人はいないが、これまで進捗もよくわからない状況で、しかし弁護士費用は毎月発生する契約になっており、判決までかなりの額になった。もしかして相手方とグルになっているのではないかと半ば本気で思い、控訴審から法律事務所を変えた。

⑤ 労働関係

<法規制の把握>

- ・ 州レベルでの規制が把握できない。問題が発生した際に確認ができない。派遣労働者（Casual Labor）について日本のような規制があるのか正確な理解がないまま利用している（直接雇用義務の発生など）。女性の勤務時間について男性と異なる規制があるのか。会社都合で工場稼働日を変更してその日を休日扱いにしたい時があるが休日予定日の入れ替えでいいのか、給与の補償はせざるを得ないのか。コンサルタントに聞くと回答は得られるが、根拠がわからない。
- ・ 現地の規制に基づく給与計算方法の理解が難しい。インド人従業員に任せているが、適正なものなのか正確に把握していない。

<解雇>

- ・ 辞めてもらわざるを得ない従業員は出てくるが、労働組合の組合員を解雇するのは本当に大変である。ノーティスを何回も出すなど手続の負担も大きい。

<組合>

- ・ 組合が設立されているが、社内の技能試験（結果が給与額などに影響）を組合員全員が拒否してきた。「我々は平等を求めている」と。
- ・ 日雇い社員による組合ができてしまっているが、州の労働大臣（兼内務大臣。警察も所管）が組合のバックにいる。州の労働大臣は労働者側の代表である。英語は話せない。労働大臣は日雇い社員と正社員の給与の差の解消や全員への定期的な昇給を求めて介入してくる。
- ・ 現時点では組合は結成されていないが、できれば今後も設立されないようにするために留意すべきことについて問題意識がある。

<インドでの会社設立手続について>

- ・ 会社設立手続は大変過ぎる。定款の翻訳などとても中小企業では自社ではとてもやってられないのではないかと。出資者である日本の会社の定款は日本で認証されているから確認不要とするなど、政府間協議でならないものか。
- ・ 他方、専門家に手続を依頼しようとしたが、100万を超える見積額であった。それも中小企業にはコストとして厳しい。

4 日本企業が直面している法的問題（アンケート回答）

以下では、アンケートの回答について回答企業毎にその回答をまとめて列挙する。

- ・ 税務登記の関係で建設工事を行う州毎に支店設立が必要。
- ・ （一部の工事を外国法人として施工しているため、TDS【源泉税】が42%も課税される可能性があるため、PO【Project Office】毎に低減税率許可を取得しなければならない）（州毎にTaxスキームを変更する必要があるにもかかわらず、PANナンバーは、1つしかないため、処理がかなり煩雑となる）
- ・ 工場の土地収容について調査の必要があること。
- ・ 工場稼働に向けて各種許認可取得の大変さ。
- ・ 税務当局が非常にアグレッシブであること。
- ・ 材料輸入時に、対象外のはずなのに規格取得を要求された。
- ・ 建設許可に一年以上を要した（追加資料が多かった）。
- ・ 仕事が完了したが、顧客の滞納が非常に多い。支払いの催促しても、支払いの気配がない。
- ・ 政府系のインキュベーションセンターに2室のオフィスとラボを賃貸しているが、家賃のなかに高額のビルメンテナンス料が徴収されているが、ビルの天井の漏水やトイレの故障の修理はされず、ほかの企業と連盟に修理要望書を提出しても、無視され放置されている状態。
- ・ 移転価格税制で税務当局から過度な更正を受けている。
- ・ 従業員を解雇する際に訴訟を防ぐ為、事前に弁護士に相談。
- ・ 鉄、化学品関連でのアンチダンピング関連規制への対応。
- ・ オフィス移転時のオフィス賃貸契約関連の確認。
- ・ 関税トラブル。SVB 進捗。
- ・ 法人税における初年度経費不算入問題、ビジネス開始日の認定にずれ。
- ・ 税務調査時の再調査。
- ・ スタッフ解雇時の労務者からの嫌がらせ。
- ・ 許認可取得における遅延。

第2 日本企業が直面する法的問題への対応状況

1 総論

本項では、インドで日本企業の活動を支援する立場にあると思われる機関について、報告者が訪問した際の聞き取り内容をはじめとして、その活動を紹介する。

また、併せて、報告者（日本法弁護士）が、かかる機関とどのような連携・協力をすることが考えられるか、その考察も付記することとする。

2 大使館・領事館

（1） 総領事館からのヒアリング内容

報告者は、2016年度、ムンバイ総領事館、チェンナイ総領事館を訪問し、日本企業からの相談状況等についてヒアリングを行った。

両領事館からの聞き取り内容としては、いずれも、日本企業から個別具体的な法律問題の相談があることはほとんどないと思うとのことであった。ただ、インドの公的機関が当事者となる問題の場合、例えば州が契約に反しているとして日本企業から相談を受けたような時には、州に対し、適切な対応をするよう総領事館から直接に話をすることもあるとのことであった。

また、チェンナイでは、チェンナイ日本商工会が投資環境改善のための建議書を作成し、州政府との定期的な意見交換を実施しているが、その席では領事館の領事と州の首席次官が議長を務めており、公的なトップ同士が同席の上でそれまでの進捗を確認したりするのは有意義だと感じているとのことであった。

また、チェンナイ総領事館では、2016年秋から外務省のプログラムとして日本の法律事務所への委託事業として、日本弁護士による法律相談を開始しているとのことであった。これは、すでに他国（中国、インドネシア、モンゴル、マレーシア等）でも行われている制度で、それぞれの場所のニーズにより開催回数などが異なるもので、インドでは、2014年からコルカタで始まっていたとのことであった。コルカタでは月に1度の開催で、ただ会社数も30社位と少ないので、個別の相談のほか、セミナーも行なってもらっているとのこと、チェンナイでは年4回の法律相談で契約しているとのことであった。

ただ、法律相談に関する在留日本企業担当者からの声としては、日本弁護士がどこまでインドの州法に通じているのかということが大きな関心事であるとのこと、また、弁護士法の問題があり、相談はできる、ソリューションも教えてはもらえる、ただ実際には動けない（対外的にも代理人として活動はできない）、ということになるので、どうしてもセカンドオピニオンのような位置づけになってしまう、というものが多いたとのことであった。

（2） 在インド日本大使館からのヒアリング内容

上記（１）の状況を受け、２０１７年度はニューデリーの在インド日本大使館でヒアリングを実施した。

総領事館におけるヒアリング結果を念頭に、報告者としては、日本企業支援という文脈での対応状況の充実にはそれほど「期待」してはいなかったというのが正直なところであったが、聴取させていただいた内容は報告者にとってある意味衝撃的なもので、「大使館」のイメージが覆るほどのものであった。

その中で、２０１８年３月に当時の参事官の方からヒアリングした内容は以下のとおりである。

- ① 在インド日本大使館では、「日本企業支援窓口」を設けており、大使館のホームページにも連絡先（メールアドレス。jpemb-economic@nd.mofa.go.jp）を掲載している。

★在インド日本大使館ホームページ（日本企業支援窓口）

<http://www.in.emb-japan.go.jp/Links/Message.html>

- ② このアドレスへの連絡は、在インドというよりは、インド進出を検討している企業が日本から連絡してくることの方が多い。中小企業が多い。

基本的には、要望には全て対応するようにしている。相談内容によって、これはジェットロさんから説明をしてもらった方がいいというものもあるが、個別具体的な相談にはなるべく応じるようにしている。

例えば、製造業の方から、インドに進出する場合のいい調達先を紹介してほしいといった、ビジネスマッチング的な要望についても対応したことがある。

「インドにおけるトイレットペーパー業界の現状について知りたい」という類の相談に対しても、できる限りで入手した情報を提供した。

- ③ 在インド企業からの相談に対しても同様で、基本的には全て対応するようにしている。例えば、取引先からの支払が滞っているという相談に対しても、大使館から相手方（インドの民間企業）に一報し、その結果、任意の支払いがなされたことがある。

先進国とは異なるというか、「大使館です」として連絡することに非常に効果があると感じている。

- ④ 相談案件として多いのは、日本企業が困難に直面しているとの相談において、インド政府や州政府、インド国営企業に対して働きかけることである。「通関で手続が止まってしまっている」という相談にもよく対応している。

工業規格の問題について、その枠組みに関する交渉をインドの規制当局に対し、日本企業とともにすることもあるし、また、個別具体的な申請について、時間がかかりすぎているという場合に、一報を入れて促すこともある。

関税の引き上げについても、ちょうどこの２月の予算案で発表され、また上がったが、政府の決定についてWTOとの関係を精査した上で（違反があった）、企業とともに陳情に行き、いい結果を得たこともある。

他にも、貿易救済措置についてもアポイントを大使館でとった上で相談のあった日本企業と一緒に面接をしたり、JVの解消がトラブルになりNCLTに事件が係属したが期日が一向に入らない（裁判官の体調不良などの理由で３回続けて

期日が延期になった)という事態が生じた場合に、企業省に対し、注意喚起を促す連絡をしたこともある。

その他、インフラ整備要請もやるし、労働問題も対応するし、食品の許認可の対応も行った。

- ⑤ 邦人個人からの相談もある。邦人保護の観点から、インドの警察に対応を要請するなどすることが多い。最近では、日本企業のインド人女性従業員の元夫がストーカー行為をして脅迫まがいの連絡をしてきた時など。

- ⑥ 現状、大使館には各省庁からの出向者が16名いる。

- ・ 外務省 2 名
- ・ 経済産業省 2 名
- ・ 農林水産省 2 名
- ・ 財務省
- ・ 金融庁
- ・ 国税庁
- ・ 総務省
- ・ 文部科学省
- ・ 厚生労働省
- ・ 国土交通省
- ・ 環境省
- ・ 連合（企業の方）
- ・ 企業からの出向者

したがって、日本企業からの相談に対しても、労働問題に対しては厚生労働省の者が、食品関係には農林水産省の者が、というように、各自の経験を活かした対応を行なえる体制ができている。

10年前は10人だったので出向者は大幅に増えているということになる。

- ⑦ ⑥のとおり、現在、大使館に法務省からの出向者や弁護士が駐在しているということはない。ただ、これまで述べたように、在インド日本大使館としては、インドという、相対的にはビジネスにも生活にも環境として過酷な国において、「敷居の低い大使館」でいることを志向しており、また、契約上のトラブルや債権回収の問題も発生しつつある状況にあるので、法務省からの出向者や弁護士がその専門性により現地日本企業への支援を増強し得るという面はあるかと思う。JV解消に際してのトラブルにしても、契約の作り・チェックが甘いから生じるという面があると認識している。

その他、投資協定の交渉への関与や、ある州の日本専用工業団地に入っている日本企業に対する州税（土地利用権への間接税）の事後的な遡及的請求をめぐるトラブルへの対応（日本企業側が不当な課税であると争ったところ、州側は報復的に、その後の許認可申請に対して「税を完納するまで許認可は出さない」という態度に出たため、工業団地では事業遂行への支障も生じ、もはや支払をせざるを得ないかというところに追い込まれた件。最終的には在インド大使館が中央政府に働きかけたことなどが功を奏し、課税の遡及適用は中止された。）の話など、報告者個人の

想像をはるかに上回る、日本企業に対する法的支援の実際の対応状況の話をお聞きすることができた。

そして、日本の行政機関が「オールジャパン」の体制を取り、敷居が低い相談窓口を目指し且つ実際にそのように機能していると認められる現地機関に、現状で唯一欠けているのが、法務省の人間、さらには日本の法曹であるとの思いも、強く感じたところである。

3 ジャパンプラス

- (1) ジャパンプラスとは、インド商工省（ニューデリー）に設置された日本特別チームで、4名のインド政府職員と2名の日本人（経済産業省職員）によって構成されている。経済産業省のホームページによれば、「日本企業がインドで直面する課題の解決支援や、日本からの投資をファストトラックに乗せて促進していく役割」を担うものとされているチームである。

★日本特別チーム（Japan Plus）

<http://www.meti.go.jp/press/2014/10/20141010006/20141010006.html>

- (2) 2016年度に訪問してお話をお伺いしたところ、基本的には、日本企業の「進出支援」が業務の中心で、且つ製造業の進出に関与することが多いということであった。

業務において経験することとして、インドに進出して工場を建設する一連の過程でどのような規制があり、どのような許認可取得の必要があるか、具体的には、政府の土地収容から始まり、企業への土地所有権移転時期や登記、環境許可や建築許可、工場内緑地帯に木を何本植えるか、水のリサイクルシステムなど、非常に細かく、それでいてどう従えばいいのかわからないような規制の実態を教えていただいた。また、規制が不明確と思われる場合にその解釈について相談者の日本企業とともに当該規制者と交渉することもあったとのことであった。

また、規制が州によって違うことがインドでのビジネスを難しくしている要因の一つであるとのことで、それらの情報入手できる先を確保して且つ日本語でデータベース化することの重要性について意見が一致したが、州法がインターネットだけで全ての情報取得ができるかについては懐疑的であるとのことで、調査の効果的方法としては「州法に強い弁護士」というカテゴリーの弁護士を見つけて確認することを勧められた。

- (3) 他方、インド進出企業から現地ビジネス上のトラブル等の相談を受けることはそれほどないとのことであった。

もっとも、報告者は、日本企業からのヒアリングにおいて、州政府との契約問題に関して州政府が不当な動きをみせた際、ジャパンプラスに相談したところ、現地まで赴いてくれて、交渉の場に同席してもらえた、大変感謝している、との話も聞いているところではある。

なお、2017年度の再訪時には、ジャパンプラスは正にインドの行政庁内に位置付けられている部署であることから、例えばインドの行政庁に申請を出したが動きがなく進捗を知りたいとか、役人にアポイントを取りたいがコンタクトを

取っても無視されるとか、そういう場合に効果的な対応ができる、とのお話もお聞きした。

- (4) ジャパンプラスの日本人職員の方はインド在住歴も大変長いようで、また扱ってこられた案件数も膨大に感じられた（また、大変気さくで話しやすいタイプの方々であった）。本調査の活動の一環として、日本企業の活動に関わる関係州法の取り纏め、並びに進出事例集の作成（過去に生じた困難を取り纏めて今後の参考にする）に取り組むことは大変有意義であろう、という示唆をいただいたが、実際に取り組むにあたっては、過去事例の蓄積へのアクセスなど、ジャパンプラスにお願い・協議をさせていただきたいということになる事柄は多いものと思われる。また、そもそもジャパンプラスのようなチームと法務の専門家が加わることの有効性についても検討に値すると思われる。

4 ジェトロ

- (1) ジェトロは、（周知の事実ではあるものの、）まず特筆すべきは、そのホームページにおいて、インドについても「ビジネスの制度・手続き」について詳細な情報の提供を行っていることである。

★日本貿易振興機構（ジェトロ）インド
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/>

また、現地事務所としては、インドではニューデリー、ムンバイ、ベンガルール、チェンナイ、ベンガルール、ムンバイに拠点を有しており、2017年にはアーメアバードにも事務所が開設された。

- (2) 報告者は、本調査開始直後の2016年4月にチェンナイ事務所を訪問し、ジェトロが現地で提供している一般的なブリーフィング（当地のビジネス事情の説明。希望すれば現地法人設立の手続もレクチャーしていただける）を受けるとともに、本調査に資する情報について相談した。その際、チェンナイには常駐している日本弁護士はいないので、相談の需要はあるのでは（弁護士業務として）、との意見をいただいた。

また、チェンナイ事務所は、日本企業から突発的なトラブルについて相談されることもあり、例えばインド人従業員（組合員）による不当な活動があった場合、相談者と共に州の労働局に相談に行ったり、またインド弁護士を紹介すると共に同じく相談にも同行したりすることもある、とのことであった。

なお、チェンナイ事務所は、チェンナイ日本商工会の事務局にもなっており、報告者も商工会の活動に関与させていただく中で、当然ではあるが商工会会員企業（及び従業員）との親しさ・結束の強さも感じた。

- (3) また、ムンバイ事務所でも同様にブリーフィングを受けると共に、現地事務所としてのサービス、個別の相談状況などをお聞きした。

まず、ジェトロのホームページには、会社設立に関する専門家の紹介（会計事務所、法律事務所、労務コンサルタント等）を行っているとの説明があるが、インドの法律事務所についてムンバイ事務所のリストにある数は5以上10未満

で、日本語対応可・日本人がいる（弁護士ではなくても）・過去に日本企業業務の経験がある、という要件を満たす事務所を紹介しているとのことだった。なお、一番需要が高い専門家は、通訳とのことであった。

また、相談状況としては、ごく稀にはあるものの、ビジネスの相手方の契約不履行が発生したというようなトラブルの相談を受けることもあるとのことであった。そして、そのような場合、インド弁護士を紹介するなどの対応がジェットロとしての通常業務であるが、相談者に懇願されてそれに応じ、事実上（その場で遣われていた言葉としては「男氣的に」）、交渉に同行したりすることもある、とのことであった。

なお、日本人弁護士のインドでの活動については、「さすがにインドにだけあるな」と現地駐在日本人を納得させられる程度の、インド法、またはインドでのビジネス経験がないと、頼りにしてもらえないのでは、とのご意見を頂いた。また、先の契約不履行事例への対応の場面など、契約書チェック能力がある方にすぐ相談できれば日本企業も助かるのでは、との指摘もあった。

- (4) アーメダバード事務所は、ジェットロがグジャラート州の日本専用工業団地への日本企業の進出について同州と協力関係にあり、その活動の拠点を担っているとのことであった。お聞きした内容としては、とにかくスズキ社（日本の自動車メーカー）の勢いがすごい、というような日本企業進出状況の話や、日本企業の法的問題対応の関係では、工業団地の申請・土地の取得は、申請や契約書締結などは各企業は自社で行っているのではないかと、他方で、環境関係、建築関係の申請については、コンサルタント会社やゼネコンに依頼している例が多いと思われる、とのことであった。また、アーメダバード事務所も、工業団地に関しては、日本企業からの要望をフィードバックして州に伝える、などの支援活動をしているとのことであった。

- (5) 報告者にとっては、ジェットロが幅広い活動をしていることは以前より認識していたものの、相談者の法律相談に同行したり、交渉にすら同行されたりもしているとの実態は、日本大使館の敷居の低さ同様、衝撃的であった。

これらの対応も、日本では弁護士業務の射程にある対応であるが、後述するインド弁護士法の規制との関係でインドではなし得ない（日本弁護士はできない、というよりは、弁護士業務としてできるのはインドの弁護士資格者だけ、という理解が正確である）という状況下で、ジェットロの方々がニーズに応えている、という実態が確認できたということである。

5 商工会

- (1) デリーのインド日本商工会（「建議書活動」を中心に）

デリーのインド日本商工会でも、その主な活動として、月例会（「三木会」）の実施があげられる。月例会では各種連絡事項の共有のほか、ビジネス関係規制等に関する講義で時宜に適したものが（基本的には毎回2テーマ）行われている。

★インド日本商工会（JCCII）

<http://www.jccii.in>

また、特筆すべき活動としては、「建議書活動（サジェスチョンズフォーインディア）」が挙げられる。

これは、インド日本商工会が中心となり、日本企業の声をインド政府に伝え、ビジネス環境の改善を促す、という取組である。

2018年2月、「建議書活動へのご参加について」と題する、同活動の過去の成果、及び日本企業としての参加方法について説明するセミナーが実施されたが、その際に配布されたレジュメが、正に「過去の成果と参考方法」について詳細に説明しているので、これを【資料3】として本報告書に添付する。

これは、同書の作成者である株式会社野村総合研究所、発注元であるジェトロ、及びデータ提供者であるインド日本商工会に、本調査の趣旨をご理解いただき、公表をご了解いただいたことによるものである。

（２）その他の商工会について

チェンナイ商工会の活動については、先に触れたが、他に重要と思われる活動として、（１）と同じく、タミルナドゥ州政府への提言活動があげられる。同会では、2011年以降、州政府に対して投資環境改善のための建議書を提出し、定期的な意見交換を実施しているとのことである。

★チェンナイ日本商工会（JCCIC）

<http://www.jccic.com>

また、同商工会においては、同州において会社・工場を設立する場合の手续に関する資料を作成し、これを一般に提供するといった活動も行なっている。

★★インド・タミル・ナドゥ州チェンナイにおける「会社・工場設立フローチャート」および「現地法人・工場設立のための各種手続チェックリスト」など

<http://www.jccic.com/aboutorganisation/2016activitystrategy/>

6 民間のサービス業

（１）はじめに

以上に説明した公的な組織のほか、インドにおいても、日本企業のビジネス活動をサポートする業務に従事する日本人は少なくない。以下には業種ごとに、その活動状況に関するヒアリング内容をまとめて記載する。

（２）インド法律事務所に勤務する日本人（日本法弁護士ではない方）

- ・ 自分の役割は、日本企業とインド弁護士のコミュニケーションサポート、及びインド弁護士の業務の進捗管理、そして事務所目線では顧客管理である。
- ・ 当事務所は自分のような日本人が対応窓口にいたことが一つのセールスポイントであるが、日本企業が進出している大都市の、だいたいの大企業は、既にビジネス経験自体も豊富で、法律事務所も大手を起用しており、実際には入り

込むのは困難。自分たちも民間企業としては新たな進出企業をターゲットにする必要がある。その意味ではレッドオーシャンだと感じている。

- ・ 提供しているサービスとして「会社設立サービスパッケージ」がある。設立の最初から第二回取締役会までの手続、運営を受託する。設立手続の代行はもちろん、必要な役職であるカンパニーセクレタリー（CS）もアポイントし、取締役会を仕切って議事録作成もするサービスである。
- ・ インド会社法の役職であるカンパニーセクレタリー（CS）は、一定規模の会社は起用する義務がある。CSになるためには一定の機関で学ぶ必要もあり人材不足の状況にある。実際の実務提供はうちの事務所の別の弁護士が行なって CS の名義貸しとをセットで提供する提案をすることもある。
- ・ 「会社設立サービスパッケージ」に続くサービスとして「リテイナー契約」がある。顧問契約類似で、法務サービスとして契約書のドラフト、レビュー、質問を日常的にお受けする。同契約を締結していなくてもスポットでの対応も勿論ある。日本企業からの多い質問はやはり CS がらみのもの。ちなみに自分が関与している訴訟は現在 2 件。費用はタイムチャージである。
- ・ 「会社設立サービスパッケージ」の内容は、法律事務所の関与がないとできないというものでもないと思う。他方、法律事務所が提供するサービスとして質的保証を感じてもらえるという差別化はあると思う。
- ・ また、日本人の関与がなくても、英語の堪能なクライアントであれば支障はないと思う。実際、高いからと、途中で切られることもある。
- ・ 日本企業にとって、法律も含めビジネス遂行全般に相談してもらえる「ビジネスファシリテーター」でありたいと考えている。

（３）会計士事務所に勤務する日本人（複数人からのヒアリング）

- ・ インドに進出している会計事務所のいわゆるビッグ 4 のうち、2016 年現在では、EY、PWC、KPMG には日本人が在籍していると聞いている。デロイトトーマツには現在は日本人はいない。
- ・ 対応業務として、税務調査への対応。調査は申告から 2 年以内になされとの規定はある。調査後、追徴などオーダー (Order) が出されるが、一度出てしまうと変えるのは困難なので、オーダーが出る前に、自分たちが担当官に面談をしたり、クライアントに対応のアドバイスをしたりする。調査は、法人税のみならず間接税も対象となる。それぞれ担当官が違う。
- ・ 移転価格税制の相談は本社を巻き込んで対応することになる。その意味でも現地に日本人のいる意義があると感じている。
- ・ 移転価格税制に関しては 2013 年から事前確認制度（: Advanced Pricing Agreement: APA）が導入された。これにはユニ、バイ、マルチがあるが（※ユニは単体（ここではインド税務当局とだけ合意すること）、バイは 2 国を意味する（日本が含まれることになる）、ユニが 9 割。バイは長期化するし、日本側のリスクは見えている（予測可能である）という状況にあるため。
- ・ インドの APA、第一段階として、匿名で、当方の考え方を照会することができる。その結果、当方の考えどおりに行けそうだという場合に、申請料を支払って APA 行う。

- ・ また、自分たちの業務として、採用業務（採用活動の代行）も行っており、当社で採用した従業員を派遣することもしている。後者は内部統制的にもプラスだと思われる。採用業務で困ることとして、履歴書に嘘があることがある。
- ・ 新会社法で3月末の決算が固定されたのも重要な変更であった。
- ・ 同じく新会社法で内部監査人の制度が設けられ、非公開会社も対象となった。会計監査と内部統制監査を別にやらなければならない。内部監査について、コストダウンのためと思ってインドローカルの会計士を起用すると厳格に過ぎ対応が混乱するとの話も聞いている。
- ・ 居住取締役として、インド居住日数要件を満たしている我々の名前を貸すこともある。インド人を起用すると、後で手当を請求されたりとか。
- ・ 問題意識としては債権取り立て。会社として与信管理をどうするかも含めて今後重要度が増すと思う。

（４）日本人コンサルタント（複数人からのヒアリング）

- ・ インドでは、会社の設立で困ることは実際はないと思う。設立手続を依頼するかは面倒なことにコストをかけるかどうかの問題。
- ・ インドでは税務的な問題は山ほどある。
- ・ インドでのビジネスでは特に知的財産を意識すべきである。
- ・ 日本企業はインドでのビジネスなのに日本の常識を持ち込み過ぎである。インドのやり方を理解しようとする必要がある。
インドでは罰金の通知がきたら、そこから、どう対処しようか、どこに働きかけようか、どう交渉しようかと考える。
- ・ インドで日本人は「日本語が話せる」に弱い。日本語が話せる人がいい人というわけではない。コストをかけても通訳を起用して対応すべきである。

第3 在留邦人が直面する法的問題の実態

1 概説

報告者はインド滞在中、在留邦人が直面する法的問題を把握すべく、個人的に直面する法的問題の有無及びその内容についても、お会いする方ごとに、逐次ヒアリングを行ってきた。

結論としては、法的問題があるとの回答に接することは、ほとんどなかった。ヒアリングにより実感したこととして、以下の理由があるものと思われる。

- ① 日本人駐在員の場合、安全確保の観点から、住居・移動手段・生活対応（メイド）について、一定レベルの待遇が保障されている状況にあること。
- ② インドに赴任する方は、過酷な地で生活するというそれなりの覚悟を持ってインド入りしており、また、駐在員のご家族で同行されている方も、インドを楽しもうという前向きな姿勢を持つ方が多く（そうでない方はそもそも来ていない）、困難を困難と感じるハードルも高いこと。
- ③ 日本企業が進出しているのはインドでの大都市がほとんどで、治安も悪くはないと思われること（報告者の経験からはヨーロッパ諸国と同等かそれより安全であると感じる）。
- ④ インドでの生活は、日本の時と比べて、自動車の運転、飲酒、夜に街を出歩くといった機会が（格段に）減るのが一般的だと思われ、その意味でトラブルに巻き込まれる機会も減ること。

また、報告者は2018年度の滞在中、「弁護士の方に相談したいと思って」と言われて連絡を受けたことが2度あったが、いずれも、インドの日本人コミュニティ内における（ちょっとした）トラブルで、具体的には内部規約の解釈についての質問であった（2度とも）。

ただ、後述するとおり、過去には、傷害被害に遭われた方が大使館に対応を相談し、大使館から連絡を受けたインド在住の日本人弁護士が（提携するインド弁護士とともに）刑事手続対応をしたというケースもあったようである。

2 法的問題の実態

以下に、直面した法的問題としてお聞きした内容を列挙する。

- ・ FRR0（外国人地方登録事務所）での外国人登録の取得

報告者による聞き取りにおいてもこの回答が最も多かった。

これは、インドに180日以上滞在する外国人がFRR0（Foreigner Regional Registration Office）にて行わなければならないとされている登録である。

これに関し、事務所で長時間待たされた・待ち時間について不公平な取り扱いを受けた・インターネット情報では必要とされていない書類を窓口で必要と言われて後日持参したら不要と言われた（人によって言うことが違う）など、公的機関にも

かかわらず日本では考えられない対応をされて時間を無駄にした、という問題状況を多くの方が経験されていた。

また、FRRO にまつわる大家さんとのトラブルという話もあった。

（居住する州が変わる（引越すする）時にも新たな州で登録が必要になるようであるが、その際の必要書類として従前の賃貸人に書面を作成してもらう必要があったのに、頼んでも全く対応してくれず、揉め事になった。）

なお、現実問題としては、「FRRO にコネクションがあると定評のあるインド人コンサルタントに参与してもらう」ことで、手続きがスムーズにいく、という話も何度か聞いたところである。

- ・ 住居の賃貸借契約を巡るトラブル

賃貸人が修繕の求めに対して、契約書に記載されていないなどと言って応じなかった、という話があった。

また、インド国内で異動になり住居を引き払おうとしたところ、賃貸借契約では賃借期間が固定されており、賃貸人から全期間分の賃料を請求されたという事例もあった。ただ、この方は交渉した結果、退去後 1 月分の支払で了解してもらえたとのことであった。普段から大家さんと努めて仲良くしていたのがよかった、ただ、契約書をよく読んでいなかったことは反省点である、とのことであった。

第 4 在留邦人が直面する法的問題への対応状況

- （１） まず、第 3 で紹介した外国人登録の問題については、チェンナイ商工会が州政府に改善を求める建議書を提出しているという状況にある。

★チェンナイの外国人登録、事務手続

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2014/02/52f46f68e5010.html>

また、同じくチェンナイ商工会は、かかる登録の手続等についてマニュアルを作成し、公表している。

★就労ビザ更新手続マニュアルおよび RP 登録（外国人登録）手続マニュアル

<http://www.jccic.com/visarenual/>

このように、個人の問題についても、商工会といった日本人コミュニティが問題状況を取り上げ、改善・解決を図る活動をしていることがわかる。

- （２） また、前述のとおり、個人が緊急の相談がある場合に、日本大使館が窓口選ばれ、大使館がこれを適切な対応窓口につなげる（刑事事件は弁護士、など）という実態もあるように見受けられる。
- （３） しかし、賃貸借契約書をめぐるトラブルへの対応として、賃貸人との交渉や、それ以前の契約書のチェックといった弁護士業務については、日本人がこれに関与している状況は確認できなかった。また、チェンナイ領事館で行なわれている法律相談は、日本企業支援として行われており、賃貸借のトラブルといった個人からの相談は対象外であるとのことであった。

勿論、本来的にはインドではインド弁護士に相談すべき問題ではあるが、例えば契約書のチェック程度のサービスが日本語で提供できれば、日本人への利便性は相当高いものと思われる。

第5章 日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム（現地の外弁規制等、日本の法曹有資格者の活動環境を含む）

第1 インドの外弁規制について

インドで日本の法曹有資格者（以下「日本弁護士」という。）が提供できる法的支援の在り方を検討する前提として、それを制限する法規制の有無及び内容、並びに修正の動きについて報告する。

1 インドの弁護士制度

（1）概要

インドにおいても弁護士制度に関する法律が存在する。それがインド弁護士法（Advocates Act, 1961）である。

同法において、「Advocate（弁護士）」の用語自体は、「名簿に登録されている弁護士」としか定義されていないが（2条(a)）、別の条文で「practise the profession of law（以下「法律業務を行う」と訳す）」ができるのは advocates だけ、とも規定されており（29条）、弁護士名義に登録された弁護士のみが法律業務を独占することとされている。

※2条(a) “advocate” means an advocate entered in any roll under the provisions of this Act;

※29条 there shall, as from the appointed day, be only one class of persons entitled to practice the profession of law, namely, advocates.

また、同法に基づき、The Bar Council of India（インド法曹評議会）と、各州に State Bar Council（州法曹評議会）が設立されている。

インド法曹評議会の主な機能は、弁護士の規律の策定や弁護士の利益を保護する活動であるが、後述する、外国資格の承認もその機能の一つとされている（7条(1)(ic)）。州法曹評議会は弁護士名簿を整備する機関である。

（2）インドの弁護士制度の実情

① インドで弁護士になるためには、インド法曹評議会が認定している法教育（大学の法学部）を、基本的には3年間学んだ上で、弁護士試験に合格すれば、弁護士名簿への登録が可能になるようである。もっとも、弁護士試験が始まったのはつい数年前で、それまでは法学部を卒業すればその証書をもって名簿に登録されていたとのことである（複数のインド弁護士からの聞き取り）。

② 以上のような、日本に比較すると弁護士資格が著しく取得し易いと認められる状況の帰結として、インドの弁護士は専門家としてのレベルにもばらつきが大きい。

いようである。このような話は、インド弁護士自身、インド弁護士を相手に仕事をした経験のある日本弁護士、そしてインド弁護士に依頼した経験のある日本企業担当者から、頻繁に耳にするとところであった。

- ③ さらに、弁護士の質の問題以前のこととして、近時、インドで弁護士として活動している者のうち、実に45%は「Fake（偽者）」であるとの驚くべき報道がなされている。

2017年2月5日の地元紙「The Times of India」はその1面で、「120万人の偽弁護士がインドの裁判所を悩ませている」との記事を掲載した。同記事によれば、インドには約200万人の「弁護士」が存在するが、登録時の卒業証書を偽造していたり、そもそも資格を持たずに法廷で「弁護士」として活動している者の割合が、45%にも及ぶ状況にあることが、インド法曹評議会の調査で判明したとのことで、その割合はこの2年間で2倍になった、とのことであった。

かかる状況に対し、インド法曹評議会は、登録費用を増額し、卒業証書等について大学に認証を得るようにし、また申請時に申請者のインタビューを行うようにするよう、各州の法曹評議会に指示したとのことである。

また、その後も、インド法曹評議会の確認作業の中で、有効な法曹資格がないのに弁護士として活動してきた者が、それ以前は20年以上も判事としての地位にあったことが判明するなどしていることが報道されている。

<参考記事>

45% of lawyers fake? Checking is on

<https://timesofindia.indiatimes.com/india/45-of-lawyers-fake-checking-is-on/articleshow/56724326.cms>

Fake lawyer serves as ‘magistrate’ for 21 years

<https://timesofindia.indiatimes.com/city/chennai/fake-lawyer-serves-as-magistrate-for-21-yrs/articleshow/61789122.cms>

2 外国人がインド法弁護士になることの可否

(1) 国籍要件の存在

前記のとおり、インドでは学校で3年間勉強して試験に合格すれば弁護士として登録されることになっているところ、報告者も、複数のインド弁護士から、せっかくインドに滞在しているのであれば学校にも通ってインド弁護士資格を取得すべきだとよく勧められてきた。彼らの見解は、日本人でも資格は取れるはずだとのことであった。

そこで、そもそも日本人がインド弁護士の資格を取得できるのか、まずこの点を検討するに、インド弁護士法では、名簿に登録される Advocate として承認されるための要件（項目としては5つ）が規定されているところ（24条）、その一つ

に、いわゆる国籍要件と呼ばれる規定が存する (24(1)(a) he is a citizen of India.)。

(2) 例外要件の検討

但し、上記(a)には、条件として、「他の国籍の者でも、当該国においてインド国民でも法律業務を行うことが認められていれば、州の名簿に弁護士として登録されることが認められる」とも定められている (a national of any other country may be admitted as an advocate on a State roll, if citizens of India, duly qualified, are permitted to practise law in that other country;)。

この点、かかる国籍条項は、あくまで「インド弁護士」になるための要件の一つであるから、上記の条件条項も、「他国においてインド人でも他国法弁護士になることが認められているのであれば、インドにおいても当該他国人がインド弁護士になることを認める」という趣旨に解釈することが可能なように思われる。

そこで日本の制度をみるに、日本の弁護士法には、弁護士の資格要件として国籍要件は定められていない。また、日本の弁護士法は原則として司法修習を終えた者が弁護士資格を有すると定めているところ (4条)、司法修習の前提となる司法試験について定める司法試験法も、同様である。

(3) 小括

したがって、インド弁護士法24条が、上記(2)のように解釈される場合には、インド国籍ではなく日本国籍の者であっても、インド人と同じ条件のもとで、インド弁護士として登録されることは可能、ということになると考えられる。

3 インド弁護士だけに認められる「法律業務」の意義 ～裁判所の判断～

(1) 問題の所在

前記のとおり、インド弁護士法では、法律業務を行う (practise the profession of law) ことができるのは、同法に基づき登録された弁護士 (advocates) だけであると規定されている (29条)。

- ① この点、インドにおいても、外国の法律事務所が、インドに拠点を設けて、インドに進出した彼らの本国のクライアントのインド事業について法的支援をする、といった活動は、実態として、古くから行われていたようである。

その際、インド弁護士法29条との関係については、i その活動は、インド法に関するものではなく、本国との関係での本国法 (外国弁護士にとっては資格授与国) に関するアドバイスや、国際取引に関するリーガルサービスであるから、インドの弁護士法の枠外である、といった理解、更には、ii インド弁護士法がインド弁護士のみにも認めているのは、弁護士としての基幹業務たる「訴訟業務」であり、インド弁護士以外による非訟的法務活動まで禁じているものではない、といった理解を、元にしていた。

- ② 加えて、前述のとおり（第４章第１の２）、インドでは、「リーガルアドバイザー」と称して、会社法や労働法に関係する情報提供、例えば社内コンプライアンス体制整備の構築やその助言、更には、例えば労働問題が発生した場合の紛争解決に関する具体的なアドバイス（条文の解釈論など法律意見の提供を含む）や関係書面の作成、そして会社を代理しての交渉などのサービス提供が、業務として、弁護士のみならず、会計事務所に所属する会計士、会社秘書役、そしてコンサルタント（特段の専門資格なし）らによっても、広く提供されている、という実態が存在する。

そして、報告者が、上記のようなサービス提供者に対して、インド弁護士法との関係での適法性について、広くヒアリングした結果、「同法の法律業務とは、法廷代理を伴う訴訟業務を弁護士に独占させたものであり、法的意見の提供など、訴訟に関わらないものを弁護士以外が業務として行うことは適法である」との見解に依っていることが、やはり多かった。

- ③ その他にも様々な見解はあったが、いずれにせよ、「法律業務」の意義については解釈が確定していない状況にあった。

（２）高裁の判断

もっとも、報告者が本調査を開始した２０１６年の段階で、「法律業務」の解釈については、外国弁護士事務所とインド法曹評議会等との間での紛争について、以下の２つの高裁判断が存在しており、ただ、いずれも、最高裁に上告されている状況にあった。

そして、報告者が知見した限り、以下に紹介する各高裁判断について、インドで活動する外国弁護士はこれに従っていたが、上述の（１）②の弁護士以外の専門家の面々は、必ずしもそうではない（訴訟業務以外について自由に活動している）、という状況にあった（ある）ものと認められる。

- ① 一つは、２００９年のBombay High Court（ムンバイ）の判断である。

同高裁は、２９条の法律業務の意義について、「法廷外での法律実務を含むもので、文書作成や、国際取引についてのアドバイス・依頼者の経済活動への日常的な相談、その他全ての種類の非訟的法務活動」を意味する旨を、明白に判示していた。以下が原文である。

the practice the profession of law under the section 29 would include legal practice outside the court like drafting documents and doing non-contentious legal work like advising clients on international transactions and customary practice relating to clients' transactions and all sorts of non-contentious legal work.

上記の判決は、インド国外の法律事務所が被告となり、彼らのインド駐在事務所の活動がインド弁護士法の適用を受けるかが争いになった事件におけるものだが、判決文においては、同法律事務所が実際にインドに進出し、駐在事務所

(liaison office) を開設できていることに関して、インド準備銀行は同事務所を以下のようなものとして開設の許可を与えていたとしている。

for the purpose of undertaking purely liaison office activities viz. to collect information from parties in India and to act as a communication channel between the head office and parties in India.

(純粋な駐在員事務所活動、すなわち、インドにおける情報収集、及び自国の本部とインドの関係者との間のコミュニケーションチャンネルとして活動すること、を目的とする。)

- ② もう一つは、2012年の Madras High Court (チェンナイ) の判断である。まず、同高裁は、法律業務の意義については、①と同じ判断を下した。ただし、他方で、外国弁護士が、インド国内でなし得る活動もあるとして、以下の方法・業務について明示した。

- i temporarily に(時間を限定して)、インドを訪れて、外国法や様々な国際的法律問題について、依頼者にアドバイスをすること。
- ii 国際商事紛争に関して仲裁手続に関与すること。
- iii いわゆるビジネスプロセスアウトソーシング(BPO) サービスを提供すること。これは、秘書的サポート、転写サービス、トラベルデスク業務など、弁護士業務の補助的サービスに限られる。

(3) 最高裁の判断

かかる状況下で、2018年3月13日、(2) ①及び②の両方の高裁判断に対する上訴について、インド最高裁の判断が下された。

結論としては、本判決では、まず、法律業務の意味について、両高裁判断が支持され、非訴訟業務が含まれることが、明確に確認された。

また、Madras High Court が判断した、外国弁護士がなし得るとされた活動(i乃至iii)についても、修正が施された。

最高裁が判断した争点及び判断内容の概要は、以下のとおりである。

- ① (インド弁護士法の) 「‘practise the profession of law’ (法律業務)」とは、訴訟業務のみを意味するか、それともそれ以外も含まれるか。
 - 訴訟業務以外も含まれる。
 - なお、訴訟業務以外の法律業務としては、具体的には、意見の提供・書面の作成・法的な議論を含む会議への参加、が挙げられている。
- ② 外国弁護士または外国弁護士事務所は、インド弁護士法やインド法曹評議会の定める規則が求める条件の充足なしに、(1)の業務を行うことができるか。
 - できない。
- ③ ②が認められないとした場合、国際的法律問題に関する外国法の法的助言をするために、出張ベース(fly-in fly-out basis)でインドを訪問することも禁止されるか。

→ 禁止はされない。

但し、casual（時々の）である限りにおいて許容され、
frequent（しばしば）であれば認められない。

（casual visit だけが practice に当たらないと評価される）

インド弁護士法違反となるか否かの判断は、結局はケースバイケースの判断となる。

また、その場合でも、認められるのは、様々な国際的法律問題について、外国法に関して、リーガルアドバイスを提供することである。

そして、インド法曹評議会及びインド政府は、この問題に関して具体的なルールを定めることができる。

- ④ 外国弁護士または外国弁護士事務所が国際商事仲裁を担当することは禁じられていないか。

→ 当該仲裁機関が出頭を認めた場合等は、可能である。

しかし、かかる活動について外国弁護士に absolute right（絶対的な権利）があるわけではない。

そして、インド法曹評議会及びインド政府は、この問題に関しても、具体的なルールを定めることができる。

- ⑤ BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）サービスを提供する会社は、インド弁護士法やインド法曹評議会の定める規則の規制対象外か。

→ サービスの実態が法律業務に該当するのであれば、当然、規制対象になる。

（４）最高裁判断の評価

以上のとおり、最高裁の判断は、従前の高裁判断の枠組みを変更するものではなく、結論として、外国弁護士及び外国弁護士事務所が、インド国内に拠点を設けて、或いは滞在して、何らかのリーガルサービスを提供することは、それがインド法に関してか、資格授与国の法に関してか、あるいは国際的な法律問題なのかに関わらず、現状では一切禁止される、ということが、改めて明確にされた、ということになる。

更に、最高裁の判断は、インド国内での外国弁護士の活動を一定の範囲で認めた、（１）②の高裁判断についてはこれらに修正を加えたものであるが、結論としては、その活動範囲を狭めるものである。具体的には、外国弁護士の「出張ベース」によるインドでの活動について、それを限定する文言に変更が加えられており、「数多く来るのは禁止」される、という方向性が示された、と評価し得ると思われる。

そして、最も重要と思われるのは、外国弁護士及び外国弁護士事務所がインドでなし得る活動について、具体的な細則の制定を、インド政府及びインド法曹評議会に委ねたことである。

後述するとおり、インドには未だ、いわゆる外国法弁護士制度がなく、制度創設に向けて具体的なルール作りは始まっているもの、永く進展が見られない、という状況にあるのであるが、インドにおける「法律業務」の意味解釈については、今回の最高裁判断で確定をみた中、外国弁護士のインドにおける活動の範囲について

は、同制度の創設を含めた今後のインド政府及びインド法曹評議会によるルール内容如何にかかわることとなった。

よって、日本及び日本弁護士としても、かかるルール策定に関し、日本企業のインド進出に対する効果的な法的支援の観点から、可能な限りの働きかけを試みることも、今後益々重要になったものと思われる。

<参考記事>

※The Tribune (最高裁判決の速報)

Foreign lawyers, law firms can't practise in India, rules SC

<http://www.tribuneindia.com/news/nation/foreign-lawyers-law-firms-can-t-practise-in-india-rules-sc/557191.html>

※Bloomberg (最高裁判決の分析)

Supreme Court Order: A Guide To What Foreign Lawyers Can And Cannot Do In India

<https://www.bloomberglaw.com/law-and-policy/2018/03/18/supreme-court-order-a-guide-to-what-foreign-lawyers-can-and-cannot-do-in-india>

4 外国法弁護士制度

(1) 外国法曹資格の承認の制度

- ① インド弁護士法には、前述の、24条に基づく登録とは別に、外国法曹資格の承認という形で、インド弁護士法上の弁護士となり得ることを定める条文がある(7条(1)(ic))。

すなわち、相互主義のもとで、インド国外で取得された法曹資格を、インド弁護士法の弁護士と認めるための資格に承認することが、インド法曹評議会の機能の一つとされているのである。

(7 (1) (ic) to recognise on a reciprocal basis foreign qualifications in law obtained outside India for the purpose of admission as an advocate under this Act;))。

- ② このように、インド弁護士法上、外国法曹資格の承認については既に規定が設けられているので、インドでは現状、特に法改正を伴わなくとも、インド法曹評議会において具体的な施行細則等を制定することで、その実施が可能な状態にある、ということができる。

しかしながら、外国法曹資格の承認に関する制度は、これまで全く制定されてこなかった。

現状、インド法曹評議会のホームページにも、自らの機能として上記(ic)と同内容が記載されていることは認められるものの、具体的な承認の要件及び手続きに関する規定は何ら掲載されていない。

(2) インド法曹評議会による規則案の策定

- ① しかし、2016 年に至って、インド法曹評議会は、「2016 年インドにおける外国弁護士の登録及び規制に関するインド法曹評議会規則案に関する報告書（提出版）」を作成し、公表した。

これは、前記のインド弁護士法 7 条(1)(ic)に基づき、外国法弁護士を承認するための具体的な規則案、及び、インドにおいてリーガルサービスの自由化がますます必要とされるに至っている現状や、自由化の中長期的なシナリオと見通しなどを、まとめたものである。

★SUBMITTED REPORT ON DRAFT BAR COUNCIL OF INDIA RULES FOR REGISTRATION AND REGULATION OF FOREIGN LAWYERS IN INDIA, 2016

<https://www.indianbarassociation.org/wp-content/uploads/2016/09/Report-on-BCI-Rules-2016-Final-copy.pdf>

- ② この規則案は、全 12 条から成り、大要、外国弁護士個人及び外国法律事務所の、それぞれの登録手続と、外国弁護士が行うことができる弁護士業務の内容について規定している。

主たる特徴と考えられる点は、以下のとおりである。

- i 登録に際して支払うべきとされる費用（登録料）は、弁護士個人で 2 万 5 0 0 0 ドル、法律事務所は 5 万ドルとされている。

ちなみに、これらの金額は、日本において外国法事務弁護士が承認申請時に納めるべきとされている手数料（2 万 7 5 0 0 円）と比べても、相当に高額である。

その他、保証金、登録の更新料等についても規定されている。

- ii 外国弁護士に認められる法律業務は、大要、以下のよう定められている。

- ・ 原資格国の法律に関する法的アドバイスの提供
- ・ インドで行われる国際仲裁で外国関係者の代理人を務めること
- ・ 様々な国際法律問題に関するリーガルサービスの提供（但し、訴訟代理や裁判所提出書面の準備などを除く）

- iii 登録された外国法弁護士は、インドにおいて弁護士業務を行うための法律事務所を開設することができる。そして、その場合、インド弁護士を雇用してサービスを提供させることや、インド弁護士との間でパートナーシップを結ぶことなどが認められる。

- iv ちなみに、前述の最高裁判断でも言及されていたところの「fly-in fly-out basis」での活動についても規定があり、インドを訪問する日数は、「12 か月単位で 60 日を超えることがあってはならない」と規定されている。

- ③ なお、この規則案の和訳を、添付資料 2 とするので、ご参照されたい。

(3) インド法曹評議会による規則案の検討状況

- ① かかる規則案は、発表当時の新聞報道や、事情を知るインド弁護士の話によれば、インド政府や関係省庁などとの協議・検討を経て、2016年12月からの実施が目指されている、とのことであった。

ところが、同年9月になり、インド法曹評議会はかかる規則案の検討を突如撤回した、との報道がなされた。

その当時、事情を知るというインド弁護士の話によれば、規則案の実施、より根本的には、外国弁護士の登録を認めること自体に対して、インド弁護士からの反発が強く、外国法律事務所がインド国内でビジネスをすることを認めるのであれば、その前提としてインドの法律事務所がそれらと対等に競争することができる環境が整備されることがまずもって必要であるとの主張（例えば、インドでは法律事務所が広告宣伝活動をすることは認められていないようで、このままでは英国法律事務所に太刀打ちできない、など）が、いざ規則案が提出されると噴出したとのことで、インド法曹評議会は、このような批判に対処すべく、法律業務サービス自由化のために実施すべき措置の全体像の再検討に入った、とのことであった。

- ② 報告者は、規則案の進捗について確認すべく、インド法曹評議会に電子メールにより質問・アポイントの依頼を行ったが（3回）、いずれも返答は得られなかった。また、2017年2月に、インド法曹評議会を直接訪問し、進捗について直接の質問を実施した。アポイントはなしであったが、改めて本調査の趣旨を直接伝えたと、事前接触のレスポンスが全くなかった割には、担当者とされる方との面会はスムーズに実現した。しかし、回答は「インド政府との交渉は続けているとしか言えない」とのことで、規則が実施される時期の見通しも、わからないとのことであった。

（ちなみに、その際の対応者（担当者）は、年配の決裁権者の立場にある役職者の方であることはその業務状況からすぐにわかったが、本調査の報告書に名前を出すことは控えてほしいとのことだった。）

- ③ その後、本件の進捗について報告者が確認できたのは、インド弁護士からの情報提供により、外国弁護士及び外国法律事務所に対するインドにおける法律サービスの自由化に関して、インド法務大臣の主宰による検討会議が行われているという事実であった。

そして、報告者が確認できた限りにおいて、2017年度においては、かかる会議は7月28日に行われており、インターネット上では同会議の議事録も公開されていた。

当該議事録によれば、出席者は法務大臣のほか、商工省の長官、インド法曹評議会の議長、インドの大手企業法務法律事務所のそれぞれパートナーが7名、そして、インドの企業法務法律事務所を会員とする組織である「Society of Indian Law Firms」の会長（Lalit Bhasin氏）など、合計18名であった。

会議の内容は、以下の貼付したリンク先の内容のとおりであるが、大要すると、法務サービス部門だけがインドにおける外国投資の自由化の流れから遅れており、外国弁護士及び外国法律事務所の進出も認めるべきである、という方向性自体については、反対意見が出ることはなく、また、政府関係者からは、具体的

方法論として経済特区での開放から始めるなどという案が提示されたりもしていたが、出席した弁護士からは、上記①で述べたような、まずはインド弁護士の競争力を上げる制度設計が必要である、という発言がされたり、Lalit 氏からは、開放するとしてもまずは当該外国弁護士の資格授与国の法律に関する法律業務だけを認めるべきであり、外国法律事務所がインド人弁護士を雇用してインド法のサービスをするのを認めるのは、また次の段階である、との主張がなされたり、さらにはインド法曹評議会の議長は、開放はインド人弁護士に職を失うのではという不安を与えるものだと言い、且つ、開放自体に反対ではないが問題はルール作りで、そのルールも、外国との相互主義に基づくものであるとすればインド法曹評議会が管轄すべきものではなく、インド政府が主導すべきだと発言したりしていた。そして、最終的には、出席していた州法務大臣から、「問題は2つ、開放を決断するか、そしてどのように開放するか、の2点であり、前者は異論はないとしても、後者については検討すべき問題が山積みであり、これらについては法務省において「Committee（委員会）」を設置し、提案を提出させ、次の会議において検討する。その後、最終決定することになるだろう。」との方向性が示され、終了している。

このように、当該会議の内容は、既に、外国法弁護士制度についての規則案も一度は検討されていて、その後に再検討が始まってからも約1年が経過した段階での会議としては、実に「かったるい」ものであり、その1年の間で具体的な検討は何ら進んでいなかったことが伺えるものであった。

<議事録>

Subject: - Minutes of the meeting dated 28.07.2017 at 4.30 pm under the Chairmanship of Hon'ble Minister of Law and Justice and Co-chaired by Hon'ble Minister of State for Law and Justice on the issue of entry of foreign lawyers/law firms in India. <http://inba.tv/wp-content/uploads/2017/08/Letter-from-Minsitry-of-Law-Justice.pdf>

- ④ なお、報告者はその後、2017年11月に、上記会議にも出席していた、Society of Indian Law Firmsの会長であるLalit氏を訪問し、この問題のその後の進捗を問うた。しかし、回答としては、説明できることは特になく、とのことであった。

また、同Societyは外国弁護士のインド進出に反対しているわけではない、とも強調されていたことも付言しておく。

5 小括

以上の次第であり、インドにおける外弁規制の現状は、以下のように整理することができる。

- ① インド弁護士に法律業務を独占させる弁護士法が存在する。

- ② その独占される法律事務の範囲も極めて広く解されている（それも司法解釈として）。具体的には、訴訟代理などの法廷活動にとどまらずおよそ全てのリーガルワーク（all sorts of non-contentious legal work）が含まれ、且つ、インド法に関する法律事務だけではなく「国際取引」案件への関与も含まれる。
- そして、その帰結としては、例えば、日本弁護士がインドに常駐し、インドで在インド日本企業から依頼を受けて、インド企業との契約書をチェックする、というような、ニーズとしては典型的に認められるような業務について、上記法解釈を前提とすると、これを日本弁護士の行為としてみれば、「グレー」ですらなく、明確にインド弁護士法違反である。
- ③ 外国弁護士制度の実現については、法律上想定はされていながら、永く空文化していたところ、最近になってようやく、具体的な規則案の策定という、かなりの進展を生じたが、それも撤回されてしまい、その後の検討も遅々として進んでいないといえ、これが最終的な実施に至るには、まだまだかなりの時間を要するのではないかと予想される（いかにもインドらしい展開といえる。）。
- ④ 外国弁護士制度が実現した場合、外国弁護士自身が提供することを認められることになる法律業務としては、現時点での検討状況からすると、インド法に関するそれが認められるわけではなく、業務として直ちに開放される（単独での関与が認められる）のは、国際仲裁の代理と、国際取引への関与程度になるものと思われる。
- ⑤ ただ、外国弁護士制度が実現した場合、いったん公表された規則案によれば、外国弁護士自身はインド法に関する法律業務を提供できないとしても、インドに事務所を開設し、インド弁護士を雇用し、或いはインド法律事務所とパートナーシップを組んで、インド法の法律業務を行うことが認められる可能性がある。
- これは、日本弁護士主導で、或いは日本弁護士の適法な関与のもとで、在インド日本企業にインドでインド法に関するリーガルサービスを提供し得ることを意味するものであり、仮にこれが実現すれば、今回の最高裁判断を含めた現状の法規制の枠組みに比較して、日本弁護士がインドでなし得る法的支援活動の範囲は飛躍的に広がるものと考えられる。
- （もっとも、4（3）③で紹介した検討状況からすると、かかる制度が直ちに導入されることには、今後否定的な意見が続くようにも思われる。）

第2 日本の法曹有資格者の活動状況

続いて、インド弁護士法の存在及びその解釈を前提として、インドにおいて日本弁護士が如何に活動しているか、その現状を報告する。

かかる日本弁護士としては、インドに常駐している弁護士のほか、インドでの駐在経験を経て現在は日本にしながら（適宜にインドを訪問しながら）インド法務を手がけている弁護士、そして企業内弁護士として海外に駐在し現地法人の業務に携わっている弁護士、などが存在するので、それぞれの活動状況等について報告することとする。

1 概説（インドに常駐する弁護士の数など）

インドに「常駐」している日本弁護士の数は、多くはない。

報告者が確認し得た限り、2018年3月作成時点で、インドに常駐して日本企業への対応業務を行っている日本弁護士の存在が確認できた都市は、首都であるデリーだけであり、また、その人数も2名のみである。

両名は、いずれも日本の法律事務所に所属し、提携関係を結んだインドの法律事務所で執務している。

報告者が本調査を開始した2016年度は、デリーのほか、ムンバイにも、日本の法律事務所からの出向者が入れ替わりで合計2名常駐していたが、現時点では帰任等している。また、インドの他の都市に日本弁護士の常駐者はいない。

また、デリーにはもう1名、日本のいわゆる大手法律事務所に所属し、デリー所在のインド法律事務所に出向している日本人の弁護士が1名いるが、同人はニューヨーク州弁護士資格者である（日本の法曹有資格者ではない。）。さらに、ムンバイにも、インドの大手法律事務所に在籍する日本人弁護士が1名いるが、同人もニューヨーク州弁護士資格者である。

なお、日本弁護士で、3年前より日本の法律事務所の所属ではなく現地での採用という形でインド法律事務所に所属していたが、その後退職し、現在は法律業務には携わらず、インドで自ら起業（鮮魚店など）をした方が1名、グルガオンに滞在している。

2 インドに常駐している日本弁護士の活動実態

報告者は2016年度、日本弁護士で、当時、インドに滞在されていた方5名から、インドでの活動状況について聞き取りを行った。その回答をまとめると以下のとおりである。

（なお、上記のとおりヒアリング対象者が多くないため、特定を避けるべく、各項目ごとに回答を羅列することとした。）

（1）日本企業の案件への関与（案件の種類、案件数など）

案件数は、全ての回答が、月単位では「1件から10件」とのことであった。また、関与している案件として挙げられたのは以下のとおりである。

- ・ 日本からの投資案件（進出支援案件）が多い（3回答）。

- ・ 日本からの投資案件について、ビジネス計画に適した法的スキームを提案し、設立手続を受託すること。
- ・ 既存の合弁契約書の修正（出資の増額等に伴う）。
- ・ 日常的に、税務、労務、会社法関係、契約書関係の相談を受けている。
- ・ 紛争案件。現在関与しているのは、建築工事で工期が遅れた場合の費用負担。契約書に基づいた主張のアドバイス。
- ・ 最近ではアンチダンピング関係の相談が多い。
- ・ 日本領事館からの委託で、コルカタ及びチェンナイで日本企業からの相談を定期的に受けてもいるが、その際に多いのは労働問題と債権回収事案である。ただ、それらを含めて、結局は「対応してもらえるインド弁護士を紹介してほしい」ということになることが一番多い。

（２）在留邦人の案件への関与（案件の種類、案件数など）

３名が、刑事事件関係の相談に関与したことがあるとのことであった。

その他の具体的な回答は以下のとおり。

- ・ インドの日本企業駐在員から「インドで知人が逮捕された。どうすれば良いか」という相談を受けたことがある。
- ・ 日本大使館から自分に、在留邦人から「怪我をさせられた」との相談があったので対応してほしいと連絡を受けたことがある。
- ・ 相談自体は会社からだが、インド人従業員がセクハラ被害を警察に申告したところ、加害者とされる日本人駐在員がいきなり警察に身柄拘束されてしまい、その対応に関わった。
- ・ 日本人駐在員が個人で雇っているメイドさん関係の相談があった。物を盗られたという相談と、辞めてもらいたいという相談。
- ・ 個人の案件は、年に１件程度である。

（３）業務対応における留意点（主にインド弁護士法の観点から）

いずれの弁護士も、日常業務において、自分だけで進めるということではなく、インド弁護士の仕事への関与というスタンスでいることは、一致していた。

また、日本弁護士だけによる法律相談、セミナーの実施については、個別事件の処理を担うわけではなく、一般的な法制度の説明の範囲にとどまるものの理解をされていることも、一致していた。

（４）日本弁護士がインドに駐在する意義等

これに対する回答は以下のとおりである。

- ・ 「インド弁護士の仕事の管理」に付加価値はあると思う。
一つには、インドと日本では時間厳守の意識にずれがあるので、依頼者の要望どおりの仕事の完成を図るためには、前倒しにスケジュールを組むなどの工夫が必要な時がある。
また、意見書の作成業務等について、コミュニケーションをとっていただつても、検討すべき事項の重点の置き方などが的を射ていないものになること

が往々にしてあり、要するに書面の内容があらぬ方向に進んでしまわぬよう（そうなるとリカバーにも多大な時間がかかる）、不適切である場合は、途中で軌道修正を求めることが、実際によくある。これは重要な役割だと思っており、コミュニケーションを密にすることを心がけている。

- ・ 最近では、輸入を税関で止められたとの相談があり、税関対応はインド弁護士が行うとして、対応のために日本から書類を揃える必要があったので、日本本社への説明と対応を担当した。このような、日本語の資料が必要というケースでも、日本弁護士の関与は有意義である。
- ・ 個別の案件で、日本法の知識を前提に、日本本社の法務担当者に現地法を解説するというニーズは、常に感じている。
- ・ 相談の敷居の問題として、日本企業としては、例えば夜中に急に話を聞きたいとなった場合に、それをインド人に対してはやりにくい、ということもあるようだ。
- ・ 日本本社から「現地にいる方（弁護士）の意見を聞きたい」と言われることもある。
- ・ インドの法律事務所に駐在しているが、日本の所属事務所として、インドと日本でエクスクルーシブ（独占的・排他的）な関係にはしていない。これまでも専門性の異なるいろいろな事務所にあえて駐在し、関係を構築してきた。現在でも、日本企業から相談を受ける分野に応じて、駐在している事務所ではない他の事務所に依頼したりもしている。
- ・ 日本弁護士の駐在期間はこれまで比較的短く、一年未満ということも少なくなかった。自分は日本人駐在員から「弁護士さんはどうせ1年くらいでいなくなるでしょ」と言われたこともある。インドという、ある意味過酷な環境下で、共に闘う者としての信用を得るためには、ある程度長期のインド実務経験を積むことが望ましいと思う。
- ・ インド法の知識は、インドで駐在を始め、「走りながら身につけている」という感覚。もちろん、滞在当初から駐在者としての責務は果たせていると自負はしている。
- ・ 現地にいることで入ってくる情報はある。それが強みだと思う。弁護士はサービス業であり、大きな枠組みで、インドビジネスにまつわるサービスを提供できる立場になりたいと考えている。そのためにはインド国内でのインド社会との関係構築も重要だと思っている。
- ・ インド日本商工会では、日本企業がインドで直面する様々な問題の解決に向け、毎年、インド政府宛に建議書を提出してインド政府との交渉を行っているが、昨年（2015年度）まで、デリー・グルガオン在住の弁護士が中心となり、日本弁護士による法律事務の解禁・緩和についての要望を盛り込んでいた。

なお、その結果、インド側から、日弁連と話をしてもいいという発言までは得たのだが、それ以上の進展はないままになっている。

- ・ 外国弁護士事務所の進出を認める動きが実際にでてきているようだが、いざ自由化されたとして、それがビジネス的に日本の法律事務所にとって直ちに歓迎すべきかという点、インドの法律事務所が懸念しているように、イギリスの超大手の法律事務所に席巻され、日本企業からの依頼まで、そちらに流れる可能性も考えられる。そのような事態も見越して、日本の法律事務所としては、

インド法律事務所との連携をより強化していくことも重要ではないかと考えている。

(5) 2017年度のヒアリング

更に、報告者は、2017年度において、1で言及した、デリーに滞在する日本人3名から、業務状況等について再度ヒアリングを行った。これに対する回答で有意と考えられたものは以下のとおりである。

- ・ インド弁護士法の存在は、私も、在籍するインド法律事務所も、非常によく意識しながら活動している。クライアントとの初回のミーティングにおいては、インド弁護士から私について、「彼はインドの弁護士ではないので、直接リーガルアドバイスすることはありません」ということをクライアントに説明してから相談を開始している。
- ・ インド弁護士法の規制の存在を前提に、なお、インドにおいても自分が弁護士であることの真価を発揮し、依頼者の利益に貢献できるよう意識している。インド法律事務所を受任した訴訟案件においても、書面作成をするのはインド弁護士であるが、その内容については顔を突き合わせて議論し、自分からも法的主張に関する意見を述べたりするなどして、より良いものができるよう努めている。このような、法律家としての内部的な協議等は、弁護士法に反するものではないと認識している。
- ・ インドに滞在して日本企業の対応をしていると、いろいろな分野の法律について問い合わせがある。したがって、自らもある程度横断的にインド法を理解しておくことが必要だと実感している。特に問い合わせが多いのは、外資規制、送金規制、労働法、会社法、契約法である。
- ・ 企業のみならず、個人の案件も、日本大使館経由で連絡を受け、私が在籍するインド法律事務所ですべて受任している。案件としては、インド企業と日本人現地採用者間の労働紛争、敷金の返金に関する紛争、婚姻関係の確認といったインド家族法に関する問題、関税を払わないことによって逮捕された刑事事件などがある。これらの案件はインド弁護士が対応することになるが、自分が日本人とインド弁護士の橋渡しをしている。
- ・ 業務の獲得に関しては、とにかく営業はよくしている。日本企業に電話をして、日本弁護士がインドに滞在していることをアピールし、その後訪問もさせてもらい、その後、具体的案件の依頼を頂いたということも多い。インドで活動していることの醍醐味は、日本ではそうそう依頼を獲得することも難しいであろうと思われるような大企業の案件に関与できていることにもある、と感じている。
- ・ インド弁護士の仕事の管理に、日本企業へのサービスとして付加価値はあると思うが、反面、そのような仕事だけすることに、弁護士としてのやりがいを感じられるのか、ひいては、今後、優秀な人材が集まるものなのか、ということとは、考えどころかと思う。

3 インド法務の経験が豊富である日本人弁護士（日本に滞在）の活動状況

（１）概説

2で取り上げたとおり、現在、インド法律事務所に駐在している日本弁護士は、全て日本の法律事務所に所属する弁護士である。関与する案件についても日本の所属事務所を通じた（日本からの）案件も多いようである。また、これまでも、日本弁護士は常時何名かインドに駐在していたようであるが、日本企業駐在員よりは比較的短期間の駐在で日本に戻る（交代する）ことが多かったようでもある。

そこで、現在ではインドに常駐はしていないが、主として日本を拠点としながらインド法務に関するサービスの提供を継続されている弁護士の活動実態についても、ヒアリングを行うこととした。

具体的には、2016年度は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の琴浦諒弁護士にお話をお伺いした。また、2017年度は、松田綜合法律事務所の久保達彦弁護士、Asia wise 法律事務所の久保光太郎弁護士に、お話をお伺いした。

ヒアリングの結果、現在の活動状況のみならず、インド法務に関する様々な見解を提示いただいたので、合わせて以下に報告する。

（２）琴浦諒弁護士からのヒアリング内容

（インド法律事務所に赴任して行っていたこと）

- ・ 最初は日本企業関連案件ではない通常のインドの仕事を担当していた。デューディリジェンスなどを、自分と同様に、自国の法律事務所から派遣されていたイギリス法の弁護士と共に。それが3ヶ月ほどであった。
- ・ インド弁護士法との関係では「トレイニー」という理解だと思う。インド法の仕事にはタッチせず、あくまで現地で研修しているという位置づけであった。日本の法律事務所が外国法弁護士を、（いわゆる外弁登録なしに）トレイニーとして受け入れているのと概ね同様の位置づけである。
- ・ その後、日本企業向けの相談窓口、当初は主として通訳としての役割を務めることになった。インドの法律事務所に日本人がいる、当時これが絶大であった。いわばフロント業務。日本人がいるいないの違いであれば90%は「いる」方が選ばれたと思われる。
- ・ 日本人からの日本語での質問に対しては、インド弁護士との間のやり取りを通訳することになる。最初は直訳していたが、途中から付加価値をつけるようになった。日本人にはインドの制度・用語について説明を加えたり、インド弁護士には日本企業が何を聞きたいのか、関心事をはっきりさせて伝えたり。
- ・ この「日本企業とインド弁護士の間に入る」仕事をするにあたっては、二つの壁があると思う。言語の壁と、概念の壁である。後者について、例えばインドの会社法には「カンパニーセクレタリー（会社秘書役）」という制度があるが、これを日本語でどう説明するか。また、インドに日本と同じ意味での監査役という

役職はなく、監査といえばまずは会計監査のことなので、意識していないと相互に誤解が生じたまま話が進んでしまうことになりかねない。

- ・ ちなみに、自分が駐在した当時はインドの法律に関する日本語の情報はほとんどなかった。インドの条文の日本語訳には、私が考えたものが定着したものもあるし、しなかったものもある。RBIは「インド連邦中央銀行」と訳していたが定着しなかった。リザーブがなぜ準備と訳されるのか疑問だったが、他国のリザーブバンクが準備銀行と訳されるのが既に定着しておりそれに倣っている様子。カンパニーセクレタリーは逆に、セクレタリー（Secretary）を日本でもよく訳されている「書記官」に倣って「会社書記役」と訳したが、そこは「秘書役」が定着した。誰かが訳したからそれに従うというより、多数意思が自然と働いているように感じる。

（※報告者註：RBI（Reserve Bank of India）は、インドの中央銀行で、現在では「インド準備銀行」と訳されることが定着している。）

（インド法をどのように学んだか）

- ・ 最初は、研修先のインドの法律事務所が発行していた外国人依頼者向けのブックレット（インド法制度の説明書）を読み込んだ。QA式になっていてわかり易かった。わからないところは研修先の事務所の弁護士に聞いた。
- ・ ちなみにその後、ジェットロに自分が直接提案し、ジェットロからの委託業務として、当時のインドの会社法について基本書のイメージで日本語による解説書を作成した。インドの会社法はその後改正されたが、上記解説書は今でもインターネットで見えることはできる。

（日本でどのようにインド業務を行ってきたか）

- ・ 帰国してから、インド法務についてセミナーを企画したが、いきなり300人以上集まった。参加企業の関心事は主として進出についてであった。
- ・ 現在は進出の相談は減っている。基本的にルーティン業務であり、今ではサービスを提供しているところも、会計事務所やコンサルタント事務所など、日本・現地とも増えている。
- ・ 圧倒的に多いのは、M&A、合併契約である。また、最近は、労働紛争や訴訟・仲裁等の紛争の相談も増えてきている。

基本的にインドの案件でも日本で対応は可能である。メールもテレビ電話もある。

ただ、現地にいてほしい、来てほしいという需要はあり、その場合はもちろん出張する。日本企業が日本弁護士に本当にいてほしいと思うのは「非常時」で、例えば、会社関係者が逮捕された、インドに飛んで状況を整理してほしい、という依頼を受けて急ぎインドに行くこともある。

- ・ 訴訟・仲裁案件の対応もする。被告事件であれば、訴状を翻訳し、その内容に応じた聞き取りを日本企業から行って、英語で整理して答弁書のコンテンツとしてインド弁護士に送り、書面を書いてもらう。
- ・ 日常的な相談としては、法改正があった場合である。それも、自社としてどう適応すればいいか、というよりは、合併契約の相手方や取引先が、契約交渉に際し、法改正を機にこうせざるを得なくなったとの理由で先方に有利な条項案にしようとしてきたような際に、それは本当なのかと聞かれる、という類の相談は多い。

- ・ その他、法分野では、労働法制や、個人情報保護に関する相談も多い。
- ・ インド弁護士の仕事ぶりとしては、慮って率先してサービスする者は、稀である。裁判報告書は頼まないとやらないと思っていた方がいい。逆に言うと、業務範囲を明確に決めておく必要があるということで、決まっていればやる。
- ・ インド人との交渉はタフであると言われるが、これは、時間を期限まで最大限使おうという姿勢を持っている点（議論好きで、あれこれどうでもいいことも議論されてしまう）と、自らの側にアドバンテージがある場合に条件として決して譲らない（日本的な感覚では円満さを重視して少し譲る感覚もあるがそれが無い）というところで感じている。

（インド法務を担当する日本法弁護士に必要なスキル）

- ・ 総論：法律家として、概念翻訳ができる。
- ・ 各論：英語ができる。
英米法の知識がある。
契約書作成能力及び実務経験がある。
当該国の法知識がある。
- ・ 自分の感覚では、日本の大手事務所の業務ボリュームで、10年の経験を積んで、そうなるかどうか。自分が最初にやっていた概念翻訳のようなことはそこまでのキャリアがなくてもできると思うが。
- ・ インド法（各国の知識）を旅行ガイドに例えると、日本弁護士としては、どこに沼があって坂があってまで知っている必要はないが、こっちに行くとき危ないとか、インド人ガイド（インド弁護士）がインド人しか行かないような道を行こうとする時に、それは日本では適当ではないからこっちに迂回してくれなどと指摘できる程度の知識は必要。全然知らないのではできないはず。
- ・ あとは、当然のことながら、サービス業として、どのようなニーズが現地にあるかを掴むこと。

（3）久保達弘弁護士からのヒアリング内容

（インド法務との関わり）

- ・ 司法修習後に英国系事務所（東京オフィス）に所属し、4年後、日本の商社に出向となった。一貫して、国際的なM&A案件や合併案件等、各種の国際取引案件に関与した後、アメリカのロースクールに留学。特に、日本の商社への出向経験を通じて、海外の弁護士とタッグを組んで日本企業の海外進出（アウトバウンド）案件に携わることの面白さと重要性を体感した。日本企業が積極的に海外展開する中で、海外法務に関するサポートの需要は高まっているが、供給面（すなわち海外案件を支援できる日本の弁護士）は質量ともに不足していると感じた。
他方、現在の事務所では、もともと知り合いであった同期の弁護士がインドの法律事務所で研修を行っていたところ、留学前にインドを訪問した際に、インド駐在の楽しさ、難しさ、企業活動を支援することの意義や将来性について議論を交わした。

留学から帰国後、日本企業の外国進出（アウトバウンド）支援業務がやりたいと自分の中で基準が定まり、また、弁護士業界の中でも新しいことをやろうと思い、2012年末に現在の事務所に入所し、既に築かれていたネットワークを引

き継ぐ形で、インド法務に関わり始めた。そして、まずは現地の実務を深く知るべく、インドに滞在することとした。

(インドでどのように活動してきたか)

- ・ 日本弁護士がインドで活動する場合のパターンとしては、当時、以下の3つが考えられた。このうち、前任者は①、自分は③の方法を選んだ。
 - ① インド法律事務所への出向
 - ② 日本企業の社内弁護士としてインドの現地法人等に駐在
 - ③ インドで会社（コンサルタント会社）を設立
- ・ 2013年当時、インドのデリー、ムンバイには日本人弁護士が駐在していたが、アーメダバードには誰もいなかった（それどころか、日本人会計士もおらず、さらにはインド以外の外国人弁護士・会計士もいなかった）。他方、アーメダバードを首都とするグジャラート州は現在のモディ首相が州知事を務めており、外国投資の積極的誘致を掲げ、日本企業向けの工業団地を設立するところであった。その時点ではまだ具体的な投資実績はほとんどなかったものの、これからの日本企業の進出が見込まれる状況にあった。
- ・ 圧倒的に同州に関する情報が不足していることが課題であったことから、まずとっかかりとして、今後同州への進出に関心を持つ日本企業に向けて、主な規制を調査し、資料にまとめる活動を始めた。日本の本社サイド、インド人担当者、州政府や各当局が同じ情報に基づいて対話ができるように、同じ内容について英語版と日本語版を作成することを考えた。

これは民間（日本の法律事務所）としての自発的な取組であったが、グジャラート州の協力も得るために、同州政府機関との間で覚書を締結することで、公的なオーソライズを受けた形で活動を行った。
- ・ この活動の成果として、2013年10月に、投資環境一般に関する資料と環境規制に関する資料の2種類を発表した。現在も定期的に内容を改定している。

インドにおいては適用法令をわかりやすくまとめた資料の類はほとんど存在せず、特に同州に関する情報は限られていた。現地弁護士や州政府の協力を仰ぎながらも、作成には思いのほか苦勞もし、想像以上に時間がかかったが、結果、良いものができたと自負している。具体的な案件ではなく、完全に手弁当で作成したものであるが、今でも定期的に資料請求を受けており、実際に日本企業のお役に立っていることを実感している。

このような情報提供は、各社が営業用のニュースレターとして行っている場合もあるが、固まったテーマを設定して日本政府やJETROの調査事業として行っている場合もある。いずれも大変意義のある活動であると感じている。
- ・ その他、インド現地法律事務所とも深い協力関係を築き、日本企業のインド法務に関する問い合わせに対して、インド人弁護士とともに対応していた。

(日本でどのようにインド業務を行ってきたか)

- ・ もともとやりたかったことが「インドという特定の国に関わること」よりも「日本企業の海外での活動を支援すること」であったことから、現在ではインドは離れて日本を活動拠点としているが、今でも、インド現地法律事務所とも協力しつつ、日本企業が「現地化」するまでの支援を日常的に行っている。

具体的には、単独でのインドの拠点設立の支援、合併会社の設立に際して必要とされる法的支援（契約締結交渉及び契約書作成）、インド企業買収に際して必

要とされる法的支援（契約関係業務に加え、いわゆるデューディリジェンスなど）である。

- ・ インド法務に関して、インド現地でサービスすることにも価値があるが、日本の弁護士が日本でサービス提供することにも大きな価値があると考えている。インドの法制度の実情は日本での常識を前提とすると理解し難いものも多く、日本の本社からすると、現地駐在員の報告を聞いても彼ら彼女らの理解の方が誤っているのではと評価してしまうことにもなりかねない。法務部の人間が現地に駐在することはまだまだ少ない中で、現地に土地勘を持つ法律家として日本本社が現地の制度・状況を正しく把握するように支援することで、適切なマネジメントやリスク管理に貢献することができる。また、インドの弁護士やコンサルタントのアドバイスについて、法律家としてのセカンドオピニオンを求められることも多い。

（「愛知デスク」としての活動について）

- ・ 所属事務所において、2016年1月より、愛知県が大村知事とインドのモディ首相との合意に基づいてインド商工省ジャパンプラス内に設置した、愛知県企業のインドにおける事業活動の相談窓口である「愛知デスク」の、運営業務を受託している。
これは、愛知県に事業所があれば利用可能対象となる制度で、インドと日本との両面で支援活動を行なっている。
- ・ 具体的には、インドの現地においては、当事務所の提携インド法律事務所のインド弁護士が窓口担当者となり、主として現地の日本企業から相談を受けている。相談事項としては、新制度の内容についての照会や、特定案件についてセカンドオピニオンを求められることが多い。
また、日本サイドにおいても、私自身、愛知県庁舎内にあるインド事業窓口経由でインド進出案件の相談に応じたり、定期的にインドを訪問し、愛知県企業向けにセミナーを開催したりしている。

（４）久保光太郎弁護士からのヒアリング内容

（インド法務との関わり）

- ・ 司法修習修了後に（現）西村あさひ法律事務所（当時の名称は小松・狛・西川法律事務所及びあさひ狛法律事務所）に所属し、一貫して、インバウンド・アウトバウンドのM&A案件等、各種の国際取引案件に関与してきた。2年間の米国ロースクール留学・米国法律事務所出向後、インドの大手法律事務所 Amarchand Mangaldas デリーオフィス（名称は当時）に半年間、出向した。
- ・ インド出向終了後、在シンガポールの日系商社法務部への出向を経て、所属事務所のシンガポール拠点の設立を担当した。そして、同拠点において、インド法弁護士も採用し、日本の法律事務所の立場から日系企業のインド法務に対応した。
- ・ このような背景から、米国という先進国とインドという新興国の対比の視点、大手商社という最も強力な海外法務体制を有するユーザの視点、アジアの地域統括が集積するシンガポールでの経験、アジアの他の新興国法務とインドとの相違等を踏まえて、インド法務を俯瞰することが可能になった。

(インド法務に携わってからの問題意識)

- ・ 一言で言うと、従来の日本の法律事務所によるアジア・プラクティスのビジネス・モデルに限界を感じている。根本的には、優秀な人材による質の高いサービスの提供を実現するのに、外国弁護士と繋げるだけの役割だとしたら優秀な日本弁護士を関与させることができるのかという問題意識。現状、日本の法律事務所は、インド現地にオフィスを設立することができないため、日本企業からの依頼に応じて、ほとんどの場合、インドの現地法律事務所に依頼しており、主にリエゾンの役割のみを担っている。ところが、クロスボーダー案件に対応可能な人材を有する大手商社等の日系企業は高い報酬を支払って日本の弁護士をリエゾンに雇う必要がない。今後、メーカー、サービス業等の業種でも、クロスボーダー案件の対応が可能なインハウス弁護士が増えるにつれ、日本の法律事務所にリエゾンを依頼する企業が少なくなることが予想される。他方で、中小企業は予算が限られており、日本の法律事務所と現地の法律事務所のダブルコストを負担することができない。
- ・ したがって、リエゾン・モデルの限界を打ち破るためには、日本の法律事務所がアジアを始めとする海外においてリエゾンを超える役割・付加価値をクライアントに提供できる体制を構築することが必要となる。この点、ベトナムやタイのように、現地弁護士のレベルが低く、外国法律事務所に対する規制も緩い国であれば、このような付加価値を作り出すこともそれほど困難ではない。ところが、インドやシンガポールのように規制が厳しく、(玉石混交ではあるが)優秀な弁護士もいる国の場合、日本の法律事務所が今の体制のままでは、リエゾンを超える役割・付加価値を作り出すことはできない。

英米系の法律事務所の中には、インド現地の法律事務所と提携したり、インド国外において(例えば、シンガポール)強力なインド・プラクティスチームを擁する事務所が見られるが、日本の法律事務所がこのようなビジネス・モデルをとるためには、パートナーシップの在り方から見直し、グローバルな視点をもった経営を実施しなければならない(わかりやすいところでは、パートナー会議、経営会議の言語等)。
- ・ 加えて、ニーズへの対応力の問題もある。海外進出企業に生じる問題は、国境のみならず、弁護士の専門領域といった「業際」も超えている場合が多い。例えば、海外子会社で発生したコンプライアンス違反の調査や、グループとしての不正防止・海外子会社管理体制の整備、クロスボーダーで生じるタックスリスクの問題(移転価格税制、地域統括優遇税制等)、ロビーイング・ルールメイキングの問題などは、会計士・コンサルタント等、「その道のプロフェッショナル」と共に対応するのが効果的である。従来的に「我々は日本の法律事務所です」というだけの立ち位置では、十分なサービスを提供できない場合がでてくる。

現状、こういった業際的な問題について日本企業のニーズを満たしているのは、法律事務所ではなく、圧倒的に会計事務所発のコンサルティング・ファームなのが現実である。英米系の法律事務所はそのような問題意識から業際的なサービス提供に進出する方向性が見られるが、日本の法律事務所の多くは、国内での土業「縦割り」の意識そのままに海外事業を行っているため、海外進出企業のニーズに応えることができていない。
- ・ さらに、日本の法律事務所はテクノロジーの利用・開発においても後手にまわっている。アジア新興国における社会課題を解決するため、多くのテクノロジーがスタートアップによって開発されており、法律・規制分野においてもイノベー

ションの波が押し寄せようとしている。このままでは、日本の法律事務所の旧態依然としたサービスは、テクノロジーを駆使した新たなサービス提供者によって駆逐されることが懸念されるが、日本の法律事務所の中でそのような危機意識はほとんど見られない（例えば、リエゾン機能だけであれば、現地弁護士の紹介・情報提供があり、現地弁護士とのやり取りの言語的障壁を取り除くサービス提供によって、ほぼ代替可能であると思われる）。

（新たな取組）

- ・ 根本的には、従来の日本の法律事務所の枠を超えて、顧客のニーズに応えるサービスと組織を作ることが必要である。
- ・ 前述のように、顧客ニーズから出発すると、海外進出企業の案件は複数の法域をまたぎ、対応する法律家としても「ボーダーを超える」ことが必然的に求められると考える。超えるべきボーダーは、第一に「国境」であり、第二に「土業相互の業際」である。また、日進月歩のアジア新興国において、テクノロジーの進化スピードを踏まえると、過去の自分の経験を過信せず、常に前進するという意味では、第三に「自分の限界」を超えるという意識も持たなければいけない。
- ・ アジアでサービスを提供する以上、日本人だけで固まるのではなく、一流のアジア人と一緒に組織を作ることが必要。そのためには、これまでの日本法弁護士（日本語話者）のみが中枢にいる組織ではなく、英米系の組織と同様に、ディバーシティ（多様性）の尊重を組織のDNAにすることが必要。
- ・ また、資格の意味合いについても相対化し、よい意味での「弁護士」「土業」のプライドは維持しつつも、組織形態としては、真の意味での「クロスボーダ
- ・ プロフェッショナル・ファーム」を作っていくことが必要。
- ・ 急速に進化するテクノロジーに対する目配りも忘れてはいけない。特にインドはアジア新興国の社会課題の縮図であり、天才的な技術者を多く輩出する国である。そんな彼らと組んで、アジア発の新しいリーガル・テックを開発する気概をもつことも必要。
- ・ そして、何より、以上のような危機意識、問題意識をもった若い世代をひとりでも多く育てることが喫緊の課題である。大学での法学教育、ロースクール制度、司法試験制度もまた、クロスボーダー、ディバーシティ、プロフェッショナルといった上記キーワードに即したものに変わっていくことが必要。

4 海外に駐在する企業内弁護士の活動（参考）

（１）概説

- ① 報告者が、あるインド進出日本企業の方（日本本社及び現地法人でいずれも取締役を務める方）とインドで面談をさせていただいた際、アポイントの設定に関するやり取りをさせていただいたのは、東南アジアの某国（インドではない）に駐在されている、当該日本企業の企業内弁護士の方であった。

取締役クラスの方のアポイント調整や弁護士への対応も日常業務の一環とのことだったが、主たる業務は、某国に駐在しながら、同国と、アジア圏の進出先他国も担当し、リーガル面でのサポート業務を行っているとのことであった。

- ② この点、企業と雇用契約の関係にある企業内弁護士が、当該企業の業務として国外で法律業務を担当することは、それがインドの場合であっても弁護士法の問題にならないのは当然である。

また、インドにおいても、数年前には日本弁護士が某大手自動車メーカーに出向し、同社の業務を行っていたという例もあるようである。

そこで、日本弁護士が海外で活動する場合の一形態の実態を把握すべく、海外で企業内弁護士として駐在する場合の業務環境について、上記の東南アジアの某国に駐在されている企業内弁護士の方にお話しをお伺いした。

(2) 具体的な業務内容等

① 海外の赴任先で担当している業務の内容

- ・ 赴任先の法人（日本法人の100%子会社）自体の総務・事務・コンプライアンス・取締役会事務等。コンプライアンスオフィサーを兼務し、リスク・コンプライアンス管理等を行っている。コンプライアンスオフィサーとしての業務は具体的には社内点検、社内規程（就業規則・資金管理・個人情報管理等含む）の整備。
- ・ また、実際にビジネスを行っているのは、出資先の外国法人なので、赴任先を拠点に、当該他国の出資先外国法人の経営管理（業績管理・取締役会対応等）・調査・レポート業務を行っている。
なお、この業務は、弁護士ではない他の駐在員も同様に行っており、国ごとに担当者が設けられている。
- ・ 新規出資・増資検討案件についてリーガル面でのサポート。外部リーガルと協力して、SHA（株式譲渡契約書）の作成、現地法規制のチェックなど。

② 法曹有資格者（日本弁護士）として期待されている役割及び貢献

- ・ M&A 案件（新規出資・増資）や経営管理（取締役会対応等）におけるリーガル面でのサポート、昨今のグローバルコンプライアンス態勢の構築の要請に伴う出資先外国法人の一体的なガバナンス管理体制の構築など。
- ・ ただし、これは日本の場合も同様であるが、「法曹有資格者だからできる業務」は担当としていない。（例えば、訴訟は外部の弁護士に委託。）
- ・ 株式譲渡契約書など契約書のチェック、ドラフト作成、赴任先法人自体の雇用契約書作成や取締役会対応、法規制調査など、「リーガル」に関わるものはひととおり担当している。
（ただし、他の弁護士ではない駐在員も、担当する国の法規制調査やガバナンス管理等は同様に行っている。）
- ・ 弁護士とのやり取りを自分が担当することになることは多い。弁護士との連絡や議論に慣れていると認識されてのことかと思われる。
- ・ 外国の法規制等を調べる時でも、どの規制がどこに規定されていそうか（会社法なのか、業法なのか。あるいは取締役会のルール（構成・開催頻度・役割）等がどこに書かれていそうか等）について、法律家としての勘所によりスムーズにたどり着くということはあるかと思う。

③ 日本弁護士といえども限界があると考えている事項

- ・ 以下のような点については、現地リーガル（弁護士・あるいは出資先外国法

人のリーガル部門)、現地のコンサルタントに、必要に応じて確認を行っている。

- ・ 規制に直接書かれているものはいいが（取締役会のルール（構成・開催頻度等）等）、そうではなく解釈が含まれるもの。
- ・ 詳細または専門的な内容で、インターネット等ではわからない情報（日本との比較で、相当する制度・機関の存在、裁判例等）
- ・ 商慣習・実務感覚（例えば、監督当局の指導方針）

④ 英語力について（最低限どの程度の力が必要かについての意見）

- ・ 担当する業務によるが、英文契約書チェックや法規制調査等は writing, reading の基本的な力があれば対応は可能。弁護士とのやり取りも、複雑な内容に及ぶことが多く基本的には email でのやり取りとなるので、同様に writing, reading の能力がメイン。但し、交渉や早急に確認が必要な場合などは電話やミーティングが必要となるので、speaking, hearing 能力があればベターだと思う。
- ・ 赴任開始時で、TOEIC のスコアが 700 点前後あれば、業務対応はできるのではないかと思う。

第3 日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方（提言）

以上、第1及び第2で報告した内容を前提に、第三章で報告した、日本企業及び在留邦人が直面している法的問題の実態・法的支援のニーズに関する意見・日本の法曹有資格者以外による法的支援の現状を踏まえ、日本の法曹有資格者が提供できる法的支援の在り方について、報告者の意見を記載する。

1 報告者の意見

本標題の命題に関する報告者の意見は、概要、以下のとおりである。

- ① インドでは、日本の公的機関に、日本弁護士を駐在させるべきである。
具体的には、まずもって在インド日本大使館（デリー）に常駐の弁護士が置かれるべきである。
また、その場合の身分は、法務省において（任期付で）採用した、常勤の国家公務員であることが望ましいと考える。
- ② 公的機関に駐在する弁護士においては、日本の各省庁から出向している他の大使館職員と連携して、インド国内外の日本企業及び在留邦人からの法律問題に関する相談に対応するとともに、インドの法制度についてのセミナーの実施などの積極的な情報発信や、情報交換及び知見の取り纏めを目的とした勉強会の組織運営など、継続的で成果の蓄積が目に見える形での法的支援活動にも取り組むべきである。
- ③ 公的機関での弁護士の駐在は、中長期的には、デリーの大使館のみならず、インド国内の総領事館でも実施されるべきである。
- ④ インドにおける外国法弁護士制度の導入、特に、外国弁護士がインドで法律事務所を開設してインド法の法律業務を行うこと（インド弁護士の雇用、インド法律事務所とのパートナーシップ形態を含む）の合法化が早期に実現されるよう、日本の法曹界からも適切な働きかけを具体的に実施すべきである。
なお、この場合、①で提案した公的機関に駐在する弁護士、或いは別途に在インド日本大使館に駐在を開始する法務省職員が、現地において関係諸機関との関係構築を図ることによって、法務省や日弁連に対し、最適なロードマップを提示する役割を果たすべきである。
- ⑤ 日本の弁護士にとって、インド最高裁からインド弁護士法上も適法と認められている「出張ベース」での弁護士活動、または、日本に居ながらの在インド日本企業等への法的支援業務を充実させる場合においても、不可欠と考えられる、「インド弁護士との協同関係」の構築・発展の見地から、両国弁

護士の多くが相互に交流できる機会（例えば、安倍首相とモディ首相が１年交代で相手国を訪問することで毎年会談を続けていることに倣い、１年ごとに日本とインドをそれぞれ会場として交流イベントを開催するなど）の創出等を始めるべきである。

以下、①から⑤の意見について、具体的に説明する。

２ 上記意見の理由及びより具体的な内容

（１）大使館での弁護士の駐在について

既述のとおり、近時の最高裁決定によって解釈が確定されたインド弁護士法の規制の射程は広範であって、「現地で提供できる」法的支援のあり方に大きな影響を及ぼしている。本報告書作成時点で、インドに常駐している日本弁護士が実質２名だけであることも、かかる規制と無関係ではない。現地において、日本企業のニーズにできるだけ応えようとすればするほど（日本弁護士自身によるクイックレスポンス、現場対応など）、規制に抵触するおそれが強くなることになる。実際に、インドに常駐する日本弁護士は、この点に苦勞しながらも、日本企業の現地での問題解決に貢献しているものであるが、それでも、効果的な法的支援という観点からは限界があることも確かである。

他方で、既に報告したとおり（第４章の第２の２）、在インド日本大使館は、世界で一番敷居の低い大使館を目指すとして、在インド日本企業や在留邦人に対し、極めて広範な支援活動を展開しており、これは、報告者が認識していた大使館の本来の役割を凌駕する、インドにおける調査活動での発見として特筆すべきことであった。個別の企業からの契約書や債権回収に関する相談にも応じているという実態は、ある意味驚くべき事実であったが、ジェットロにおいても同様の対応を行なっているという事実（第４章の第２の４）ともども、これらは、弁護士法の規制のもとで日本の法曹有資格者の進出が困難であり、未だ現地の日本弁護士のみでは日本企業のニーズに十分に対応できていない、という状況の表れともいえる。

ただ、在インド大使館には、本報告書作成時点で、ほとんど全ての各省庁からの出向者が在籍しているにもかかわらず、法的支援対応全般について最も適格性を有すると思われる法務省の職員は在籍していなかった。したがって、在インド大使館への法務省職員の出向、更には、これを法曹有資格者である弁護士の起用により実現することは、在インド日本大使館が現に行なっている、日本企業に対する積極的な法的支援活動を、更に実効的なものとするための、即効性のある改善点であると思われる。

このように、日本弁護士が弁護士業務を行うことは規制との関係で難しく、他方、公的機関において積極的な法的支援を展開している実績がある、という実態の中では、日本の法曹有資格者である弁護士は、民間の弁護士業務という形ではなく、公的機関の一員として現地での常駐体制を確立し、官と一体となって法的支援活動にあたるのが、日本企業の現地での支援ニーズに応えるために、まずもって、取り組まれるべき対応であると考ええる。

日本人弁護士による法律相談があれば利用したいですかというアンケートの結果も実に8割以上が「はい」と回答しており、現地の日本企業がその法律問題を日本人の専門家に相談したいというニーズははっきり認められる。法律問題が自分の手に負えない場合、その者にとっては、自らの事情をよく理解してもらい、意を汲んでもらい、一緒に闘ってもらい、それで解決されることが重要なのであるから、「母国語でのコミュニケーションが取れる」「専門家」が現地にいることの意義が大きいと思われることは、当然であり、その「現地にいる」ことができるための効果的なあり方が、現状では、大使館での駐在だと思われるのである。

(付言すれば、弁護士法規制下で日本弁護士が公的な立場で活動したとしても、インドにおける日本弁護士への「民業圧迫」とまで評される事態にはならないとも考えられる。)

(2) 大使館に常駐する弁護士の活動について

本調査において知り得た範囲においても、既に外務省の取組として日本弁護士による無料法律相談がコルカタ及びチェンナイで実施され、またジェトロにおいても現地駐在の日本人弁護士（日本ではなく外国法曹資格者を含む）への法律相談サービスを提供していたことは既に紹介した（第4章の第2の2及び4）。

また、日本大使館が、日本企業からの相談に応じて、債務不履行している取引先企業へ一報して問題の解消を図ったり、ジェトロも日本企業の求めに応じて取引先企業や従業員との面談に同行するなどして問題解決の助力をしている実態があることも、紹介した。

以上のような、日本においては弁護士がその業務の一環として通常行なっていると考えられるような、公的機関によって事実上行われている支援活動について、日本弁護士が大使館に駐在した場合、日本企業からの依頼があれば、できる限り積極的に対応すべきであると考ええる。

また、アンケートの結果によれば、法律相談以外の活動として、新法をはじめとするインド法制度に関するセミナーの実施を現地で聴きたいという声は多かった（回答者の約7割が希望）。このようなセミナーを含めた積極的な情報発信についても、現状では日本弁護士が2名しか常駐していないという状況下においては、公的に駐在する日本弁護士に大いに求められる役割であると考えられる。

更に、知的財産法の分野において、特許庁からジェトロへの出向職員を中心としてジェトロが事務局を務めて活動している、在インド日本企業を会員とするインドの知財勉強会である「インド IPG」や、チェンナイ商工会の「人事労務連絡会」の活動に倣い、大使館に駐在する弁護士は、自らが中心となり、「法律問題連絡会」のような組織を立ち上げることも、検討に値すると思われる。

具体的には、在インド日本企業を会員として、知財分野以外の法律問題について、企業間で情報を共有し、現実の法的問題に対してはその解決策を検討・提示していくとともに、会としてそのような問題解決に関する知見を蓄積していき、最終的にはそれを成果物として公にしていこうとすることで、後に続く日本企業がインド進出の

参考とすることができる（成功事例・失敗事例に触れ、同じ轍を踏まなくする）といった活動には、大きな意義があると考えられる。

このような「法律問題連絡会」的組織が取り扱う検討対象としては、アンケート結果としてニーズの認められた、会社法や労働法の法令順守について取り組むことも考えられるし、また、分野を限らず、現地でのトラブル全般について可能な限りで情報を共有してもらい、各企業から知見を持ち寄って解決を図り、結果として対応事例を蓄積していく、ということも考えられる。

また、既に行われている取組の実例として、チェンナイにおける人事労務委員会の活動について紹介したが（第4章の第1の3（3）③）、報告者の所見として、このような既存の活動についても、法曹関係者の継続的な関与或いはリーダーシップが加わることで、情報共有や研究成果の蓄積の取り纏めは一層効果的になし得る余地があるように感じたところでもある。特に、インドの法規制を内容や運用実態を調査・確認しようとする場合、インド弁護士とのコミュニケーションにおいては、同じ法曹として日本弁護士に適性が認められると思われる。

（３）大使館のみならず、各総領事館への駐在も検討されるべきことについて

公的機関への日本弁護士の常駐が実現するとすれば、日本企業が広大なインドにおいて多くの都市に進出している状況下において、設置されている公館ごとに常駐者がいることに越したことはない。

具体的には、インドの総領事館はコルカタ、ムンバイ、チェンナイ、ベンガルールに所在しており、これらの全ての都市に日本商工会も組織されている。「地域社会」に弁護士もその一員として根ざし、顔の見える立場として信頼感を持たれてこそ、法的支援の実も上がると考えられることからしても、（更には、インドでの実務経験を有する日本弁護士をできる限り多く輩出し、日本全体としてインド進出企業への法的支援を底上げするという観点からも、）中長期的に、できるだけ多くの拠点への日本弁護士の駐在が実現されるべきである。

なお、デリーの日本大使館に次いで日本弁護士が配置されるべき公館については、様々な考え方があり得ると思うが、日本企業数が相対的に多く、且つジェトロ等による一定の法的支援体制が既に存在しこれを補完する形でスムーズな活動に入れるという観点からは、チェンナイ総領事館がその候補足り得ると考える。

（４）外国弁護士制度の導入についての働きかけについて

以上で述べたのは、インド弁護士法によるいわゆる外弁規制の存在を前提に、在インド日本企業への効果的な法的支援を、即座に、実現するための方策案である。

しかし、長期的には、インドにおいても、既に検討が開始され、規則案まで作成されていながら動きが止まっている、外国法弁護士制度が早期に導入され、特に、外国法弁護士によるインドでの事務所開設が認められるに至るのであれば、日本弁護士による「現地での」日本企業への法的支援の状況は、日本弁護士の（現地ルールに正面から裏付けされた）インド進出によって、大きく変化するものと思われる。したがって、同制度の導入の働きかけを、日本として積極的に取り組むことも検討されるべきである。

この点、報告者が知り得た限りでは、現状では、法務省の職員をはじめ、インドの法務法曹関係者のカウンターパート足り得る日本の職責者は、インドに常駐しておらず、インドと日本の間で外国法弁護士制度の導入についての継続的且つ効果的な対話を実施されている事実は確認できなかった。

また、先に紹介した、インド日本商工会の建議書活動において、「インド弁護士法」が改善の要望事項として検討され、インド政府に提出されたことは過去にはあったものの、提出後に協議等の具体的な進展をみることはなく、現在では建議書自体からも要望として外されている状況にある。

この問題については、報告者は、現地での報道等により、イギリスをはじめ欧米諸国はこれまで永くインドに「外弁開放」を要求してきており、これに対してインド側は主として大手法律事務所がビジネス上の打撃を懸念して引き伸ばしを図っている、という状況にあるものと認識している。ただ、同時に、同じく報告者がインド弁護士と接して見聞きしたところによれば、法体系も法律事務所の規模も欧米とは異なる「日本弁護士」との関わりについては、その進出を拒絶するというよりは、いつかは来たるべき「(欧米への) 門戸開放」に向け、欧米の巨大事務所に対抗するためにはむしろ日本弁護士とは協力関係を強固にすることを志向している弁護士が多かった。かかる事実にも照らしても、日本としては、インド外弁制度について、事態の推移をただ見守る(欧米の法律事務所の主張に委ねる)だけではなく、日本弁護士として、今後のインド市場について意見交換を重ねることは、インド弁護士との適切な協同関係を構築する土台作りという観点からも、有意であると考えられる。

(なお、今後の制定が予定されているインド弁護士法に基づく規則としては、外国法弁護士制度のみならず、先の最高裁判断でインド法曹評議会のルール作りに委ねられた、外国法弁護士に対して出張ベースを前提に認められるインドでの弁護士活動の年間日数や、国際商事仲裁における外国弁護士の代理要件もあり、外国法弁護士からみてこれらが不当に制限されたものにならないためにも、日本からの働きかけの必要性は認められる。)

そして、かかる活動も、インドに常駐する日本弁護士(または法務省職員)が、インド側担当者と同じく法律事務に従事する者(カウンターパート)として、インド側との間で在留者としての利点を活かして継続的な面談等により信頼関係を構築し、対話を進めることができれば、同人を起点として、日弁連など日本の関係機関との意見交換もスムーズに進め得ると考えられ、この意味でも、日本弁護士がインドに公的な立場で駐在する意義が認められると思われる。

(5) 日本弁護士とインド弁護士の関係構築について

以上、現状において、直ちに、且つ容易に、そして効果あるものとして、実現可能と考えられる、現地での日本弁護士による法的支援のあり方について述べたが、ただ、この場合でさえ、法的支援の中心が「インド法」に関するものである以上、日本弁護士がインド弁護士と連携していくことは、効果的な支援のためには当然の前提になるものと考えられる。ましてや、日本弁護士が在インド日本企業の法的支援を普通に弁護士業務として行う場合、現地での対応をインド弁護士と連携して行

うことは、実効性の観点に加え、規制（インド弁護士法）との関係でも不可欠である。このことは、日本弁護士が現地を活動拠点とする場合でも、日本から（またはシンガポールなどインド以外の拠点から）の「出張ベース」で対応する場合でも変わらない。

このような、海外進出日本企業支援の文脈における、外国人弁護士と日本人弁護士との協同関係については、単に、旧知の外国弁護士に案件を依頼するという案件ベースの関係性より、より強固な体制として、事務所の経営形態として、外国人弁護士相互の信頼関係に基づく、対等なパートナーシップの構築に優位性を認め、より理想的と考える弁護士も出てきている（本章の第2の3（4）の久保光太郎弁護士からのヒアリング）。

そのメリットは、より優秀な外国弁護士をインヴォルヴできることによる当該外国でのより良い対応の実現や、相互の役割の明確化による費用の低減化などが念頭に置かれていると思われるが、一方では、企業活動における他国進出が当然となっている世界情勢の中で、日本企業が外国人と共に事業活動をする（共に経営に当たる・日本企業の経営陣に外国人が入る）ようになることは、必要性に基づいた自然な成り行きであると言え、そして、企業を法的に支援する立場にある弁護士にとっても、そのような企業活動に対応しようとすれば必然的に迫られる選択肢の一つとさえ言えるようにも思われる。（なお、報告者が所属する法律事務所は、中国の弁護士との間で日本で外国法特定共同事業を行なっているが、日中双方の弁護士が一体として事に当たることによる依頼対応の実効性の高さは日常的に実感しているところである。）

更に付言すれば、本章の第2の4で紹介したような、企業内弁護士という立場で海外での企業活動に関わる弁護士も、企業内弁護士自体の増加と益々の日本企業の海外進出という事実のもとで、今後、やはり増えていくことが予想されるが、そのような場合でも、外国法弁護士と連携して業務を進めることに長けていることは、その素養として必要であると思われる。

このような問題意識を踏まえると、日本弁護士にとって、「組むに足る」インド弁護士を見つけることや、インド弁護士と信頼関係を構築することが、弁護士業務として、在インド日本企業への法的支援をする場合の、出発点である、と言っても過言ではない。

ただ、かかる必要性に応えるべき、日本弁護士とインド弁護士との交流の機会が意識的に設定されることは、まだまだ極めて少ないのが現実であると思われる。

したがって、海外進出企業からのニーズに応えられる弁護士の量的質的底上げの観点から、できるだけ多くの日本弁護士が参加しやすい形で、インド弁護士と意思疎通できる機会が、官主導でも、積極的に設けられるべきと考える。具体的には、日本にいながらインド弁護士と交流できる方が日本弁護士にとって参加の敷居は低いと思われるので、そのような機会の実現を中心に据え、ただ企画的には相互に相手国を訪問するものとして、相互理解が持続的に発展するような形での交流を制度化することが理想であると考えられる。

以上

職場における女性に対するセクシャルハラスメントに関する規制

① 規制の概要

ア. 名称

SEXUAL HARASSMENT OF WOMEN AT WORKPLACE (PREVENTION, PROHIBITION AND REDRESSAL) ACT, 2013
(2013 年職場における女性に対するセクシャル・ハラスメント (防止・禁止・救済) 法)

<http://www.iitbbs.ac.in/notice/sexual-harrassment-of-women-act-and-rules-2013.pdf>

※ 関係法規として、中央政府の定めた同法のルール (Rules) も存在する。

<http://www.lawyerscollective.org/wp-content/uploads/2013/12/Sexual-Harassment-at-Workplace-Rules.pdf>

イ. 関係資料

- インド政府 (Ministry of Women and Child Development) により、同法の正しい理解のためのハンドブックが発行されている。

<http://wcd.nic.in/sites/default/files/Handbook%20on%20Sexual%20Harassment%20of%20Women%20at%20Workplace.pdf>

- また、同じくインターネット上で、オリッサ州政府 (Government of Odisha) の作成による、同法の QA 集も公開されており、こちらも参考になると思われる。

http://www.odisha.gov.in/schooleducation/Sexual_Harassment_at_workplace_ACT_2013.pdf

ウ. 概要 (報告者によるまとめ)

- その名称どおり、「職場」の「女性」をセクハラから保護するための法律。
- セクハラ of の定義 (該当する行為) も詳細に規定されているが、詰まるところは当該女性が望まない・感情を害する行為 (unwelcome act) であり、日本におけるセクハラ of の考え方と同じとみて差し支えない。なお、前記ガイドブックにも、「留意されるべきは、望まれない行為というのは (女性の) 主観によるということ」「(行為者の) 意図が問題なのではない」との記述がある。
- 職場環境を整えるべき立場にある雇用者に、様々な義務が課されている (後述)。大きなものとしては、社内苦情委員会の設置があり、メンバーの要件や雇用者としての関与に関して詳細な定めがある。また、従業員へのワークショップなど、定期的な実施を求めているものもある。

- 雇用者が同法の義務を履行しないことについては罰則も定められている。1 回目に科されるのは罰金であるが、繰り返し有罪になった場合には業務に必要なライセンスの取り消しなどもなされ得る。
- 実際にセクハラが起こった場合の被害女性からの申告に対する対応は、基本的には上記の社内苦情委員会が行い、その場合の具体的な手続の進行や選択（委員会による調査の実施、加害者との協議のセッティング、警察への申告など）について規定されている。

2. 特に重要と思われる規定内容

ア. 雇用者（employer）の義務

（１）社内苦情委員会（INTERNAL COMPLAINTS COMMITTEE）の設置

- 雇用主がオフィスなどの勤務地を複数有している場合、それら全てに設置しなければならない（４条(1)）。
- 委員長を上層部（senior level）の女性とすること、委員の少なくとも半数は女性とすること、委員の１人は NGO 団体など女性問題に関与している組織の者やセクハラ問題に精通した者とすることなど、雇用主が指名すべき委員の構成について規定されている（４条(2)）。
- 規定の体裁としては、同委員会の設置はすべての雇用主（Every employer）の義務とされている（４条(1)）。もっとも、本法は、「従業員が１０名未満のため社内苦情委員会が設置されていない場合」に被害女性からの訴えを受け付けるための機関として地方苦情委員会の設置について規定しているので（６条(1)）、かかる「従業員が１０名未満」である雇用主が社内苦情委員会を設置することは同法上は求められていないと考えられる。

【要検討】※この「１０名未満」は、物理的な職場単位ではなく、雇用主が雇用している全員を基準に考えるという理解でよいか？

（２）その他の雇用者の義務（DUTIES OF EMPLOYER）

以下のように、数多くの義務が定められている（１９条）。

- ① 職場における安全な労務環境を提供すること（職場に出入りする人たちからの安全を含む）。
- ② 職場の見やすいところに、セクシャルハラスメントの罰則及び社内委員会の設置に関する規定を掲示すること。
- ③ 従業員を本法の規定に敏感にするための定期的なワークショップや学習プログラム、及び社内委員会のメンバーへの指導プログラムを計画すること。
- ④ 社内委員会、またはローカル委員会が苦情を処理し調査を行うために必要な設備を提供すること。
- ⑤ 社内委員会またはローカル委員会への被申立人及び証人の出頭が確保されるよう支援すること。
- ⑥ 社内委員会またはローカル委員会が、第９条(1)に基づいて行われたセクシャルハラスメントの苦情に関係するとして要求する情報提供に応じること。
- ⑦ インド刑法またはその時点で有効な法による犯罪として提訴することを女性が選択した場合にその女性に援助を提供すること。

- ⑧ 加害者に対し、インド刑法またはその時点で有効な法による行動を始めること。もし被害女性が特に望む場合は、加害者がセクシャルハラスメントが行われた場所の従業員でない場合であっても。
- ⑨ 就業規則に、セクシャルハラスメントを非行として規定し、そのような非行があれば対応すること。
- ⑩ 社内委員会による報告書の適時の提出を監視すること。
(※ なお、報告書を提出することは社内苦情委員会の義務だが、報告書に処理件数を含めることは雇用者の義務として規定されている(22条))。

イ. 雇用者の義務違反に対する罰則

(1) 一度目の有罪

- 5万ルピーまでの罰金が科されうる(26条(1))。
※ なお、厳密には、同法上の義務の違反そのものだけではなく、義務に違反しようとすること(attempt)、義務違反の教唆・幫助(abet)も罰則の対象とされている(26条(1)(c))。

(2) 一度有罪となった後に、同じ違反で有罪となるとき

- 以下の処罰を受ける可能性がある(26条(2))
 - ① 罰金の額が2倍になる((2)(i))
 - ② 業務・活動に必要なライセンスの取消し、撤回、更新拒絶、登録の取消し((2)(ii))

3. 裁判例

セクシャルハラスメントの被害女性が、加害男性と会社を相手に損害賠償を請求した事件で、高等裁判所が、会社に対し、社内苦情委員会を設置していなかったことを理由に、1680万ルピー(1ルピーを1.7円として2856万円)の支払いを命じた裁判例が存在する。

(Ms. G v. ISG Novasoft Technologies Ltd. Madras High Court (Crl.R.C.No.370 of 2014 order dated 02.09. 2014. Original Petition No.463 of 2012)

以上

インドにおける CSR 活動

1 で取り上げる新聞記事（経済紙「Mint」）は、日本で考えられている CSR の意義に近いと思われる、「ステークホルダーへの配慮」に関して、その評価基準がインドでは明確にされてきているという話題である。（これは企業の本業に関する問題である。）

2 で取り上げる条文解説は、インド会社法に規定されている CSR 条項の直訳及び補足解説である。（これは本業以外にお金を遣いなさいという内容の規定であるといえる。）

1 13, 2, 2017 Mint の記事「Companies turning more responsible, BUT STILL A LONG WAY TO GO」の要約

（紙面の上段記事）

「ビジネスの持続性を確保しているためには、様々なステークホルダーからなるビジネスコミュニティを、より包括的にしていくことが、その唯一の方法である。

インド企業が様々なステークホルダーの利益にどう対処しているかを図る試みとして、Oxfam India をはじめとする複数の非営利団体の協力により、「INDIA RESPONSIBLE BUSINESS INDEX（略称「IRBI」）」の第2版が作成された。

この INDEX（指針）は、ボンベイ証券取引所に上場している企業の上位100社について、質問に対する回答及び公にされている開示資料に基づいて作成されたものである。5つの要因（parameter）に着目されている。

- ・ inclusive supply chain（包括的なサプライチェーン）（※sustainability）
- ・ community as stakeholders（地域社会をステークホルダーとして扱うこと）
- ・ community development（地域社会の発展）
- ・ respecting employee dignity and human rights（労働者の尊厳と人権の尊重）
- ・ non-discrimination at the workplace（職場において差別がないこと）

この INDEX（指針）を、ステイクホルダーたちが当該会社の取組を評価するのに用いることができるのみならず、これに基づいて会社自体が、自らの取組を評価し、正しいアクションを採用していくことが重要である。現に、これに掲載された会社には改善が見られる。

ビジネスにおいては、労働者をはじめ、あらゆるステークホルダーの権利が尊重される環境を、サプライチェーン全体を通じて構築しなければならない（チャート1）。

2015年に労働者の人権に関するポリシーをサプライチェーンを含めて適用していたのは40社であったが、2016年は54社になった。

原材料の適正価格での購入について（procuring raw material at fair price）ポリシーを策定していたのは4社だったが、2016年は9社になった。

ローカルサプライヤーの優先に関してポリシーを策定していなかった会社は、60社から39社に減少した。

他方、雇用ポリシーをサプライチェーンにも適用している会社は78社から71社に減少した。

Yes Bank の代表取締役社長である Namita Vicas 氏は、「当行のプロジェクト貸付指針では、業績に加え、当該プロジェクトの環境的・社会的・ガバナンス的な影響（ESG）も考慮される」と述べた。また、ESG に無責任なビジネスと不良資産の問題との関連にも言及している。

また、責任あるビジネスについてのもう一つの重要な側面は、企業が地域社会をステークホルダーとして扱うことである（チャート2）。2014年のコーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ規則（CSR rules）の制定により、地域社会の発展に対する会社の意識と支出が増大された。

地域社会に影響を与えるプロジェクトについて公聴会を実施したのは2015年は9社であったが、2016年は13社となった。

影響評価に関する規定を設けていたのは27社から31社となった。

ただ、IRBI では、会社法の CSR に基づく「地域社会の発展」と、IRBI の評価要因である「地域社会をステークホルダーとして扱うこと」とは別物と考えており、後者は前者の法的要請を超えるものであるとしている。

非営利団体 Business and Profit の CEO である Joseph 氏は以下のように述べた。

「ビジネスにおいて地域社会をステークホルダーとして扱うことは決定的に重要だ。なぜなら、製品やサービスは無から産み出されるのではなく、企業は労働者や自然資源を用いるのであり、それらは地域社会も等しく利害関係を有するものだ。加えて、地域社会は消費者でもある。」

（紙面の下段記事）

「 CSR rules (the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014) と、「責任ある業務執行 (Responsible business practices)」とは、別物である。「責任ある業務執行 (Responsible business practices)」は、企業省が2012年に策定した「National Voluntary Guidelines」に定められている9つの指針によって明確にすることができる。」

2 インド会社法が定める CSR (Corporate Social Responsibility) について

インド会社法において、CSR は「第9章 会社の会計」の中で規定されており（135条）、会社に特定の活動への支出を義務づけることに着眼点があるといえる。

その内容は、一定規模の会社に対して、会社法が予め CSR 活動と定める種類の活動の中から会社が選択した活動について、「純利益の平均の少なくとも 2 %」の金額を支出させるというものである。

<法律の条文>

～以下条文～

135条 コーポレートソーシャルレスポンシビリティ（会社の社会的責任）

- (1) 総資産が50億ルピー以上か、売上が100億ルピー以上か、純利益が5000万ルピー以上（いずれも、いずれかの会計年度で達していれば該当する）の会社は、取締役3名以上（うち最低1名は社外取締役）からなる、CSR 委員会を設置しなければならない。
- (2) CSR 委員会の構成は、134条(3)に基づいて作成される取締役会報告書において開示されなければならない。
- (3) CSR 委員会は、
 - (a) 本法別表7に規定されている活動として会社が取り組むべきものを指し示した「CSR ポリシー」を策定し、取締役会に勧告しなければならない。
 - (b) 前項で示した活動に費やされるべき費用の総額を勧告しなければならない。
 - (c) 折々に会社の CSR ポリシーをチェック（モニター）しなければならない。
- (4) (1)に該当する各会社の取締役会は、
 - (a) CSR 委員会の勧告を考慮に入れ、CSR ポリシーを承認し、その内容を取締役会報告書において開示し、会社のウェブサイトにも掲示しなければならない。
 - (b) 当該会社の CSR ポリシーに盛り込まれている活動を、会社として実行しなければならない。
- (5) (1)に該当する各会社の取締役会は、各会計年度において、会社の純利益の平均（直近3カ年の会計年度のものから算出）の少なくとも2%を、CSR ポリシーにしたがって支出しなければならない。

※ 会社は、CSR 活動に割り当てるべき支出について、自らが活動している地元地域またはその周辺を優先しなければならないものとする。

※ 且つ、会社がかかる支出をしなかった場合、取締役会は、134条(3)(o)に基づき作成されるべき報告書において、支出をしなかった理由を明確に記述しなければならないものとする。

（説明）本条にいう「純利益の平均」は、第198条にしたがって計算されなければならない。

～条文終わり～

<補足説明>

- ・ CSR 活動として会社が取り組むべき活動は、会社法の「別表7」に規定された事柄に関係のあるものとして行う必要がある。現在、別表7では11項目が掲げられているが、基本的には、いずれも「社会的に有意義な活動」として常識的に想起され得るもので、日本人から見ても違和感ないものと思われる（例えば貧困、教育、環境、職業訓練など。遺跡の保護や兵役経験者・戦争未亡人の支援なども含まれていて幅広い。）。なお、中央政府や州が設立した一定の基金に対して寄付を行うことも含まれている。

- ・ 会社法 135 条部分の施行に伴い、中央政府による施行細則も定められた（前述の、the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014）。CSR 委員会の構成（取締役が 2 人しかいない場合どうするかなど）、CSR ポリシーとして記載されるべき事項、CSR 活動の支出として認められる範囲などについて規定されている。
- ・ 会社法 135 条の各条項の違反そのものについての罰則は規定されていない。もっとも、(5) で規定されている、会社が支出をしなかった場合に 134 条 (3) (o) に基づく報告書でその理由を明確に記述しなければならないという点については、この違反は 134 条 (3) (o) の違反も構成することになり、同条は罰則の定めもあるので、この点は注意が必要である。会社には罰金、Officer には懲役刑（又は罰金併科）が定められている。（なお Officer とは取締役を含む、要はその件に関係した従業員すべてである。2 条 (58)。）

※ 参考リンク

- ・ Mint の「Companies turning more responsible, BUT STILL A LONG WAY TO GO」
<http://www.livemint.com/Companies/3bTodoRzkIluq20saQoIn0/Companies-turning-more-responsible-but-still-a-long-way-to.html>

- ・ 会社法。Ministry of Corporate Affair のホームページ「ACTS & RULES」の項目で「Companies Act」を選択して確認することができる。
<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companiesact2013.html>

そして、同ページに記載されているもののうちでは「ebook」が非常に便利である。条文中の他の条文にはリンクが貼っており直ちに参照できるし、また、改正により追加された条項は時期により色分けがされており、いつから効力を生じるようになったのかも直ちにわかるようになっている。

<http://ebook.mca.gov.in/default.aspx>

会社法別表 7（CSR 活動として会社が取り組むべき活動）

<http://ebook.mca.gov.in/Actpagedisplay.aspx?PAGENAME=17923>

CSR に関する会社法規則（会社法 135 条の施行細則）

https://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesActNotification2_2014.pdf

- ・ インド企業省が定める「責任ある業務執行」に関するガイドライン
(National Voluntary Guidelines of Social, Environmental, & Economic Responsibilities of Business)
http://www.mca.gov.in/Ministry/latestnews/National_Voluntary_Guidelines_2011_12jul2011.pdf

以上

2016 年インドにおける外国弁護士の登録及び規制に関するインド法曹評議会規則 (案)

目的と理由

国際商取引が急速に進み、これらの地球規模の現象の情報をつかめない国は世界の商取引から取り残されるリスクがある。インドの法曹は、このようなビジネスのグローバル化や、かつてない規模で行われている国から国への人々の移動によりもたらされる、国際的な難局を乗り越えるよう対処しなければならない。世界は地球規模の一つの村になりつつある。

国際ビジネスや国際間取引等を行っているリーガルサービスの受け手からの、インドにおける開かれた、迅速な、進取の精神ある「リーガルサービス供給メカニズム」への需要は、日に日にシビアになっている。国際的なリーガルサービスの成長、弁護士業務のグローバル化、そして法の国際化は、インドにおけるリーガルサービス、弁護士業務の成長と、いよいよ関係性を増してきているのである。

加えて、①インドをアジア・アフリカ地域における仲裁のハブにするために、②サービス分野における外国直接投資を増大させるために、③全てのステークホルダーのより良い職場環境、雇用機会の増進、インド弁護士のより良いスキルアップと学習の機会、インド弁護士と外国法弁護士が共同して学び成長し恩恵を受けるための環境を確保すべく、インド政府が取り組んでいるリーガルサービス分野の開放を実施していくためには、外国法弁護士が、外国法の分野において、また多様な国際的な法律問題（訴訟を除き、国際仲裁を含む）について、弁護士業務を行うことを許可することが必要と考えられるのである。

インド法曹評議会は、当初、外国法弁護士がインドにエントリーすることは、いかなる形態についてもこれに反対していた。しかしながら、2007 年から 2014 年にかけて、我が国の法曹界を構成する当会及び各州法曹評議会の議長・副議長・執行部との協議により、相互主義に基づいてインドにおける弁護士業務の外国法弁護士へ開放すること（外国法及び様々な国際法律問題の分野において、訴訟を除き）の可能性と見通しを探るために、インド政府、法務省、商工省、そして諸外国の法曹界と対話の機会を持ち、意見交換することとし、かかる活動を続けてきた。

この問題について答えを出すべき時は来た。インド法曹評議会は、インドにおける弁護士業務を、外国法の分野において、そして訴訟を含まず国際仲裁を含む多様な国際的な法律問題について、外国法弁護士に開放することは、インドにおけるリーガルサービスがインド弁護士にも外国弁護士にも恩恵をもたらすものへ成長することに大きな役割を果たすと考え。着目すべきは、インド弁護士の法の技量は国際的なそれに比肩するものであること、そして、インドにおける弁護士業務の外国法弁護士への開放が、相互主義の原則に基づき、適切に監督・規制された方法でなされるのであれば、開放はインド弁護士と外国法弁護士の双方に恩恵をもたらすものであり、またそうあるように規制の策定をインド法曹評議会が行うので、インドの法曹界は不利益を被らないということである。開放の問題

を放置するならば、インドの法曹界は、先に述べた急成長する需要者へのリーガルサービスの提供から取り残されるであろう。このようなリーガルサービスのハブをインドに設けることは、「負け」ではない。既に数多くの国が、外国法や多様な国際法律问题、一定分野での仲裁事件に関する弁護士業務を、明確な所定の条件のもとで、外国法弁護士に認めているのである。

これらの包括的な見地から、インド法曹評議會は、外国法弁護士が、相互主義の原則に基づき、これを明確に定義され、規制し監督する方法のもと、外国法、多様な国際法の問題、国際仲裁問題について、インドで弁護士業務を行うことを可能とする本規則を導入することを決意する。諸外国でその司法権のもと、インドの法律事務所を含めたインド弁護士が弁護士業務を行うことへの各国の相互的な関心が広がることも期待している。

以上に述べた理由のもと、また以上に述べた目的を達成するために、インド法曹評議會は、1961年インド弁護士法7条(1)(d)(e)(ic)(l)(m)、49条(1)(ah)(ag)(c)(e)(h)、24条、29条、その他全ての有効な条文に基づき、「2016年インドにおける外国弁護士の登録に関するインド法曹評議會規則」の案を作成した。(報告者注：この表記は正しいタイトルである「登録及び規制」の「規制」が抜けていると思われる。)

第1章 序章

1 ショートタイトル、適用地域、適用開始時期

- (a) 本規則は「インドにおける外国弁護士の登録及び規制に関するインド法曹評議會規則」と称する。
- (b) 本規則は全てのインド国内において、告知された時から効力を生じる。

2 定義

- i 「Act (法律)」は、その時々改正されている1961年弁護士法(改正された内容を含む)を意味する。
- ii 「Act (法律)」で定義された各用語の意味は本規則でも同様に適用される。
- iii 「Foreign Lawyer (外国法弁護士)」は、法律事務所、有限責任事業組合(LLP)、会社、その他法人を含め、いかなる名称にかかわらず、外国において弁護士業務をする資格を認められた者を意味する。
- iv 「Foreign Country (外国)」は、インド政府によって国家と認識されているもので、連邦国家の場合の各州のうち固有の司法権と弁護士資格を有する州を含む。
- v 「Country of the primary qualification (原資格国)」は、当該外国法弁護士に当該国の法の下で弁護士資格を認めている外国を意味する。
- vi 「Foreign Law (外国法)」は、原資格国で有効又は有効であった法律をいう。
- vii 「Competent Authority of the Foreign Country (所轄官庁)」とは、政府、裁判所、法定機関、法曹評議會、法的認可協会など、その名称にかかわらず、法的に認定・設立され、弁護士資格を認める権限を有する組織を意味する。
- viii 「International Arbitration Case (国際仲裁案件)」とは、インド国内で行われる商事または金銭問題に関する仲裁事件で、当事者の全てまたはいずれかが外国に住所、本社、本店を有するものを意味する。

第2章 外国法弁護士登録並びにインドにおける弁護士業務の範囲及び条件

3 外国弁護士登録及び資格基準

- (1) 外国法弁護士（法律事務所を含む）は、以下の規則のもとでインド法曹評議会に登録しなければ、インドで弁護士業務をすることができない。

この禁止は、外国法弁護士が、インド国内のクライアントに外国法や多様な国際法律問題に関して法的助言をする目的で行われる「出張ベース」の弁護士業務には適用されないが、そのような外国法弁護士のサービスは、外国で提供されてきており、当該外国法弁護士は上記サービスのための事務所をインドに有しておらず、インドにおけるそのようなサービスは12か月単位で60日を超えることがあってはならない。

- (2) 原資格国において弁護士業務を行うことができる権利を有していることが、本規則のもとでインドで弁護士業務を行う第1の必要条件である。

第3章 登録の申請、登録の更新、及びインドにおける弁護士業務に関する事項

4 登録の申請

- (1) 外国法弁護士は、本規則にしたがい、本規則に添付された「フォームA」を用いて、登録料及び保証金を添え、直接または書留郵便により登録の申請をしなければならない。この申請及び入金オンラインによることもできる。かかる申請には、インド法曹評議会がその時々決定した返還されない手続費用の支払いも必要となる。申請は以下の書類とともにインド法曹評議会に提出されなければならない。
- (i) 原資格国に実効性のある法的制度が存在すること、及び申請者が本規則のもとで登録されインドで弁護士業務を行うことに異議がないことについて、インド政府（法務省及び商工省）又は連邦政府が認める官庁又は役人が発行する証明書
 - (ii) 申請者が当該原資格国の弁護士資格を有することを証する当該国の所轄官庁による証明書
 - (iii) 1961年インド弁護士法に基づき登録されたインド弁護士が、本規則及び関係法令のもとで外国法弁護士に認められるものと同様で同等の範囲の弁護士業務を行うことが当該国で認められていることを証明する、原資格国政府又は所轄官庁による証明書
 - (iv) 原資格国の所轄官庁、又は裁判所、弁護士会、法曹評議会などの関係当局による、申請者が当該国で弁護士業務を行っていることの証明書
 - (v) 原資格国の所轄官庁による、職務上その他の非行の審査手続が当該官庁又はそのような審査手続を受け付ける権限ある他の機関に係属していないことの証明書
 - (vi) 原資格国の所轄官庁による、インド弁護士が当該国で弁護士業務を行う場合に課される費用の体系及び金額の詳細に関する証明書
 - (vii) 原資格国の所轄官庁による、申請者がインドで弁護士業務を始めることに異議がないこと及び申請者が当該国の弁護士業界で信用を保持していることに関する「異議なし証明書」
 - (viii) 申請者はいかなる有罪判決も受けておらず、またいかなる懲戒問題で不利な命令を受けてもいない旨の宣誓供述書による宣言

(有罪判決又は懲戒処分を受けている場合は、有罪・懲戒の決定に関する証明謄本、不服申立・停止申立等をしている場合はそれらに関する書面、又は罰金の支払いなどに関係する書類を添付する。)

- (ix) 申請者は、インド法曹評議会が、申請者が申請書により開示した内容の正確性及び添付書類の真性を確認するために、同会自ら又は同会が適切と認める政府又は非政府機関を通じて調査を行うことを、異議なく同意する旨の宣誓供述書による宣言
- (x) 申請者はいかなる形でも、また裁判所、審判所、委員会その他の宣誓証言を求める法的権限を有するいかなる機関においてもインド法の弁護士業務を行わない旨の誓約書
- (xi) 申請者は本規則に基づき申請者が申請時にインド法曹評議会に納付した保証金について利息を請求する権利がなく又請求しないこと、及びインド法曹評議会はこの保証金を本規則 9 条及び 10 条に基づき課すことができる罰金及び費用に充当できること、以上を内容とする旨の宣誓供述書による宣言
(報告者注：「本規則 9 条及び 10 条」は「本規則 10 条及び 11 条」の誤記と思われる。)
- (xii) 申請者は、本規則 7 条に基づく登録により、申請者によるインドでの弁護士業務には 1961 年弁護士法及びこれらに基づき制定された規則（変更すべきところは変更されたもの）が適用されること、及びその弁護士業務について申請者はインドの裁判所及びインド法曹評議会の管轄下におかれること、以上の事実について十分に理解し且つ認める旨の宣誓供述書による宣言

5 登録の有効性及び登録の更新

- (1) 本規則 7 条に基づく登録は 5 年間のみ有効であり、外国法弁護士は有効期間が経過する日の 6 ヶ月前までに「フォーム B」により更新の申請を行わなければならない。
- (2) 外国法弁護士は、本規則にしたがい、本規則に添付された「フォーム B」を用いて、更新料を添えて直接または書留郵便により登録の更新の申請をしなければならない。
- (3) この更新の申請は以下の書類とともにインド法曹評議会に提出されなければならない。
 - (i) 本規則 7 条に基づく登録後も原資格国に実効性のある法的制度が存在していること、及び申請者の登録が本規則のもとで更新されインドで弁護士業務を続けることに異議がないことについてインド政府又は連邦政府が認める官庁又は役人が発行する証明書
 - (ii) 申請者が本規則 7 条に基づく登録後も当該原資格国の弁護士資格を有することを証する当該国の所轄官庁による証明書
 - (iii) 申請者の本規則 7 条に基づく登録後も、1961 年インド弁護士法に基づき登録されたインド弁護士が本規則及び関係法令のもとで外国法弁護士に認められるものと同様で同等の範囲の弁護士業務を行うことが当該国で認められていることを証明する、原資格国政府又は所轄官庁による証明書
 - (iv) 申請者に、本規則 7 条に基づく登録後も、原資格国の所轄官庁による、職務上その他非行の審査手続が当該官庁又はそのような審査手続を受け付ける権限のある他の機関に係属していないことの証明書
 - (v) 原資格国の所轄官庁による、申請者がインドで弁護士業務を続けることに異議がない旨の「異議なし証明書」

- (vi) 申請者は、本規則 7 条に基づく登録後にいかなる有罪判決も受けておらず、またいかなる懲戒問題で不利な命令を受けてもいない旨の宣誓供述書による宣言（有罪判決又は懲戒処分を受けている場合は、有罪・懲戒の決定に関する証明謄本、不服申立・停止申立等をしている場合はそれらに関する書面、又は罰金の支払いなどに関係する書類を添付する。）
- (vii) 申請者は、インド法曹評議会が、申請者が更新申請書により開示した内容の正確性及び添付書類の真性を確認するために、同会自ら又は同会が適切と認める政府又は非政府機関を通じて調査を行うことを、異議なく同意する旨の宣誓供述書による宣言

6 登録料、更新料及び保証金

- (A) 申請の受領後、インド法曹評議会または同会により設立された委員会は、申請書を審査し、その内容及び申請書に添付された書類の真性を調査しなければならない。インド法曹評議会は当該国の相互主義の存在についても調査する。かかる調査の後、当該申請が登録に適すると認められる場合、同会は、各登録毎に登録番号を付した登録証を発行しなければならない。
- (B) インド法曹評議会は、登録後直ちにインド政府に登録を知らせ、上記登録証の写しを送付しなければならない。
- (C) （当該国における名称如何にかかわらず）指名弁護士に登録においては、当該弁護士には 1961 年弁護士法 23 条が上級弁護士について規定している権利と特権が認められる。
- (D) 登録又は登録更新の申請者は登録料又は更新料を支払う。これらの費用は、申請者の原資格国において、インド弁護士法のもと登録された弁護士に対し、登録または弁護士業務の許可のために課せられる費用及びその他の手数料に相当するものであるが、以下の金額を下回ることはできない。
 - (i) 外国法弁護士の登録費用（個々人） 25,000 US ドル
 - (ii) 外国法弁護士の登録費用（事務所、PLP、会社、LLP 他） 50,000 US ドル
 - (iii) 外国法弁護士の登録更新費用 10,000 US ドル
 - (iv) 外国法弁護士の登録更新費用（事務所、PLP、会社、LLP 他） 20,000 US ドル
- (E) 登録の申請に際しては以下に定める保証金もまた収められなければならない。
 - (i) 外国法弁護士の登録保証金（個々人） 15,000 US ドル
 - (ii) 外国法弁護士の保証金（事務所、PLP、会社、LLP 他） 40,000 US ドル
 保証金は当該外国法弁護士が自らインドでの外国法弁護士業務を止めた時、登録有効期限が切れた時、登録が確定的に取り消された場合には、当該外国法弁護士に返還されなければならない。ただし、インド法曹評議会は、規則 9 条及び 10 条に基づき当該外国法弁護士に課した罰金又は費用で未払いのものがある場合、かかる保証金から相当額を調整及び差し引きをすることができる。
- (F) 保証金はインド法曹評議会がこれを保管しなければならない。利息は本規則の導入及び実施のための費用の支払いに評議会が使用する。

7 登録及び更新の申請の処理

インド法曹評議会は、以下の条件を全て満たす場合、本規則 4 条に基づく登録及び本規則 5 条に基づく更新の申請を許可することができる。

- ・ 申請が、本規則のもと必要とされる関係書類、保証金、手続費用その他の費用の支払いを伴っていること。

- ・ 申請者が、本規則のもとインドで弁護士業務を行うのに相応しくないと認められる刑事又は懲戒手続を受けていないこと。
- ・ 原資格国が、1961 年弁護士法に基づき登録されたインド弁護士に、本規則に基づき外国法弁護士に認められるのと同様の方法及び範囲で当該国において弁護士業務を行うことを許していること。

しかし、インド法曹評議会は、申請者に適切な聴聞の機会が与えられない限り、登録・更新の申請を拒絶してはならない。登録・更新の申請を拒絶する場合は、申請者が支払い済みの登録料・更新料・保証料は、インド法曹評議会が本規則に基づき回収可能な金額を調整及び控除した後、申請者に返還されなければならない。

インド法曹評議会は、個々の申請において申請者が本規則の定める全ての基準及び条件を満たしているかを確認するために必要と認める場合、その完全な裁量権において、インド政府及び関係省庁と協議することができる。

かかる登録及び更新は、如何なる意味においても、外国法弁護士に、インドの法律、インドにおいてインド政府、州政府、法定機関または所轄官庁によりその時々々に制定される合法的な命令・指示によらない自由な入国及び滞在を認めるものではない。

インド法曹評議会は、当該国の有効な法制度の存在や、インド弁護士が当該国で弁護士業務を行うことについての不公平な差別の存在について、インド政府及びその様々な省庁から情報を集めることができる。同会は、インド政府が同会の照会等に対し、当該国に有効な法制度がもはや存在せず、インド弁護士が不公平な差別を受けていると認める場合、自ら登録又は更新の取消手続を開始することができる。

第 4 章 外国法弁護士の弁護士業務

8 外国法弁護士の弁護士業務（その性質及び範囲）

- (1) 本規則のもとで登録された外国弁護士は、訴訟に関しない案件について、本規則に設けられた例外、条件、制限にしたがってのみ、インドにおいて外国法弁護士として弁護士業務を行うことができ、1961 年弁護士法 29 条、30 条及び 33 条の意味の範囲において弁護士とみなされるものとする。
- (2) 外国法弁護士の弁護士業務には以下のリーガルサービスが含まれる。
 - (i) 原資格国の法律に関する仕事、取引業務、助言及び意見の提供
 - (ii) インドで行われる国際仲裁事件（外国法に関係するものか否かにかかわらず）において、外国に住所、主たる事務所又は本店を有する個人・組織・会社・法人・トラスト・団体などのためにリーガルサービスを提供すること及び弁護士として出頭すること
 - (iii) 原資格国の法律知識が不可欠である手続（裁判所、審判所、委員会、法定機関で宣誓証人を採用する法的権限を有しないものの手続を除く）において、原資格国である外国に住所、主たる事務所又は本店を有する個人・組織・会社・法人・トラスト・団体などのためにリーガルサービスを提供すること及び弁護士として出頭すること

- (iv) 原資格国の法律及び多様な国際法律問題に関するリーガルサービスを提供すること。本規則に他の定めのない限り、かかるリーガルサービスには、裁判所、審判所、その他の宣誓証拠を記録することができる機関における手続に関して、代理すること、又は申立書その他一切の書面を準備することが含まれてはならない。

9 インドにおける弁護士業務のための法律事務所の開設・パートナーシップ・インド弁護士の雇用に関する事項

- (1) 登録された外国法弁護士は、インドにおける弁護士業務に関し、以下のことを行うことができる。
 - (i) インドにおいて弁護士業務を行うための法律事務所を開設すること（複数も可）。この開設のためには、インド法曹評議会に、当該事務所の情報、すなわちその住所、事務所所在地の所有者又は賃貸人、及び当該場所の使用を可能ならしめている書面について情報提供しなければならない。
 - (ii) 1名又はそれ以上の1961年弁護士法のもと登録されたインド弁護士を雇用してサービスを提供させること。このようにインド弁護士を雇用した場合でも、外国法弁護士がインド法について弁護士業務を行うことはできない。
 - (iii) 1名又はそれ以上のインドで登録された外国法弁護士を雇用してサービスを提供させること。
 - (iv) 1名又はそれ以上のインドで登録された外国法弁護士並びに（又は）1961年弁護士法のもと登録されたインド弁護士との間でパートナーシップを結ぶこと。
 - (v) 1961年弁護士法のもと登録されたインド弁護士やインドの法律事務所に勤務すること
 - (vi) インドで登録された他の外国法弁護士のもとで勤務すること

第5章 虚偽による登録等に関する懲戒及び罰則

10 懲戒

- (1) 本規則のもとで登録された外国法弁護士は、1961年弁護士法のもとで登録されたインド弁護士と同様に、同法及び同法に基づき制定された規則が規定する倫理基準及び実務基準に従わなければならない。
- (2) インド法曹評議会は、苦情の受付その他の方法により、本規則のもとで登録された外国法弁護士に業務上又はその他の不正行為があったと認める理由がある場合、その処理のため1961年弁護士法36条に基づく懲戒委員会に当該案件を送致しなければならない。
- (3) 1961年弁護士法36条及び本規則に基づく手続の処理において、インド法曹評議会の懲戒委員会は以下の命令を下すことができる。すなわち、
 - (a) 苦情の棄却又は手続の終了
 - (b) 戒告
 - (c) 適切と認める期間の登録の一時停止
 - (d) 登録の永久抹消
 - (e) 適切と認める量刑の罰則を課すること
 - (f) 代償を課すること

1 1 虚偽、詐欺による登録

- (1) インド法曹評議會は、同会への苦情又はその他の方法により、何人かが外国法弁護士に登録・更新登録を重要な事実に関する虚偽、詐欺、不当な威圧により取得したと認める場合、その者に聴聞の機会を与えた上で、適切と認める量刑の罰則とともに又は罰則なしで、同人の登録・更新登録を取り消すことができる。

しかしながら、重要ではない事実について偽りがあった場合には、インド法曹評議會は以下の命令を下すことができる。すなわち、

- (a) 苦情の棄却又は手続の終了
- (b) 戒告
- (c) 適切と認める期間の登録の一時停止
- (d) 適切と認める量刑の罰則を課すこと
- (e) 代償を課すこと

第6章 雑則

1 2 規制当局

インド法曹評議會は、その時々において本規則の適切な実施及び執行のために必要な指示及び規制を行う権限を有する。同会は、宗教、信条が異なり、個人法が異なり、国から国へ移住している人々の変わりゆくニーズに応え得る活力あるそして効果的なリーガルサービスの枠組を提供すべく商取引のグローバリゼーションに後れを取らないようインドにおけるリーガルサービスを促進し強化するために、また国際的な発展、統一性、調和を促進するために、相互主義の原則のもと、インド政府との協議しつつ、そのカウンターパート、すなわち諸外国の法曹監督機関と審議及び協議を行うことができる。

インド法曹評議會は相互主義の確認について責任を持つ。インド法曹評議會は、如何なる情報源によってもインド弁護士又はインドの法律事務所が当該国の弁護士・法律事務所または政府により差別されていると認識するに至った場合、当該国の如何なる外国法弁護士又は法律事務所の登録も取り消すことができる。

1 3 紛争解決

本規則の意味、解釈、適用について疑義又は争いが生じた場合、インド法曹評議會はかかる争いの解決について最終権限を有し、その決定が最終判断となる。

付録：Acronyms（頭字語（短縮語））の紹介

AOA	Articles of Association	附属定款
BCI	The Bar Council of India	インド法曹評議会
BIS	Bureau of Indian Standards	インド工業規格
CBI	Central Bureau of Investigation	連邦捜査局
CCI	Competition Commission of India	インド競争委員会
CJI	The Chief Justice of the Republic of India	インド
COMPAT	Competition Appellate Tribunal	競争不服審判所
CS	company secretary	会社秘書役
DIN	Director Identification Number	取締役識別番号
DIPP	Department of Industrial Policy and Promotion, Government of India	産業政策促進局（インド政府の商工省内の機関）
DSC	Digital Signature Certificate	電子署名証明書
ECB	External Commercial borrowings	対外商業借入
EPF	Employees Provident Fund	従業員積立基金
EPFO	Employee Provident Found Organization	労働者積立基金機構
ESI	Employees' State Insurance	被雇用者国家保険
ESIC	Employees' State Insurance Corporation	被雇用者国家保険機構
FDI	Foreign Direct Investment	外国直接投資
FEMA	Foreign Exchange Management Act, 1999	1999 年外国為替管理法
FIPB	Foreign Investment Promotion Board	外国投資促進委員会
FIRC	Foreign Inward Remittance Certificate	外国建国内送金証明書
GST	Goods and Service Tax	物品サービス税
IBBI	The Insolvency and Bankruptcy Board of India	インド破産倒産委員会
ICSI	Institute of Company Secretaries of India	会社秘書役協会
INR	Indian Rupee	ルピー（※インドの通貨単位）
IPC	Indian Penal Code	インド刑法
ITR	Income Tax Return	所得税申告書
KMP	Key Managerial personnel	主要管理職（会社法第 2 条 51 項）
MCA	Ministry of Corporate affairs	企業省
MOA	Memorandum of Association	基本定款
NCLT	National Company Law Tribunal	会社法審判所
NGT	National Green Tribunal	国家グリーン審判所
PAN	Permanent Account Number	※税務番号の 1 つ。
RBI	RESERVE BANK OF INDIA	インド準備銀行
RERA	The Real Estate (Reguration and Development) Act, 2016	2016 年不動産規制開発法
ROC	Registrar of Companies	登記局 ※会社・LLP に関する
SEBI	Securities and Exchange Board of India	インド証券取引委員会
SFIO	Serious Fraud Investigation Office	重大不正調査局
TAN	Tax Deduction Account Number	源泉徴収番号
TDS	Tax Deducted at Source	源泉徴収税

令和 6 年度アップデートについて

※データ収集等においては日本弁護士連合会事務局の協力を得た

【資料のアップデート】

本文中及び別紙に出てきたサイトの更新状況 (URL) は以下のとおりです。

[本文]

- 1 インド進出日系企業リスト……………P. 4
<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100527273.pdf>
- 2 海外在留邦人数調査統計 (2024 年 10 月 1 日現在) ……P. 4
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100781392.pdf>
- 3 Ease of Doing Business rankings……………P. 5
https://archive.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/pdf/db2020/Doing-Business-2020_rankings.pdf
<https://archive.doingbusiness.org/en/rankings>
- 4 インド財務省 HP……………P. 8
<https://www.indiabudget.gov.in/> (TOP)
<https://www.indiabudget.gov.in/budget2017-2018/ub2017-18/keybud/keybud2017.pdf>
- 5 KEY TO BUDGET DOCUMENTS BUDGET 2025-2026 ……P. 8
https://www.indiabudget.gov.in/doc/Key_to_Budget_Document_2025.pdf
- 6 BUDGET 2025-2026 SPEECH OF NIRMALA SITHARAMAN MINISTER OF FINANCE……………P. 8
https://www.indiabudget.gov.in/doc/Budget_Speech.pdf
同スピーチ概要版
<https://www.india.gov.in/spotlight/union-budget-2025-2026>
- 7 Key Features of Budget 2025-2026……………P. 8
<https://www.indiabudget.gov.in/doc/bh1.pdf>
- 8 在インド日本大使館 HP「新紙幣発行に係る情報について (お知らせ)」 ……P. 10
<http://www.in.emb-japan.go.jp/files/000202075.pdf>
在インド日本大使館 HP「新紙幣発行に係る情報について (お知らせ)」に関する追加情報 (その 12)」
<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/000227038.pdf>
- 9 特許庁とジェトロがで「インド司法制度・知財訴訟セミナー」開催……………P. 13
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/07/bb152f9322c371c1.html>
- 10 知的財産法……………P. 26
※2019 年 1 月に Department for Promotion of Industry and Internal Trade (DPIIT) に改称
<https://dpiit.gov.in/policies-rules-and-acts/acts>
- 11 「carandbike」記事 2015 年 12 月 16 日……………P. 28
<https://www.carandbike.com/news/supreme-court-bans-registration-of-diesel-cars-over-2000cc-mahindra-and-mercedes-among-those-affecte-1255264>
- 12 LEGAL FRAMEWORK (Insolvency and Bankruptcy Board in India) ……P. 30
<https://ibbi.gov.in/en> (TOP))
<https://ibbi.gov.in/en/legal-framework/act>

13	DPIIT 「Foreign Direct Investment」	P. 44
	https://dpiit.gov.in/foreign-direct-investment/foreign-direct-investment-policy	
14	DIPP の「Latest Circulars」のページ	P. 45
	https://dpiit.gov.in/policies-rules-and-acts/press-notes-fdi-circular	
15	2017 年度版統合版 FDI ポリシー	P. 45
	https://dpiit.gov.in/sites/default/files/CFPC_2017_FINAL_RELEASED_28.8.17.pdf	
16	2020 年度統合版 FDI ポリシー	P. 45
	https://dpiit.gov.in/sites/default/files/FDI-PolicyCircular-2020-29October2020_0.pdf	
17	Press Note	P. 45
	https://dpiit.gov.in/policies-rules-and-acts/press-notes-fdi-circular	
18	2014 年 1 月 9 日付け価格ガイドライン	P. 46
	https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=8682&Mode=0	
	2014 年 7 月 15 日付け価格ガイドライン	P. 46
	https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=9106&Mode=0	
19	eBook Companies Act, 2013	P. 50
	https://www.mca.gov.in/content/dam/mca/pdf/CompaniesAct2013.pdf	
20	インド企業省 Company Forms Download	P. 58
	https://www.mca.gov.in/MinistryV2/companyformsdownload.html	
21	インド企業省 FAQs DIN Related	P. 59
	https://www.mca.gov.in/content/mca/global/en/help-faq/faqs/din-related.html	
22	わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 2024 年度海外直接投資アンケート調査結果（第 36 回）	P. 81
	https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2024/press_00110.html	
	同調査報告書	
	https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2024/image/000009460.pdf	
	同アンケート結果	
	https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2024/image/000009459.pdf	
23	日本において外国法事務弁護士が承認申請時に納めるべきとされている手数料（3 万円）：日本弁護士連合会会則第 23 条第 1 項	P. 117
	https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/kaisoku/kaisoku_no_1r.pdf	

[別紙 1]

24	THE GAZETTE OF INDIA:EXTRAORDINARY	P. 141
	https://wcd.gov.in/documents/uploaded/1719914401_2NUqe91gql.pdf	
25	HANDBOOK On Sexual Harassment of Women at Workplace	P. 141
	https://wcd.gov.in/documents/uploaded/1716181382_9zygfnp0oU.pdf	
26	The Sexual Harassment of Women at Workplace Prevention, Prohibition, and Redressal Act 2013	P. 141
	https://wcd.odisha.gov.in/women-development/prevention-violence-against-women/sexual-harassment-women-workplace	

[別紙 2]

- 27 インド企業省 Acts & RulesP. 147
<https://www.mca.gov.in/content/mca/global/en/acts-rules/ebooks.html>
- 28 インド企業省 ebooks.....P. 147
https://www.mca.gov.in/content/mca/global/en/acts-rules/ebooks/acts.html?act=NTk2MQ==#Schedule_VII_Activities_Which_May_be_Included_by_Companies_in_their_Corporate_Social_Responsibility_Policies

第1 日本法弁護士が依頼を受ける日本企業のインド案件の解説

1 はじめに（筆者の経験から）

前回の令和元年度のアップデート以降も、筆者は日本企業のインド案件の依頼を取り扱ってきた。

もちろん主として筆者自らの経験の範囲の事実となるが、インド法にも精通する日本法弁護士に対する日本企業のインド案件の依頼で、件数として多いものは、①インドへの事業進出、又は事業拡大に際してのM&Aに関する法務アドバイザリー、②インド子会社に関する有事対応、と分類することが可能である。

そして、具体的には、①は現地企業との合併会社の設立や現地企業の株式取得に至るまでの契約書等各種書面の作成及び法務デューデリジェンスである。そして②は、内部通報制度に基づく内部通報への対応、すなわち、通報者からのヒアリングを行った上で必要な調査を尽くし事実認定をしてその結果を踏まえた関係者の処分や会社としての改善策の導入までの一連の対応（その後に訴訟対応が続く場合もある）が、圧倒的に多かった。

また、以上に加えて、インドに子会社を設立するに際しての依頼として、会社の社内規程を完備すべく、就業規則をはじめとした労働関係規程を、最新の法の要求状況を確認しつつ網羅的に作成すること、また、様々な資金移動に関する金融規制についての質問（増資かECBか、ECB規制の理解、株券電子化についてなど）を受けることも多かった。さらに、研修の実施に関しては、子会社従業員に対し、インド汚職防止法の内容の周知理解を図るものの依頼が多かった。

以上を踏まえ、本アップデートでは、日本企業からの依頼が多い相談類型ごとに、その関係法やインド特有の注意点を説明していく。

2 相談類型ごとの説明

(1) 内部通報

① 関係法令

インドにおいて日本の公益通報者保護法に相当する法律は「Whistle Blowers Protection Act, 2014」であるが、これは公務員の汚職等に関する通報に関するものであり、社内規程としての内部通報規程を作成するにあたって遵守が求められる法律は基本的にはないといっていよい。

② 通報の特徴（日本の場合との比較で）

内部通報が活用されており、件数が多い。また、通報される内容も量的に膨大であったり内容が多岐に渡っていて何をもって通報対象事実と考えているかがわかりにくいものであったりすることが多い印象である。その結果、そもそも社内

規程にしたがい調査対象として受理するべきか（コンプライアンス違反の問題として取り上げられるものか）の判断が難しい場合も多い。

また、典型的に多いパターンとして、能力不足等を理由に退職勧奨や普通解雇をしたときに、その対象者であった女性から内部通報でパワーハラスメントの被害申告がある（またはセクハラ防止規程に基づきセクシャルハラスメントの申告がある）というものがあり、その後の会社とのやり取りの過程で解雇撤回を勝ち取るためのアクションであることが推認されることもある。（ただ、原則的には、それでも通報者からの聴取をはじめ調査に着手する判断をせざるを得ない場合が多いとも思われる。）

③ 調査の実施、事実認定について

通報者本人からの聴取をはじめ、関係者へのインタビューの実施においては言語の問題もあり、内部通報の対応をグループ会社全体のコンプライアンス体制として本社で行う場合には、インド法弁護士も関与する体制で行うことが望ましいと考えられる。

④ ③に基づく関係者の処分について

違法行為が認められた場合、解雇を含めた懲戒処分とともに、それが犯罪行為に該当する場合は刑事告訴を、また会社に損害が認められる場合は民事の損害賠償請求を、検討することになるが、インドでは日本の状況との比較においても訴訟手続が機能していない実態があり、懲戒解雇をしてその無効を争う裁判をされた場合の応訴の負担、民事損害賠償訴訟の実効性を考慮すると、会社の具体的アクションをどうするか決定には日本でのそれとの比較においても非常に悩ましいところがある。

【参考】

ジェトロ「海外拠点（インド）に関する内部通報制度と通報対応の実務」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2022/f51d73500fcb80f6/202203.pdf

（２）汚職防止

① 関係法令

インドにおける汚職防止関係の法律として、The Prevention Corruption (Amendment) Act, 2018（2018年汚職防止法（改正）。PCAとも表記される。）がある。その名称のとおり2018年8月に施行された法律である。

内容の詳細はジェトロ「インド汚職防止法改正概説」に詳しい。2018年12月作成のものだが、同法についてその後には改正はない。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/b93f7573fafbc2d9/in201812.pdf

② 同法のポイント

- ・ 商業的組織（※会社を含む）の関係者が不当な利益供与又はその約束をした場合、当該組織が法律違反の犯罪行為をしたことになる（9条1項）。こ

こにいう「関係者」には、当該組織の役職員はもちろん含まれるが、当該会社が業務を委託した会社のような第三者も含まれる。したがって、例えば許認可申請手続を第三者に委託したような場合、当該第三者が贈賄行為を行うと委託者である会社が法律違反をしたことになる（同法9条1項。ゆえに、委託先のコンプライアンス体制の確認も必要ということになる。）

- ・ 前記により商業的組織に法律違反が成立する場合に、これが当該組織の取締役等の合意又は黙認（connivance）のもとで犯されたと裁判で立証されると、当該取締役等にも犯罪が成立することになる。しかもその刑罰は「3年超7年以下の懲役および罰金の併科」であり軽い。（同法10条1項。ゆえに、例えば合併で設立した会社の取締役として日本本社の人間を外向させる場合、当該合併会社において贈賄行為が行われていると、日本本社の人間もそれを黙認していたとして犯罪が成立してしまうリスクがあることになる。）
- ・ なお、商業的組織に犯罪が成立することについては、当該組織において、関係者が贈賄をすることを防止する適切な体制を政府が別途定めるガイドラインにしたがって導入していたことを立証した場合は犯罪は成立しない、との規定もあるが（9条1項但書）、しかし2025年4月1日時点においても上記の「ガイドライン」は未だ制定されておらず、したがってこの犯罪不成立となる場合の基準については明確になっていない。
- ・ 米国の汚職防止法であるいわゆる FCPA（海外腐敗行為防止法）においては「Facility payment（ファシリティペイメント）」に関する定めがあり、手続の迅速化のみに関わる利益の提供は贈賄にならないとされているが、インド汚職防止法ではそのような例外規定はなく、広く当該組織の業務遂行上の便宜の獲得に関する利益の提供は全て違反行為とされている。インドにおいても「ファシリティペイメントだから違法ではない」との認識に接することがあったが、それは誤りである。（したがって、従業員向け研修においても、いわゆる「ゼロ・トレランス」を強調することになる。）

（条文）

第9条1項本文

商業的組織に関係するものが、当該商業的組織のために事業を獲得し、もしくは維持し、または当該商業的組織のために事業遂行上の便宜を獲得し、もしくは維持する目的で公務員に対して不当な利益を提供し、または提供することを約した場合、当該商業的組織によってこの法律の違反が侵されたものとして、当該商業的組織を罰金の刑に処する。

※但書も

第10条1項 商業的組織によって第9条の違反が犯され、この違反が当該商業的組織の取締役、マネージャー、秘書またはその他役員の合意または黙認のもと犯されたことが裁判で立証された場合、このような取締役、マネージャー、秘書またはその他役員はその違反を犯したものとして、起訴され、3年超7年以下の懲役および罰金の併科に処される。

（3）社内規程の整備（インドの労働法制）

① 関係法令

本報告書の初版（2018 年度版）においても指摘していたとおり、インドの労働関係法令は連邦法だけで 40 近くもあり、全貌の把握も容易でないため、海外投資を促す「Ease of doing business in India」の促進の観点からもかねてよりこれらの統合が検討されていた（4 つに集約する）。

果たして、2019 年と 2020 年にわたって、以下の 4 つの労働新法が制定された。

2019 年賃金法（Code on Wages, 2019）

2020 年労使関係法（Industrial Relations Code, 2020）

2020 年社会保障法（Social Security Code, 2020）

2020 年労働安全衛生法（Occupational Safety, Health and Conditions Code, 2020）

各改正法の条文は、Ministry of Labor and Employment（インド労働雇用省）の「Labor Codes」のページで確認できる。

また、同ページには「New Labor Code for New India」と題する、今回の改正をアピールする内容の冊子も掲載されている。モディ首相の巻頭言は、筆者の意訳含みでは以下のようなものである。

- i 待ち望まれた改正がついに実現した
- ii この改革は「ワーカーのウェルビーイングの保障」と「経済成長の後押し」に資する
- iii 「政府の最小化とガバナンスの最大化」の象徴である
- iv 最低賃金と適時の支払いを一般化する（※筆者注：最低賃金の法的保障は今回初めて実現する。）
- v 職場での安全（Occupational Safety）が確保される
- vi 労働環境が改善され、それが経済成長のペースを加速させる
- vii ビジネスのし易さ（※世界銀行による「Ease of doing business」の世界におけるランキング）を確たるものにする
- viii 事業者のコンプライアンス遵守事項や煩雑な官僚主義的手続への対応を減らすことにつながる
- ix 労使紛争等にテクノロジーを利用する

このように、労働者の権利保護に資するものであることを基本としつつ、経済成長や、外国企業にとっての「ビジネスのし易さ」を上げていくものであることも強調されている。

経済界の要請に応えるという改正内容としては、例えばレイオフがし易くなった、解雇の際に行政の許可を得なければならない要件が緩和された、有期期間労働者という契約形態が許容された、などが挙げられる。

Ministry of Labour & Employment

Labor Law Reforms

<https://labour.gov.in/labour-law-reforms>

しかしながら、2025 年 4 月時点で、これら 4 つの労働新法は未だに施行されていない。連邦議会の法として成立したこれらの改正法を施行するにあたっては、インドの各州の実情を反映して制定された各州法を伴い同時に施行することが予定されているところ、全ての州法が未だ制定に至っていない状況にあるようである（なお、2024 年 12 月の段階では、インド労働雇用省によれば 2025 年 3 月までには全ての州法が制定される見込みである旨が公表されていたが、そうは至らなかったようである。）。

各州における法整備の状況は、全インド雇用者団体（AIOE。インド商工会議所連盟（FICCI）の関連団体）のサイトで確認できる。

The All India Organisation of Employers (AIOE)

<https://aioe.in/new-labour-codes/>

また、4 つの労働新法の内容については以下に詳細に説明されている。

ジェトロ作成「インド新労働法制の概要」（2021 年 3 月作成）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2021/a94e915978f275c6/rp202103-in.pdf

以上の次第であり、就業規則の作成にあたっては、現時点では遵守すべき連邦法は未だ施行されていない労働新法ではないということになるが、施行がいよいよ近づいてきていると認められることも踏まえ、これから就業規則を作成するのであれば新法の内容を反映したものとしてしまうことも一考である。

また、これは従前と変わらないが、就業規則の作成については、特に休暇や解雇手続に関し、各週の店舗施設法（Shop and Establishment Act）を遵守するものとすることも重要である。

② 作成しなければならない規程

実務的には、就業規則とは別に、以下の法律の定めにしたがった内容の社内規程を作成する必要がある（特に後者 2 つの法律に対応した Policy の策定は見落とされがちである。）。

Sexual Harassment of Women at Workplace (Prevention, Prohibition and Redressal) Act, 2013 （※頭文字をとって「PoSH 法」と呼ばれる。）

Maternity Benefit Act 2016

Disabilities Act, 2016

The HIV and AIDS (Prevention & Control) Act, 2017

※ またここで、PoSH 法に関するコラムとして、2023 年 5 月の最高裁判決について記載する予定。（この裁判において最高裁は、社内苦情委員会の設置などの雇用者の義務がなかなか順守されていない現状において Posh

法の遵守を確保させるためのガイドラインを作成しており、今後は会社の Posh 法遵守違反のレピュテーションリスクが高まる可能性があること、及び、裁判となった事件自体はセクハラが認定されたことを理由とする懲戒解雇の有効性が争われたもので 2014 年に高裁が解雇は有効と判断していたものの 2023 年に最高裁はこれを否定して社内苦情委員会に再度の調査を命じたもので、インドにおいて訴訟が係属した場合のデメリットのインパクトを示すものである。)

第 2 新法の制定、法改正、この間の運用実態の紹介

1 個人情報保護法

「2023 年デジタル個人情報保護法 (Digital Personal Data Protection Act, 2023)」(以下、「2023 年デジタル PDPA」が、2023 年 8 月 11 日に成立した。)

内容については以下にまとめられている。

ジェトロ作成「Q&A 方式で把握するインドデジタル個人データ保護法」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2023/a0762dd6b2abfacd/202312.pdf

もっとも、同法は 2025 年 4 月時点では未だ施行されていない。しかし、2025 年 1 月には同法施行規則案が公表され、2 月までパブリックコメントも募集された。よって、施行規則案が確定し同法が施行される日も遠くないものと思われる。

同法施行規則案の検討状況

<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2090048>

2 独占禁止法 (改正)

2023 年 4 月 11 日付けインド官報に競争法改正法 (改正・The Competition (Amendment) Act, 2023) が公布された。インド競争法自体の改正は初めてである。

3 刑法、刑事訴訟法 (新法)

イギリス植民地時代に成立した 3 つの刑事関係法について、2023 年に大幅に改正された。1973 年刑事訴訟法 (CrPC) は、Bharatiya Nagarik Suraksha Sanhita (BNSS) に、1860 年インド刑法 (IPC) は Bharatiya Nyaya Sanhita (BNS) に、1872 年インド証拠法 (IEA) は Bharatiya Sakshya Adhinyam (BSA) に置き換えられた。

4 破産倒産法

同法については大きな改正はありませんが、事例紹介として、Go Air という大手 LLC の破産倒産手続申立の顛末 (最終的に航空機のリース会社からの目的物引き揚げが裁判所によって認められ、2025 年 1 月には精算手続に入ることが会社法審判所により決定されたことの詳細について、同法上の各制度の使われ方や、同法は手続に時

間制限を定めているものの実際にはそのとおりには進んでいない（やはり時間がかかっている）。

【コラム】インド破産倒産法の運用状況

https://www.business-standard.com/companies/news/go-first-airways-liquidation-nclt-insolvency-bankruptcy-crisis-125012000326_1.html